

## 津久見市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

現計画	変更後
<p>目次</p> <p>1 基本的な事項…………… 1          (1) 津久見市の概況…………… 1          (2) 人口及び産業の推移と動向…………… 6          (3) 行財政の状況…………… 12          (4) 地域の持続的発展の基本方針…………… 16          (5) 地域の持続的発展のための基本目標…………… 17          (6) 計画の達成状況の評価に関する事項…………… 21          (7) 計画期間…………… 21          (8) 公共施設等総合管理計画等との整合…………… 21</p> <p>2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成…………… 22          (1) 現況と問題点…………… 22          (2) その対策…………… 23          (3) 計画…………… 25          (4) 公共施設等総合管理計画等との整合…………… 25</p> <p>3 産業の振興…………… 26          (1) 現況と問題点…………… 26          (2) その対策…………… 29          (3) 計画…………… 32          (4) 産業振興促進事項…………… 33          (5) 公共施設等総合管理計画等との整合…………… 33</p> <p>4 地域における情報化…………… 34          (1) 現況と問題点…………… 34          (2) その対策…………… 34</p>	<p>目次</p> <p>1 基本的な事項…………… 1          (1) 津久見市の概況…………… 1          (2) 人口及び産業の推移と動向…………… 4          (3) 行財政の状況…………… 10          (4) 地域の持続的発展の基本方針…………… 14          (5) 地域の持続的発展のための基本目標…………… 14          (6) 計画の達成状況の評価に関する事項…………… 15          (7) 計画期間…………… 16          (8) 公共施設等総合管理計画等との整合…………… 16</p> <p>2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成…………… 17          (1) 現況と問題点…………… 17          (2) その対策…………… 18          (3) 計画…………… 21          (4) 公共施設等総合管理計画等との整合…………… 21</p> <p>3 産業の振興…………… 22          (1) 現況と問題点…………… 22          (2) その対策…………… 25          (3) 計画…………… 29          (4) 産業振興促進事項…………… 30          (5) 公共施設等総合管理計画等との整合…………… 30</p> <p>4 地域における情報化…………… 31          (1) 現況と問題点…………… 31          (2) その対策…………… 31</p>

(3) 計画	36	(3) 計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	36	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	33
5 交通施設の整備、交通手段の確保	37	5 交通施設の整備、交通手段の確保	34
(1) 現況と問題点	37	(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	38	(2) その対策	35
(3) 計画	41	(3) 計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	37
6 生活環境の整備	42	6 生活環境の整備	38
(1) 現況と問題点	42	(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	45	(2) その対策	41
(3) 計画	48	(3) 計画	45
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	49	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	46
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	50	7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	47
(1) 現況と問題点	50	(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	52	(2) その対策	50
(3) 計画	57	(3) 計画	55
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	58	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	56
8 医療の確保	59	8 医療の確保	57
(1) 現況と問題点	59	(1) 現況と問題点	57
(2) その対策	60	(2) その対策	59
(3) 計画	62	(3) 計画	61
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	62	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	61
9 教育の振興	63	9 教育の振興	62
(1) 現況と問題点	63	(1) 現況と問題点	62
(2) その対策	65	(2) その対策	64
(3) 計画	68	(3) 計画	67

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	68
10 集落の整備	69
(1) 現況と問題点	69
(2) その対策	69
(3) 計画	71
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	71
11 地域文化の振興等	72
(1) 現況と問題点	72
(2) その対策	72
(3) 計画	74
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	74
12 再生可能エネルギーの利用の推進	75
(1) 現況と問題点	75
(2) その対策	75
(3) 計画	76
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	76
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	77
(1) 現況と問題点	77
(2) その対策	77
(3) 計画	79
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	79
事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	80

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	67
10 集落の整備	69
(1) 現況と問題点	69
(2) その対策	69
(3) 計画	71
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	71
11 地域文化の振興等	72
(1) 現況と問題点	72
(2) その対策	72
(3) 計画	74
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	74
12 再生可能エネルギーの利用の推進	75
(1) 現況と問題点	75
(2) その対策	75
(3) 計画	76
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	76
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	77
(1) 現況と問題点	77
(2) その対策	77
(3) 計画	79
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	79
事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	80

## 1. 基本的な事項

### (1) 津久見市の概況

#### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

##### ○自然

本市は、大分県の南東部に位置し、豊後水道に面した海沿いの都市であり、北に臼杵市、南に佐伯市と境を接し、東西に 28km、南北に 12km、総面積は 79.48 km<sup>2</sup>となっている。豊後水道に面した津久見湾の湾口部を囲うようにして半島部の典型的なリアス海岸が伸び、それをさらに鎮南山、姫岳、碁盤ヶ岳、彦岳といった 600~700m の山地が三方から馬蹄型に囲んでいる。島しょ部は、四浦半島の延長に保戸島、長目半島の延長に地無垢島、沖無垢島と合計 3 島がある。美しいリアスの海岸線が山地斜面のミカン栽培の段々畑とコントラストをなしており、色とりどりの風光明媚な景観を構成している。また、山地部には広大な石灰岩地帯の鉱山が展開しており、独特な景観を有している。九州の中でも大分県は、日本の「懐」というべき瀬戸内海や豊後水道に面し、台風の襲来や冬の厳しい季節風から守られているため、比較的温暖な気候に恵まれ、県南に位置する本市は、その中でも気候条件はかなり穏和であり温暖である。

##### ○歴史

津久見という文字が記された最も古い史料をみると、鎌倉時代建長 2 年（1250 年）に「津久見浦守八幡大菩薩にやぶた三反を御供田として寄進される」とある。戦国時代には大友氏の支配下にあり、大友家 21 代義鎮（宗麟）は、キリスト教の教えを広め、晩年は津久見赤河内に居を移し、1587 年に波乱に満ちた生涯を終えた。江戸時代には、北半分が臼杵藩、南半分が佐伯藩と市域が分断されていた。江戸時代から明治時代にかけて、ミカン栽培や石灰づくりが進展したが、特に、大正 5 年の日豊本線臼杵・佐伯間開通を契機に、ミカンの栽培面積が拡大するとともに近代的なセメント工業が発

## 1. 基本的な事項

### (1) 津久見市の概況

#### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

##### ○自然

本市は、大分県の南東部に位置し、豊後水道に面した海沿いの都市であり、北に臼杵市、南に佐伯市と境を接し、東西に 28km、南北に 12km、総面積は 79.48 km<sup>2</sup>となっている。豊後水道に面した津久見湾の湾口部を囲うようにして半島部の典型的なリアス海岸が伸び、それをさらに鎮南山、姫岳、碁盤ヶ岳、彦岳といった 600~700m の山地が三方から馬蹄型に囲んでいる。島しょ部は、四浦半島の延長に保戸島、長目半島の延長に地無垢島、沖無垢島と合計 3 島がある。美しいリアスの海岸線が山地斜面のミカン栽培の段々畑とコントラストをなしており、色とりどりの風光明媚な景観を構成している。また、山地部には広大な石灰岩地帯の鉱山が展開しており、独特な景観を有している。九州の中でも大分県は、日本の「懐」というべき瀬戸内海や豊後水道に面し、台風の襲来や冬の厳しい季節風から守られているため、比較的温暖な気候に恵まれ、県南に位置する本市は、その中でも気候条件はかなり穏和であり温暖である。

##### ○歴史

津久見という文字が記された最も古い史料をみると、鎌倉時代建長 2 年（1250 年）に「津久見浦守八幡大菩薩にやぶた三反を御供田として寄進される」とある。戦国時代には大友氏の支配下にあり、大友家 21 代義鎮（宗麟）は、キリスト教の教えを広め、晩年は津久見赤河内に居を移し、1587 年に波乱に満ちた生涯を終えた。江戸時代には、北半分が臼杵藩、南半分が佐伯藩と市域が分断されていた。江戸時代から明治時代にかけて、ミカン栽培や石灰づくりが進展したが、特に、大正 5 年の日豊本線臼杵・佐伯間開通を契機に、ミカンの栽培面積が拡大するとともに近代的なセメント工業が発

達した。また、保戸島のまぐろ延縄漁業も大正から昭和にかけて日本列島全域から南洋へ進出し、こうした鉱工業や農業・水産業の発展によって、現在の津久見市の産業の礎を築いていった。行政としては、明治 22 年に市町村制施行令により、四保戸村・日代村・津組村・青江村・下浦村の 5 村となり、明治 25 年には四保戸村が分裂して四浦村・保戸島村となった。大正 10 年には津組村が、昭和 3 年には青江村がそれぞれ町制を敷き、昭和 8 年には津久見町・青江町・下浦村が合併して津久見町となった。最終的には、昭和 26 年に 1 町 3 村（津久見町・日代村・四浦村・保戸島村）が合併し、現在の津久見市が誕生し、現在に至っている。

#### ○社会

本市は、津久見湾奥部の狭小な平地に発達した商工業を主とした市街地と、周辺部の農業・漁業を営む小集落からなっている。保戸島や無垢島の離島の漁業集落をはじめ、日代、四浦、長目の各地区に点在する小集落では、民家が不規則に点在しており、道路については部分的に解消されているものの、未だ狭い箇所も残っている。また、青江川や津久見川が形成する平地に分布する市街地も狭く、不規則な道路網になっているところが多くあり、また住宅地と工場が混在しているところもあることから、都市の再開発が必要である。このため、市街地の拡大や公共用地及び住宅用地の確保の方法として公有水面の埋立てや土地区画整理事業を進めてきた。このような状況の中、本市は、平成 29 年 9 月の台風第 18 号の豪雨により、市内を流れる津久見川・彦の内川、青江川や徳浦川が氾濫したほか、市内全域で内水氾濫が発生し、2,000 棟近い建物が浸水被害を受けた。また、道路も寸断され、孤立した地域も出た。街なかには、がれき混じりの汚泥等があふれ出し、水道も断水するなど、この豪雨により、多くの市民が被災する甚大な災害となった。人口は、昭和 35 年以降減少を続けており、特にここ 5 年は、豪雨災害の影響などから、さらに減少が進んでい

達した。また、保戸島のまぐろ延縄漁業も大正から昭和にかけて日本列島全域から南洋へ進出し、こうした鉱工業や農業・水産業の発展によって、現在の津久見市の産業の礎を築いていた。行政としては、明治 22 年に市町村制施行令により、四保戸村・日代村・津組村・青江村・下浦村の 5 村となり、明治 25 年には四保戸村が分裂して四浦村・保戸島村となった。大正 10 年には津組村が、昭和 3 年には青江村がそれぞれ町制を敷き、昭和 8 年には津久見町・青江町・下浦村が合併して津久見町となった。最終的には、昭和 26 年に 1 町 3 村（津久見町・日代村・四浦村・保戸島村）が合併し、現在の津久見市が誕生し、現在に至っている。

#### ○社会

本市は、津久見湾奥部の狭小な平地に発達した商工業を主とした市街地と、周辺部の農業・漁業を営む小集落からなっている。保戸島や無垢島の離島の漁業集落をはじめ、日代、四浦、長目の各地区に点在する小集落では、民家が不規則に点在しており、道路については部分的に解消されているものの、未だ狭い箇所も残っている。また、青江川や津久見川が形成する平地に分布する市街地も狭く、不規則な道路網になっているところが多くあり、また住宅地と工場が混在しているところもあることから、都市の再開発が必要である。このため、市街地の拡大や公共用地及び住宅用地の確保の方法として公有水面の埋立てや土地区画整理事業を進めてきた。このような状況の中、本市は、平成 29 年 9 月の台風第 18 号の豪雨により、市内を流れる津久見川・彦の内川、青江川や徳浦川が氾濫したほか、市内全域で内水氾濫が発生し、2,000 棟近い建物が浸水被害を受けた。また、道路も寸断され、孤立した地域も出た。街なかには、がれき混じりの汚泥等があふれ出し、水道も断水するなど、この豪雨により、多くの市民が被災する甚大な災害となった。人口は、昭和 35 年以降減少を続けており、特に近年は、若者世代の転出超過などにより、さらに減少が進んでい

る。なお、人口分布としては、市街地周辺部に集中するという傾向にある。

#### ○経済

温暖な気候に加え、山の傾斜面やハウスを利用したミカン栽培を中心とした農業、津久見湾周辺の沿岸漁業、保戸島を中心とする近海・遠洋マグロ漁業、質・量ともに優れた石灰石の採掘及びそれを原料とするセメント製造業が本市の経済を支えてきた。業種の広がりに乏しい反面、日本を代表する産業の振興により、本市の大分県における住民1人当たりの市町村民所得は、高い水準で推移している。経済発展の重要な要素となるのは交通である。三方を山地によって囲まれ陸の孤島であった本市にとって、大正5年の国鉄津久見駅の開設、昭和52年の臼津バイパスの開通は、産業・経済に大きな影響を与えた。また、平成13年には高規格幹線道路である東九州自動車道の上り線が開通し、平成20年には下り線（津久見～佐伯間）が開通したこと、さらに、平成27年3月に佐伯IC、延岡南IC間が開通したことで、宮崎市までの所要時間が大幅に短縮され、交流人口の増大及び圏域の拡大が図られた。

#### イ 過疎の状況

昭和25年国勢調査によると津久見町23,116人、日代村3,648人、四浦村4,523人、保戸島村2,882人であり、この1町3村（計34,169人）が翌26年4月に合併し、津久見市としてスタートした。本市において人口動向の鍵を握ってきた市内のセメント会社は、昭和24年から38年にかけて事業規模を拡大し、戦後復興による旺盛なセメント需要に応えるために活発な設備投資を行ってきた。また、現在では業界有数の石灰石採掘業者が昭和33年から水晶山の採掘を始め、昭和38年からは胡麻柄山の鉱山の開発に着手したことにより、仕事を求めて人々が流入してきた。その結果、昭和35年には37,164人となり、本市の人口のピークとなった。ところが、昭和38年から40年にかけて国内のセメント消費が減少に転じたことにより、セメント企業各社間の競争が激化したため

る。なお、人口分布としては、市街地周辺部に集中するという傾向にある。

#### ○経済

温暖な気候に加え、山の傾斜面やハウスを利用したミカン栽培を中心とした農業、津久見湾周辺の沿岸漁業、保戸島を中心とする近海・遠洋マグロ漁業、質・量ともに優れた石灰石の採掘及びそれを原料とするセメント製造業が本市の経済を支えてきた。業種の広がりに乏しい反面、日本を代表する産業の振興により、本市の大分県における住民1人当たりの市町村民所得は、高い水準で推移している。経済発展の重要な要素となるのは交通である。三方を山地によって囲まれ陸の孤島であった本市にとって、大正5年の国鉄津久見駅の開設、昭和52年の臼津バイパスの開通は、産業・経済に大きな影響を与えた。また、平成13年には高規格幹線道路である東九州自動車道の上り線が開通し、平成20年には下り線（津久見～佐伯間）が開通したこと、さらに、平成27年3月に佐伯IC、延岡南IC間が開通したことで、宮崎市までの所要時間が大幅に短縮され、交流人口の増大及び圏域の拡大が図られた。

#### イ 過疎の状況

昭和25年国勢調査によると津久見町23,116人、日代村3,648人、四浦村4,523人、保戸島村2,882人であり、この1町3村（計34,169人）が翌26年4月に合併し、津久見市としてスタートした。本市において人口動向の鍵を握ってきた市内のセメント会社は、昭和24年から38年にかけて事業規模を拡大し、戦後復興による旺盛なセメント需要に応えるために活発な設備投資を行ってきた。また、現在では業界有数の石灰石採掘業者が昭和33年から水晶山の採掘を始め、昭和38年からは胡麻柄山の鉱山の開発に着手したことにより、仕事を求めて人々が流入してきた。その結果、昭和35年には37,164人となり、本市の人口のピークとなった。ところが、昭和38年から40年にかけて国内のセメント消費が減少に転じたことにより、セメント企業各社間の競争が激化したため

価格の低迷が続き、合理化という再建策を取らざるを得ない状況となり、また、全国的には高度経済成長期であったので、若年労働者の市外流出が始まった。さらに、昭和 52 年の臼津バイパスの開通により、臼杵市との距離が短縮され、地価の安い臼杵市へ転出者が増加したことや、市内の事業所の合理化による労働者の減少、国・県の出先機関の縮小・定員減、農業・漁業の不振等による若年労働者の市外流出が人口減少の主な要因となっている。このような状況から、人口減少が続き、平成 22 年国勢調査で 19,917 人となり、平成 27 年では 17,969 人となっている。平成 2 年と平成 27 年を比較すると、8,828 人減少し、そのうち平成 22 年と平成 27 年を比較すると 1,948 人減少しており、この 5 年間で、さらに人口減少が進んだ結果となっている。

人口減少の要因である自然増減については、平成 22 年以降の出生数の推移を見ると、近年 100 人を下回っている一方で、死亡数については、年によって変化があるものの、出生数を大きく上回っている。そのことから、自然減で推移しており、さらに、その減少幅は大きくなっている。社会増減についても、転出数が転入数を上回っており、平成 22 年以降の転入・転出数の推移を見ると、その差が近年増加傾向にあり、減少幅は大きくなっている。

このような状況から、本市をとりまくここ 10 年程度の人口の推移の状況は、全体的に減少幅が大きくなっている。大きな要因は、若年層の進学・就職による転出と他市への就学後の帰郷する人数の減少によるものとなっている。

また、他市町での住宅取得による転出や子どもの進学によるもの、平成 29 年の台風災害により家を離れた影響による転出もあると思われる。以上のことから、若年層や若い世代のファミリー層の転出超過により人口が減少し、さらに少子化が進行している要因と考えられる。加えて、未婚率の上昇、合計特殊出生

価格の低迷が続き、合理化という再建策を取らざるを得ない状況となり、また、全国的には高度経済成長期であったので、若年労働者の市外流出が始まった。さらに、昭和 52 年の臼津バイパスの開通により、臼杵市との距離が短縮され、地価の安い臼杵市へ転出者が増加したことや、市内の事業所の合理化による労働者の減少、国・県の出先機関の縮小・定員減、農業・漁業の不振等による若年労働者の市外流出に加え、近年は就職や進学を期にした転出が人口減少の主な要因となっている。このような状況から、人口減少が続き、平成 27 年国勢調査で 17,969 人となり、令和 2 年では 16,100 人となっている。平成 7 年と令和 2 年を比較すると、8,748 人減少し、そのうち平成 27 年と令和 2 年を比較すると 1,869 人減少しており、この 5 年間で、さらに人口減少が進んだ結果となっている。

人口減少の要因である自然増減については、出生数の推移を見ると平成 27 年頃は 100 人前後で推移していたが、近年は 50 人前後と激減している一方で、死亡数については、年によって変化があるものの増加傾向にあり、出生数を大きく上回っていることなどから自然減の減少幅も大きくなっている。社会増減についても、転出数が転入数を上回っており、その減少幅は大きく、改善傾向にはない。

このような状況から、本市をとりまくここ 10 年程度の人口の推移の状況は、全体的に減少幅が大きくなっている。大きな要因は、若年層の進学・就職による転出と他市への就学後の帰郷する人数の減少によるものとなっている。また、他市町での住宅取得による転出や子どもの進学によるもの、さらには、平成 29 年の台風災害後の数年間は転出超過の状況が著しかったことなどから、被災したことなどによる転出もあると思われる。特に、若者の進学や就職等の機会での転出や、20 代、30 代のファミリー層の転出超過が、少子化に拍車をかけている要因と考えられる。加えて、未婚率の上昇、合計特殊出

率の低さも少子化につながっている。このような人口減少に歯止めをかけるため、前津久見市過疎地域自立促進計画では、目指すべき将来像『誇りと自信に満ちたまち「津久見」～笑顔と活力あふれる定住拠点～』を掲げ、まちづくりの基本目標に沿って、各種分野において施策を講じてきた。

基本目標①「健やかな暮らしを支え合う思いやりのまち」(保健・医療・福祉分野)として、子育て世代が安心して子どもを生み育てができるよう、子ども医療費助成については、充実した助成制度を整備し、乳幼児個別訪問など、子育てのステージに応じたきめ細かな対応を行ってきた。また、地域医療体制充実のため、大分大学医学部から医師を招聘し、医師の確保を図った。誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう「つくみ福祉まるごと支援協議会」を設置し、つながり支え合う地域共生社会の実現に向けた「つくみTTプロジェクト※」等の取組を推進した。さらには、地域の独居高齢者の食事支援

※「つくみTTプロジェクト」・・・つながろうのTとつくみのTをイメージに、みんなが一緒につながり、支え合う「地域共生社会」を実現する取組。具体例は、「福祉まるごと相談窓口」がある。サービス「とぎの輪食堂事業」を開始し、「週1元気アップ体操」を開催することで健康寿命の延伸に向けた取組も推進した。

基本目標②「郷土を想う心の豊かなひとを育てるまち」(教育・文化分野)として、教育環境整備においては、小中学校の教室にエアコンの設置、また、創造性を育む教育ICT環境の実現に向け、小中学校に一人一台のタブレットを設置し、校内無線LANの環境整備を図った。豊かな心、郷土を想う心を育むため、津久見の文化や産業、地質資源など多様な体験学習を行い、ふるさと教育を推進した。また、社会教育の充実に向け、市民会館リニューアル事業を行い、利用者が活用しやすい環境づくりを進めた。

生率の低さも少子化につながっている。このような人口減少に歯止めをかけるため、前津久見市過疎地域自立促進計画では、目指すべき将来像『誇りと自信に満ちたまち「津久見」～笑顔と活力あふれる定住拠点～』を掲げ、まちづくりの基本目標に沿って、各種分野において施策を講じてきた。

削る

基本目標③「世界に誇る地域資源で活力を創造するまち」(産業振興・雇用分野)  
として、観光産業の育成を図り、雇用・定住促進につなげていくための指針を示した津久見市観光戦略を新たに策定した。主に街なか観光拠点施設の整備を掲げるほか、四浦半島の河津桜や山桜などによる西日本一の桜観光、鉱山・工場・港湾の景観、2億4千万年前の宇宙塵が存在する網代島、つくみイルカ島、保戸島観光など津久見の地域資源を生かした観光商品開発等の取組を進めてきた。第1次産業の振興については、外部人材を招聘し、新たな視点や発想で事業展開を行い、本市の基幹産業の一つである「漁業」や、柑橘類をはじめとする「農業」等の新たな販路としての「つくみ軽トラ市」の継続開催など、商品の充実、出荷者の組織化を図った。また、就労環境の整備では、事業所の設備投資、新規雇用従業者の雇用及び社宅整備について助成金を交付する津久見市企業立地促進条例を制定するとともに、新規創業を支援する創業支援補助金を創設するなど、まちの活性化、産業振興を見据えた取組も始めた。

基本目標④「多様な都市活動を支える快適で潤いのあるまち」(都市基盤・生活基盤整備分野)として、市道岩屋線の道路改良事業については、津久見川の拡幅工事によって、架け替えとなる新港橋の拡幅を含め、現在も整備を進めている。令和2年度には、念願の市道徳浦松崎線バイパス事業及び一般国道217号平岩松崎バイパス事業の第1期施工区間が完了した。今後、国道217号平岩松崎バイパス事業の第2期施工区間が完了すれば、産業・防災・医療・観光の大動脈としての機能強化と通勤・通学の安全性・利便性が向上する。また、ブロードバンド整備事業により、市内のほぼ全域に光ファイバーによる高速インターネット接続環境が実現した。住宅環境整備については、住宅用地の販売価格の見直しを行うとともに、若い世代を対象に分譲価格を大幅に引き下げ、新築奨励・市内消費喚起事業等を併せて活用することにより、定住につなげる取組

も進めた。

基本目標⑤「美しい津久見の環境を次世代へつなぐまち」(循環型社会・環境保全分野)として、本市は、長年、可燃ごみを固形燃料化し、セメント工場の原料・燃料として再利用を図るなど、地域の基盤産業と連携した独自の方法で、CO<sub>2</sub>排出抑制や循環型社会の形成に取り組んできた。一般廃棄物処理施設の可燃ごみ固形燃料化施設（ドリームフューエルセンター）の老朽化が著しく、維持管理費が市財政の大きな負担となっていたことから、大分都市広域圏の一般廃棄物の広域処理施設整備に参画し、令和9年度の稼働を目標に協同で取り組んでいる。しかし、広域処理施設の稼働まで施設の運転が困難な状況となつたことから、令和3年度から大分市に可燃ごみの処理委託を開始した。また、セメント産業の力で社会に貢献するため、全国各地で発生する災害廃棄物を受け入れ、セメント工場でセメント焼成の原料・燃料として資源化処理を行っている。平成28年12月に、循環型社会の形成及び災害時の廃棄物等の処理体制について、大分県・太平洋セメント株式会社・津久見市の三者が互いに協力し、計画的に取り組むための協定を締結した。

基本目標⑥「未来の津久見市を共に考え行動するまち」(市民活動・行財政分野)として、自ら活動する人材や団体を育成するため、公募型補助金を創設し、まちづくり推進事業や婚活サポート推進事業をはじめ、併せて、各行政区における地域懇談会の開催や各種団体との意見交換など、市民の意見を伺う取組を積極的に実施した。また、地域おこし協力隊の隊員数を増員することで、より多くの地域の魅力の発信や課題解決に向けた取組が活発化してきた。長年の懸案であった市役所新庁舎建設については専門家検討委員会及び市民委員会を設置し検討を重ね、基本構想、基本計画の策定に至った。財源確保と産業振興のため、ふるさと納税の推進を目的とした、プロモーション事業を行うなど積極的な情報発信に取り組み、寄附額の増加、津久見市のPRにつなげた。以上の

ように、過疎対策事業を幅広く推進し、住民福祉の向上は図られたと考えているが、急速な高齢社会の進展や少子化等、社会情勢の変化により、以前にも増して、過疎化が進んでいる。これらの施策は現在も推進中であり、人口減少に歯止めをかけるため、今後は、津久見市独自の個性的な施策を重点的に実施していく。

#### ウ 社会経済的発展の方向の概要

本市は、蔵富地区に樹齢850年を超える国指定の天然記念物「尾崎小ミカン先祖木」があり、温暖な気候で柑橘栽培に適し、温州みかんは古くから基幹産業の一つとして発展してきた。しかし、生産過剰による価格低迷やオレンジの輸入自由化等の外的要因や急傾斜地に開畑された樹園地の基盤整備の遅れ、古い産地ゆえの消費嗜好の変化に対応した品種転換や系統更新の立ち遅れにより、労働条件の向上が図れないことが課題となってきた。また、かつての好調な景気に支えられた第2次、第3次産業への人口流出に伴う後継者不足は、農業従事者の高齢化の要因にもなっており、地域農業の維持発展に深刻な問題となってきた。この状況を改善するため、昭和63年度から農業施策に重点を置き、ミカン農業は高糖系や優良中晩柑品種への転換を進めるとともに、ハウスミカンや花き等の施設栽培による複合経営を推進し、柑橘主体の生産構造の改善と意欲ある農業企業者の育成を図ってきた。さらに「津久見市農業振興地域整備計画」を作成し、本市の地理条件を生かした農業の振興を図ってきた。

柑橘栽培とともに市の産業経済の骨格をなしている鉱工業では、大正期にその豊富な資源と自然の良港に着目してセメント会社が設立され、そのうえ石灰石の採掘企業やそれを主原料とする各種石灰、炭酸カルシウム等の製造工

#### ウ 社会経済的発展の方向の概要

本市は、蔵富地区に樹齢850年を超える国指定の天然記念物「尾崎小ミカン先祖木」があり、温暖な気候で柑橘栽培に適し、温州みかんは古くから基幹産業の一つとして発展してきた。しかし、生産過剰による価格低迷やオレンジの輸入自由化等の外的要因や急傾斜地に開畑された樹園地の基盤整備の遅れ、古い産地ゆえの消費嗜好の変化に対応した品種転換や系統更新の立ち遅れにより、労働条件の向上が図れないことが課題となってきた。また、かつての好調な景気に支えられた第2次、第3次産業への人口流出に伴う後継者不足は、農業従事者の高齢化の要因にもなっており、地域農業の維持発展に深刻な問題となってきた。この状況を改善するため、昭和63年度から農業施策に重点を置き、ミカン農業は高糖系や優良中晩柑品種への転換を進めるとともに、ハウスミカンや花き等の施設栽培による複合経営を推進し、柑橘主体の生産構造の改善と意欲ある農業企業者の育成を図ってきた。さらに「津久見市農業振興地域整備計画」を作成し、本市の地理条件を生かした農業の振興を図ってきた。

しかしながら、山の斜面など限られた土地環境の中で生産活動を行わなければならぬことなどから、農業者の高齢化が進む中で、安定的かつ効率的な生産基盤の整備などが必要となっている。

柑橘栽培とともに市の産業経済の骨格をなしている鉱工業では、大正期にその豊富な資源と自然の良港に着目してセメント会社が設立され、そのうえ石灰石の採掘企業やそれを主原料とする各種石灰、炭酸カルシウム等の製造工場や、

場や、これに伴う関連企業が出現し、近代的な鉱工業都市として発展してきた。しかしながら、機械化・合理化による就業者の減少、市外の系列企業への転勤は、人口流出の大きな要因となっているため、今後は、それら関連企業の誘致もさることながら、環境や観光等の新たな

分野の企業誘致を図っていく必要がある。さらに、豊後水道の豊富な漁業資源を生かした沿岸漁業や、保戸島を中心とした近海・遠洋マグロ漁業も後継者不足を招いており、漁業環境の整備や、つくり育て管理する漁業の振興、後継者の育成を積極的に推進することが望まれる。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と今後の見通し

国勢調査による人口の推移は、昭和 35 年の 37,164 人をピークに昭和 60 年には 3 万人を割り込み、平成 27 年には 17,969 人となっており、減少傾向が続いている。平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間の減少率は 9.8% となっており、平成以降の平均の減少率は約 8 %で減少している。  
国立社会保障・人口問題研究所の推計準拠地に基づいた直近の人口動態推計によると、令和 7 年には 13,873 人になり、人口減少率もさらに上昇し、平成 27 年と比較すると 4,096 人減少する見通しである。また、年齢階層別に本市の人口をみると、平成 27 年には 15 歳未満の年少人口は (9.7%)、15~64 歳の生産年齢人口は (50.6%)、65 歳以上の老人人口は (39.7%) となっている。同割合は、昭和 55 年と比較すると、年少人口 (22.9%) は 13.2 ポイント低下、生産年齢人口 (66.2%) は 15.6 ポイント低下している一方、老人人口 (10.9%) は 28.8 ポイント上昇しており、少子高齢化が急速に進行している。

### イ 産業の現況と今後の動向

産業別の総生産額は、平成 25 年から平成 29 年にかけての調査（市町村民経済

これに伴う関連企業が出現し、近代的な鉱工業都市として発展してきた。しかしながら、機械化・合理化による就業者の減少、市外の系列企業への転勤が、人口流出の大きな要因にもなってきた。今後は、それら関連企業の誘致もさることながら、環境などのこれまでにない分野や、若者や女性が働く希望を持てるような分野の企業誘致を図っていく必要がある。さらに、豊後水道の豊富な漁業資源を生かした沿岸漁業や、保戸島を中心とした近海・遠洋マグロ漁業も後継者不足を招いており、漁業環境の整備や、つくり育て管理する漁業の振興、後継者の育成を積極的に推進することが望まれる。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と今後の見通し

国勢調査による人口の推移は、昭和 35 年の 37,164 人をピークに昭和 60 年には 3 万人を割り込み、令和 2 年には 16,100 人となっており、減少傾向が続いている。平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間の減少率は 10.4% となっており、平成以降の国勢調査の対前回比の減少率で最も大きくなっている。  
国立社会保障・人口問題研究所の推計準拠地に基づいた直近の人口動態推計によると、令和 12 年には 12,379 人になると予測されている

。また、年齢階層別に本市の人口をみると、令和 2 年には 15 歳未満の年少人口は 8.8%、15~64 歳の生産年齢人口は 46.2%、65 歳以上の老人人口は 45.0% となっている。同割合は、昭和 55 年と比較すると、年少人口 22.9 % は 14.1 ポイント低下、生産年齢人口 66.2 % は 20.0 ポイント低下している一方、老人人口 10.9 % は 34.1 ポイント上昇しており、少子高齢化が急速に進行している。

### イ 産業の現況と今後の動向

産業別の総生産額は、平成 29 年から令和 3 年にかけての調査（市町村民経済計

計算)によると、第1次産業は2,650百万円から3,198百万円に増加し、第2次産業は45,829百万円から45,004百万円に減少し、第3次産業は41,484百万円から48,203百万円に増加している。産業別人口の動向としては、平成27年は7,746人となっており、平成7年と比較すると3,462人減少している。産業別にみると、第1次産業は603人(7.8%)、第2次産業は2,135人(27.6%)、第3次産業は4,903人(63.3%)となっており、平成7年比では第1次産業の就業者数は、約3分の1にまで\_\_\_\_\_減少し、第2次産業、第3次産業の就業者数はともに減少し、全体的に減少傾向にある。今後は、全国的にますます高齢化が進む中で、保健・福祉分野のサービス関連産業の伸びや、新たな環境・観光産業の参入等により、これまで以上に第3次産業の就業者比率が上昇していくことが予想される。

算)によると、第1次産業は2,855百万円から2,119百万円に減少し、第2次産業は45,805百万円から48,371百万円に増加し、第3次産業は45,873百万円から39,818百万円に減少している。産業別人口の動向としては、令和2年は7,141人となっており、平成12年と比較すると3,010人減少している。産業別にみると、第1次産業は535人(7.5%)、第2次産業は2,045人(28.6%)、第3次産業は4,903人(63.7%)となっており、平成12年比では第1次産業の就業者数は、約3分の1にまで著しく\_\_\_\_\_減少し、第2次産業、第3次産業の就業者数はともに減少し、全体的に減少傾向にある。産業振興のためには、環境などの新たな分野の企業誘致や、人口減少により労働力の確保が困難となる中で、外国人材の活用等、多様な働き手の確保が必要となる。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	人 37,164	人 36,870	% △ 0.8	人 33,988	% △ 7.8	人 31,922	% △ 6.1	人 30,454	% △ 4.6	
0歳～14歳	12,861	11,021	△ 14.3	8,829	△ 19.9	7,817	△ 11.5	6,978	△ 10.7	
15歳～64歳	21,852	23,210	6.2	22,330	△ 3.8	21,046	△ 5.8	20,164	△ 4.2	
うち 15歳～29歳(a)	8,940	8,992	0.6	7,917	△ 12.0	6,809	△ 14.0	5,648	△ 17.1	
65歳以上(b)	2,451	2,639	7.7	2,829	7.2	3,059	8.1	3,312	8.3	
(a)/総数 若年者比率	% 24.1	% 24.4	—	% 23.3	—	% 21.3	—	% 18.5	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 6.6	% 7.2	—	% 8.3	—	% 9.6	—	% 10.9	—	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総 数	人 28,836	% △ 5.3	人 26,797	% △ 7.1	人 24,848	% △ 7.3	人 23,164	% △ 6.8	人 21,456	% △ 7.4
0歳～14歳	6,160	△ 11.7	4,853	△ 21.2	3,793	△ 21.8	2,997	△ 21.0	2,512	△ 16.2
15歳～64歳	19,040	△ 5.6	17,601	△ 7.6	15,905	△ 9.6	14,257	△ 10.4	12,638	△ 11.4
うち 15歳～29歳(a)	4,656	△ 17.6	4,129	△ 11.3	3,723	△ 9.8	3,462	△ 7.0	2,713	△ 21.6
65歳以上(b)	3,636	9.8	4,342	19.4	5,150	18.6	5,894	14.4	6,306	7.0
(a)/総数 若年者比率	% 16.1	—	% 15.4	—	% 15.0	—	% 14.9	—	% 12.6	—
(b)/総数 高齢者比率	% 12.6	—	% 16.2	—	% 20.7	—	% 25.4	—	% 29.4	—

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 19,917	% △ 7.2	人 17,969	% △ 9.8
0歳～14歳	2,111	△ 16.0	1,742	△ 17.5
15歳～64歳	11,119	△ 12.0	9,084	△ 18.3
うち 15歳～29歳(a)	2,136	△ 21.3	1,663	△ 22.1
65歳以上(b)	6,686	6.0	7,129	6.6
(a)/総数 若年者比率	% 10.7	—	% 9.3	—
(b)/総数 高齢者比率	% 33.6	—	% 39.7	—

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	人 37,164	人 36,870	% △ 0.8	人 33,988	% △ 7.8	人 31,922	% △ 6.1	人 30,454	% △ 4.6	
0歳～14歳	12,861	11,021	△ 14.3	8,829	△ 19.9	7,817	△ 11.5	6,978	△ 10.7	
15歳～64歳	21,852	23,210	6.2	22,330	△ 3.8	21,046	△ 5.8	20,164	△ 4.2	
うち 15歳～29歳(a)	8,940	8,992	0.6	7,917	△ 12.0	6,809	△ 14.0	5,648	△ 17.1	
65歳以上(b)	2,451	2,639	7.7	2,829	7.2	3,059	8.1	3,312	8.3	
(a)/総数 若年者比率	% 24.1	% 24.4	—	% 23.3	—	% 21.3	—	% 18.5	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 6.6	% 7.2	—	% 8.3	—	% 9.6	—	% 10.9	—	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総 数	人 28,836	% △ 5.3	人 26,797	% △ 7.1	人 24,848	% △ 7.3	人 23,164	% △ 6.8	人 21,456	% △ 7.4
0歳～14歳	6,160	△ 11.7	4,853	△ 21.2	3,793	△ 21.8	2,997	△ 21.0	2,512	△ 16.2
15歳～64歳	19,040	△ 5.6	17,601	△ 7.6	15,905	△ 9.6	14,257	△ 10.4	12,638	△ 11.4
うち 15歳～29歳(a)	4,656	△ 17.6	4,129	△ 11.3	3,723	△ 9.8	3,462	△ 7.0	2,713	△ 21.6
65歳以上(b)	3,636	9.8	4,342	19.4	5,150	18.6	5,894	14.4	6,306	7.0
(a)/総数 若年者比率	% 16.1	—	% 15.4	—	% 15.0	—	% 14.9	—	% 12.6	—
(b)/総数 高齢者比率	% 12.6	—	% 16.2	—	% 20.7	—	% 25.4	—	% 29.4	—

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 19,917	% △ 7.2	人 17,969	% △ 9.8	人 16,100	% △ 10.4
0歳～14歳	2,111	△ 16.0	1,742	△ 17.5	1,420	△ 18.5
15歳～64歳	11,119	△ 12.0	9,084	△ 18.3	7,438	△ 18.1
うち 15歳～29歳(a)	2,136	△ 21.3	1,663	△ 22.1	1,393	△ 16.2
65歳以上(b)	6,686	6.0	7,129	6.6	7,242	1.6
(a)/総数 若年者比率	% 10.7	—	% 9.3	—	% 8.7	—
(b)/総数 高齢者比率	% 33.6	—	% 39.7	—	% 45.0	—

表1－1（2）人口の見通し（国勢調査・津久見市人口ビジョン）

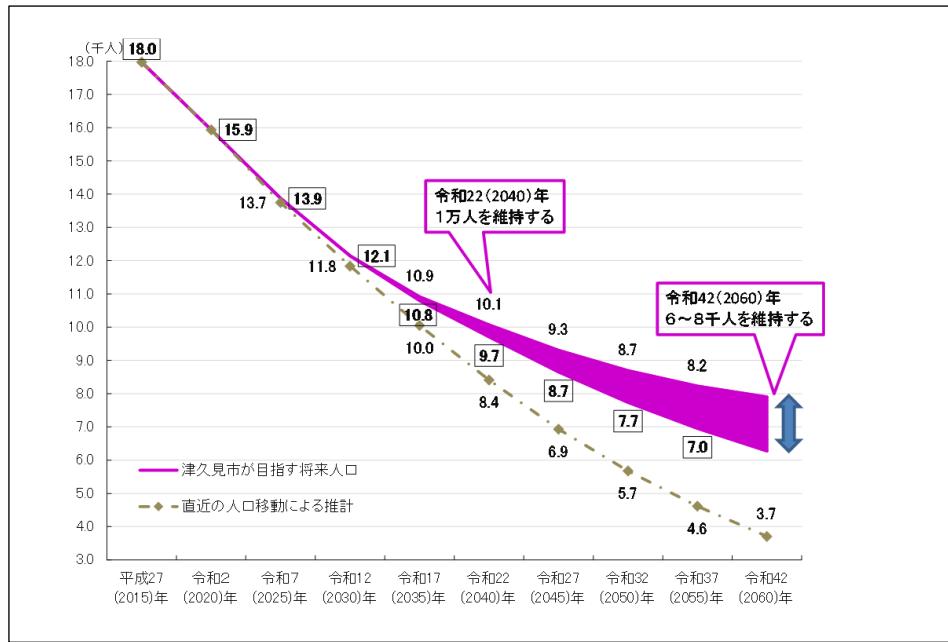


表1－1（2）人口の見通し（国勢調査・津久見市人口ビジョン）

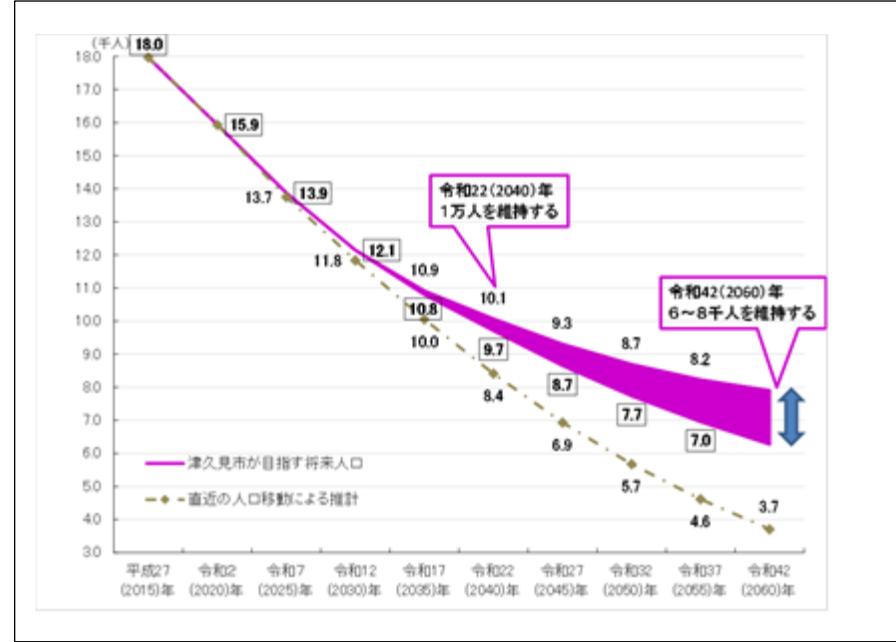


表1-1(3) 人口の推移(住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 24,415	—	人 22,709	—	% △ 7.0	人 20,958	—	% △ 7.7
男	11,613	% 47.6	10,761	% 47.4	% △ 7.3	9,862	% 47.1	% △ 8.4
女	12,802	% 52.4	11,948	% 52.6	% △ 6.7	11,096	% 52.9	% △ 7.1

区分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 19,116	—	% △ 8.8	人 16,955	—	% △ 11.3	
男 (外国人住民除く)	8,930	% 46.7	% △ 9.5	7,942	% 46.8	% △ 11.1	
女 (外国人住民除く)	10,186	% 53.3	% △ 8.2	9,013	% 53.2	% △ 11.5	
参考	男 (外国人住民)	32	69.6	—	16	41.0	△ 50.0
	女 (外国人住民)	14	30.4	—	23	59.0	64.3

表1-1(3) 人口の推移(住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日			平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数
総 数	人 24,415	—	人 22,709	—	% △ 7.0	人 20,958	—	% △ 7.7	人 20,958
男	11,613	% 47.6	10,761	% 47.4	% △ 7.3	9,862	% 47.1	% △ 8.4	9,862
女	12,802	% 52.4	11,948	% 52.6	% △ 6.7	11,096	% 52.9	% △ 7.1	11,096

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			令和2年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 19,529	—	% △ 6.8	人 19,116	—	% △ 2.1	人 16,955	—	% △ 11.3	
男 (外国人住民除く)	9,143	% 46.8	% △ 7.3	8,930	% 46.7	% △ 2.3	7,942	% 46.8	% △ 11.1	
女 (外国人住民除く)	10,386	% 53.2	% △ 6.4	10,186	% 53.3	% △ 1.9	9,013	% 53.2	% △ 11.5	
参考	男 (外国人住民)	21	63.6	—	32	69.6	52.4	16	41.0	△ 50
	女 (外国人住民)	12	36.4	—	14	30.4	16.7	23	59.0	64.3

区分	令和7年3月31日			
	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 14,774	—	% △ 11.2	
男 (外国人住民除く)	7,003	% 47.4	% △ 11.8	
女 (外国人住民除く)	7,771	% 52.6	% △ 13.8	
参考	男 (外国人住民)	35	50.0	118.8
	女 (外国人住民)	35	50.0	52.2

表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 14,977	人 15,114	% 0.9	人 14,966	% △ 1.0	人 13,550	% △ 9.5	人 13,562	% 0.1	
第1次産業就業人口比率	% 33.1	% 28.5	-	% 25.5	-	% 22.5	-	% 21.6	-	
第2次産業就業人口比率	% 35.6	% 36.7	-	% 34.9	-	% 34.9	-	% 35.0	-	
第3次産業就業人口比率	% 31.3	% 34.8	-	% 39.6	-	% 42.6	-	% 43.4	-	

表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 14,977	人 15,114	% 0.9	人 14,966	% △ 1.0	人 13,550	% △ 9.5	人 13,562	% 0.1	
第1次産業就業人口比率	% 33.1	% 28.5	-	% 25.5	-	% 22.5	-	% 21.6	-	
第2次産業就業人口比率	% 35.6	% 36.7	-	% 34.9	-	% 34.9	-	% 35.0	-	
第3次産業就業人口比率	% 31.3	% 34.8	-	% 39.6	-	% 42.6	-	% 43.4	-	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 12,177	% △ 10.2	人 11,456	% △ 5.9	人 11,208	% △ 2.2	人 10,151	% △ 9.4	人 9,440	% △ 7.0
第1次産業就業人口比率	% 21.7	-	% 19.3	-	% 16.4	-	% 14.4	-	% 13.2	-
第2次産業就業人口比率	% 30.8	-	% 31.8	-	% 31.7	-	% 31.5	-	% 28.9	-
第3次産業就業人口比率	% 47.5	-	% 48.9	-	% 51.8	-	% 54.1	-	% 57.5	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 12,177	% △ 10.2	人 11,456	% △ 5.9	人 11,208	% △ 2.2	人 10,151	% △ 9.4	人 9,440	% △ 7.0
第1次産業就業人口比率	% 21.7	-	% 19.3	-	% 16.4	-	% 14.4	-	% 13.2	-
第2次産業就業人口比率	% 30.8	-	% 31.8	-	% 31.7	-	% 31.5	-	% 28.9	-
第3次産業就業人口比率	% 47.5	-	% 48.9	-	% 51.8	-	% 54.1	-	% 57.5	-

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 8,562	% △ 9.3	人 7,746	% △ 9.5
第1次産業就業人口比率	% 10.3	-	% 7.8	-
第2次産業就業人口比率	% 27.3	-	% 27.6	-
第3次産業就業人口比率	% 62.1	-	% 63.3	-

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 8,562	% △ 9.3	人 7,746	% △ 9.5	人 7,141	% △ 7.8
第1次産業就業人口比率	% 10.3	-	% 7.8	-	% 7.5	-
第2次産業就業人口比率	% 27.3	-	% 27.6	-	% 28.6	-
第3次産業就業人口比率	% 62.1	-	% 63.3	-	% 63.7	-

### (3) 行財政の状況

平成 28 年 3 月に策定した、本市の最上位計画である「第 5 次津久見市総合計画」では、津久見市民憲章の基本理念である「生涯を託せるまちづくり」を継承し、将来像を『誇りと自信に満ちたまち「津久見」～笑顔と活力あふれる定住拠点～』としている。その将来像の実現に向け、まちづくりの方向性と将来像を具現化した 6 つのまちづくりの基本目標を設定し、平成 28 年度から向こう 10 年間の行政運営及びまちづくりの方向性を示した必要な主要施策を記し、この 5 年間、達成に向けて取り組んできた。

#### ア 行政

住民福祉の向上を基本とした地域経済の活性化、安全・安心な市民生活の質的向上等を図るには、安定した行財政基盤の確立が不可欠であるため、平成 16 年 10 月から、約 15 年間、第 1 次及び第 2 次緊急行財政改革実行計画を策定し、自立可能な財政基盤の確立に向け取り組んできた。この取組により、徐々に財政の健全化や市民サービスの向上が図られ、平成 26 年 3 月に策定した「津久見市行政改革プラン 2014」では、人口減少が続く中で、「定住促進」をこれからの市の重点施策と位置付け、これまでの行政の仕組みや考え方、手法などを改革し、様々な分野での定住促進に向けた事業の展開による、ずっと住み続けたい、住んでみたいまちづくりを進めてきた。平成 28 年度から、「第 5 次津久見市総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生 津久見市総合戦略\_\_\_\_\_」に則り、人口減少・少子高齢化の一層の進行により、更なる定住促進に取り組む必要があるため、特に“若い世代の定住”に注力しながら、市民と行政が協働して地域づくりを推進し、住みたい、住み続けたい津久見市づくりを進めてきた。今後も、さらに魅力あるまちづくりを進め、引き続き、定住促進を図っていく。

### (3) 行財政の状況

平成 28 年 3 月に策定した、本市の最上位計画である「第 5 次津久見市総合計画」では、津久見市民憲章の基本理念である「生涯を託せるまちづくり」を継承し、将来像を『誇りと自信に満ちたまち「津久見」～笑顔と活力あふれる定住拠点～』とし、平成 28 年度から向こう 10 年のまちづくりの方向性を示して取り組んできた。また、令和 3 年 3 月に改訂を行い、この 5 年間は、後期基本計画に沿って、取組を進めてきた。

#### ア 行政

住民福祉の向上を基本とした地域経済の活性化、安全・安心な市民生活の質的向上等を図るには、安定した行財政基盤の確立が不可欠であるため、平成 16 年 10 月から、約 15 年間、第 1 次及び第 2 次緊急行財政改革実行計画を策定し、自立可能な財政基盤の確立に向け取り組んできた。この取組により、徐々に財政の健全化や市民サービスの向上が図られ、平成 26 年 3 月に策定した「津久見市行政改革プラン 2014」では、人口減少が続く中で、「定住促進」をこれからの市の重点施策と位置付け、これまでの行政の仕組みや考え方、手法などを改革し、様々な分野での定住促進に向けた事業の展開による、ずっと住み続けたい、住んでみたいまちづくりを進めてきた。また \_\_\_\_\_、「第 5 次津久見市総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生 津久見市総合戦略(第 1 期・第 2 期)」に則り、人口減少・少子高齢化の一層の進行により、更なる定住促進に取り組む必要があるため、特に“若い世代の定住”に注力しながら、市民と行政が協働して地域づくりを推進し、住みたい、住み続けたい津久見市づくりを進めてきた。今後も新たなまちづくりの指針である「第 6 次津久見市総合計画」に基づき、魅力あるまちづくりに取り組んでいく。

#### イ 財政

平成 16 年度から 15 年間にわたり、第 1 次及び第 2 次緊急行財政改革実行計画を推し進め、歳入の確保や総人件費の削減などにより、平成 25 年度末で約 36 億円の基金を確保するなど、財政状況の改善が図られてきた。しかしながら、平成 29 年台風第 18 号による被災の影響により、財政状況は一変し、年度間の財源を調整するために積み立てている財政調整基金を大幅に取り崩すなど、令和元年度決算において財政指数である経常収支比率は、97.7%と県下でも高い数値を示しており、財政状況の悪化を示している。今後、計画されている大型事業を実施するため、平成 29 年に策定 \_\_\_\_\_ した「津久見市行政運営執行指針」を着実に実行することにより、本市の最重要課題でもある定住促進、地域再生に取り組むため、限られた財源の中より一層の事業の選択と集中を図りながら、持続可能な地域経営を目指していく。

#### ウ 施設整備水準等の現況と動向

市道の改良率は近年横ばいであり、大分県下 18 市町村の中では低い水準である。今後も着実に整備を進め、市民生活の利便性の更なる向上を図る必要がある。水道普及率は、97.9%と県下でも高い水準となっており、今後も未給水地区の解消に努める。水洗化率についても、年々着実に伸びてはいるが、県下では低い水準にある。引き続き、市民に対して、下水道へのつなぎ込みの推進等水洗化の啓発を行う必要がある。病床数については、人口規模から見れば適正な数値と判断している。

#### イ 財政

平成 16 年度から 15 年間にわたり、第 1 次及び第 2 次緊急行財政改革実行計画を推し進め、歳入の確保や総人件費の削減などにより、平成 25 年度末で約 36 億円の基金を確保するなど、財政状況の改善が図られてきた。しかしながら、平成 29 年台風第 18 号による被災の影響により、財政状況は一変し、年度間の財源を調整するために積み立てている財政調整基金を大幅に取り崩すなど、令和 6 年度決算において財政指数である経常収支比率は、93.9%と高い数値を示しており、財政状況は依然として厳しい状況が続いている。今後、計画されている大型事業を実施するため、平成 29 年に策定(令和 4 年改訂)した「津久見市行政運営執行指針」を着実に実行することにより、本市の最重要課題でもある定住促進、地域再生に取り組むため、限られた財源の中より一層の事業の選択と集中を図りながら、持続可能な地域経営を目指していく。

#### ウ 施設整備水準等の現況と動向

市道の改良率は近年横ばいであり、高い水準ではない。今後も着実に整備を進め、市民生活の利便性の更なる向上を図る必要がある。水道普及率は、97.9%と県下でも高い水準となっており、今後も未給水地区の解消に努める。水洗化率についても、年々着実に伸びてはいるが、県下では低い水準にある。引き続き、市民に対して、下水道へのつなぎ込みや合併処理浄化槽の整備の啓発を図る必要がある。病床数については、人口規模から見れば適正な数値と判断している。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区分	平成22年度	平成25年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	10,168,598	10,220,273	11,430,185	10,465,622
一般財源	6,082,212	6,003,448	6,062,996	5,999,395
国庫支出金	1,423,108	1,507,022	1,573,711	1,606,821
都道府県支出金	692,437	695,562	625,928	1,068,030
地方債	1,073,678	1,371,093	2,294,484	763,245
うち過疎債	267,900	334,200	873,200	314,500
その他	897,163	643,148	873,066	1,028,131
歳出総額 B	9,520,454	9,906,288	11,170,102	10,200,522
義務的経費	5,097,022	5,092,227	5,128,282	5,127,922
投資的経費	1,279,679	1,405,787	2,770,363	1,608,215
うち普通建設事業	1,274,759	1,401,388	2,761,022	802,727
その他	3,143,753	3,408,274	3,271,457	3,464,385
過疎対策事業費	1,699,412	1,967,254	2,554,579	1,635,574
歳入歳出差引額 C (A-B)	648,144	313,985	260,083	265,100
翌年度へ繰越すべき財源 D	18,880	23,107	4,638	13,493
実質収支 C-D	629,264	290,878	255,445	251,607
財政力指数	0.436	0.408	0.423	0.418
公債費負担比率	17.6	16.6	17.6	18.0
実質公債費比率	12.3	12.3	12.1	11.6
起債制限比率	—	—	—	—
経常収支比率	89.3	95.6	96.6	97.7
将来負担比率	69.9	48.9	43.5	32.0
地方債現在高	10,030,228	10,350,539	11,805,935	11,151,430

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	10,168,598	11,430,185	11,965,975
一般財源	6,082,212	6,062,996	6,079,296
国庫支出金	1,423,108	1,573,711	3,344,245
都道府県支出金	692,437	625,928	780,051
地方債	1,073,678	2,294,484	696,844
うち過疎債	267,900	873,200	348,100
その他	897,163	873,066	1,065,539
歳出総額 B	9,520,454	11,170,102	11,598,684
義務的経費	5,097,022	5,128,282	5,172,635
投資的経費	1,279,679	2,770,363	907,855
うち普通建設事業	1,274,759	2,761,022	882,357
その他	3,143,753	3,271,457	5,518,194
過疎対策事業費	1,699,412	2,554,579	1,400,250
歳入歳出差引額 C (A-B)	648,144	260,083	367,291
翌年度へ繰越すべき財源 D	18,880	4,638	64,504
実質収支 C-D	629,264	255,445	302,787
財政力指数	0.436	0.423	0.418
公債費負担比率	17.6	17.6	17.4
実質公債費比率	12.3	12.1	10.8
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	89.3	96.6	96.6
将来負担比率	69.9	43.5	20.6
地方債現在高	10,030,228	11,805,935	10,648,450

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末
<b>市町村道</b>					
改 良 率 (%)	23.1	23.2	22.3	32.8	41.5
舗 装 率 (%)	27.6	77.7	97.8	96.9	97.4
<b>農 道</b>					
延 長 (m)	—	—	—	—	42,210
耕地1ha当たり農道延長 (m)	38.2	66.3	60.9	86.4	—
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	—	32,623
林野1ha当たり林道延長 (m)	2.8	35.2	45.5	49.8	—
水 道 普 及 率 (%)	67.4	87.3	89.2	94.3	97.6
水 洗 化 率 (%)	—	—	—	76.2	78.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	3.8	3.2	8.9	5.7	6.0

区分	令和元年度末
市町村道	
改 良 率 (%)	44.0
舗 装 率 (%)	97.6
農 道	
延 長 (m)	40,070
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—
林 道	
延 長 (m)	34,415
林野1ha当たり林道延長 (m)	—
水 道 普 及 率 (%)	97.9
水 洗 化 率 (%)	80.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	8.2

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道					
改 良 率 (%)	23.2	22.3	32.8	41.5	43.7
舗 装 率 (%)	77.7	97.8	96.9	97.4	97.6
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	42,210	40,070
耕地1ha当たり農道延長 (m)	66.3	60.9	86.4	—	—
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	32,623	34,415
林野1ha当たり林道延長 (m)	35.2	45.5	49.8	—	—
水 道 普 及 率 (%)	87.3	89.2	94.3	97.6	98.0
水 洗 化 率 (%)	—	—	76.2	78.4	87.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	3.2	8.9	5.7	6.0	9.4

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

前津久見市過疎自立促進計画においては、平成 28 年度から令和 7 年度の 10 か年を計画期間とする本市の最上位計画「第 5 次津久見市総合計画」の5 年間の前期基本計画に沿って、計画的なまちづくりを推進するために、総合的な指針を示し、市が取り組むべき分野ごとの個別計画策定を行い、住民サービスの確保やインフラ整備、観光施策の推進など、様々な事業の実施を推進してきた。また、平成 27 年度から令和 2 年度を計画期間とした「まち・ひと・しごと創生 津久見市総合戦略」においては、総合計画で示されているものの中で、特に少子高齢化、人口減少社会に対応する取組を特化して示し、誰もが安心して津久見に住みたい・住み続けたいと思える「定住促進」に力を入れた施策を推進してきた。しかしながら、人口減少に歯止めをかけることはかなわず、平成 29 年に襲来した台風第 18 号による被災の影響もあり、転出超過の状況は続いており、依然として深刻な状況は続いている。今後とも、人口減少を緩やかにするためには、更なる「定住促進」を目的とした施策に取り組む必要がある。また、人口減少が進んでいくなかで、各地域のコミュニティを維持していくためには、郷土を思い、自らがまちをつくる「シビックプライド」の醸成が重要である。新型コロナウイルス感染症の拡大により、新しい生活様式へ転換が迫られる中においても、「シビックプライド」を持って、住み慣れた地域でみんながつながり、支え合う地域共生社会の実現を目指し、住みたい・住み続けたい津久見づくりを推進する。過疎地域持続的発展計画は、総合計画の内容を勘案し策定すべきものであることから、本市では、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間においても、引き続き「第 5 次津久見市総合計画」の 5 年間の後期基本計画、また「まち・ひと・しごと創生 第 2 期津久見市総合戦略」に基づき、「目指すべき将来像」及び「まちづくりの基本目標」を、「第 5 次津久見市総合計画」と同様に、以下（5）のように定める。

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

津久見市過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～令和 7 年度）においては、平成 28 年度から令和 7 年度の 10 か年を計画期間とする本市の最上位計画「第 5 次津久見市総合計画」の後期基本計画（令和 3 年度～令和 7 年度）に沿って、計画的なまちづくりを推進するために、総合的な指針を示し、市が取り組むべき分野ごとの個別計画策定を行い、住民サービスの確保やインフラ整備、観光施策の推進など、様々な事業の実施を推進してきた。また、令和 3 年度から令和 7 年度を計画期間とした「第 2 期まち・ひと・しごと創生 津久見市総合戦略」においては、総合計画で示されているものの中で、特に少子高齢化、人口減少社会に対応する取組を特化して示し、誰もが安心して津久見に住みたい・住み続けたいと思える「定住促進」に力を入れた施策を推進してきた。しかしながら、人口減少に歯止めをかけることはかなわず、転出超過の状況は続いており、依然として深刻な状況は続いている。このような状況を踏まえ、令和 8 年度からを始期とする次期の「第 6 次津久見市総合計画」「まち・ひと・しごと創生 第 3 期津久見市総合戦略」により、魅力あるまちづくり、人口減少対策に取り組んでいく。本計画においても、総合計画や総合戦略で掲げる将来像である「地域の力」がつどい未来を創るまち、津久見～やっぱりいいやん、つくみ～を掲げ、本市が持つ農業や漁業、セメント関連産業などの資源や地域への親しみや地域への愛着の大きさなど「地域とのつながり」をはじめとする人的な資源などの「地域資源＝地域の力」を最大限に發揮し、魅力あるまちづくり、住みたくなるまちづくりに取り組んでいく。

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

### 『目指すべき将来像』

誇りと自信に満ちたまち「津久見」～笑顔と活力あふれる定住拠点～

### 『I. まちづくりの基本目標』

- ① 健やかな暮らしを支え合う思いやりのまち（保健・医療・福祉分野）
- ② 郷土を想う心の豊かなひとを育てるまち（教育・文化分野）
- ③ 世界に誇る地域資源で活力を創造するまち（産業振興・雇用分野）
- ④ 多様な都市活動を支える快適で潤いのあるまち（都市基盤・生活基盤整備分野）
- ⑤ 美しい津久見の環境を次世代へつなぐまち（循環型社会・環境保全分野）
- ⑥ 未来の津久見を共に考え行動するまち（市民活動・行財政分野）

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

### 『I. まちづくりの基本目標』

#### ① 「安心」を実感する地域～暮らしの基盤を整える～

本市の強みを生かすためには、「安心」の基盤が必要不可欠である。健康、医療、福祉の充実や、近年頻発化・甚大化している災害への備えに加え、公共交通や救急、生活インフラの整備も重要となる。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる環境を整えることが、全ての活動の土台となることから、暮らしの基盤を確かなものにすることで、市民が「安心」を実感する地域を目指す。

#### ② 「豊かさ」を実感する地域～地域資源を活かし、稼ぐ力を生み出す～

石灰石やセメント産業といった津久見市が誇る基幹産業に加え、津久見のみかんや魚などの資源、水深があり波静かな天然の良港である重要港湾「津久見港」といった地域資源からは、経済的な「豊かさ」がもたらされることとなる。また、経済的な豊かさを感じるために、商業の活性化や観光、まちづくりも不可欠である。

さらに、自然環境や景観、公園といった身近な生活環境がもたらす精神的な豊かさも魅力あるまちの要素となる。また、脱炭素の推進が、地球温暖化から自然環境を守るだけでなく、新たな雇用創出の可能性など、豊かさの創出にもつながることから、取組を進めていく。こうした地域資源と生活環境の両面を活かし、市民が「豊かさ」を実感する地域を目指す。

#### ③ 多様な「人財」を育む地域～人が育ち、地域がつながる～

人口が減少する中で、子どもから大人まで一人ひとりが津久見市にとっての宝である。学校教育のほか、子どもから高齢者までが、お互いを尊重した多様性を認め合う心の醸成、伝統芸能や地域文化の継承、スポーツなどを通じて人材と郷土愛を育成することが重要である。さらに、地域コミュニティの維持・強

化を図り、人のつながりや地域への愛着を市民が実感しながら、これから津久見を彩る多様な「人財」が育まれる地域を目指す。

## 『II. 人口に関する基本目標』

### ① 住みたい、住み続けたい、魅力あるまちへ

○新築戸数の目標値：年間 50 戸

② 子育て世代に選ばれる、産み、育てやすい環境づくり

○出生数の目標値：年間 80 人

③ 安定した雇用の創出と労働力の確保、新たな就労環境の整備

○新規創業店舗数の目標値：年間 25 件

④ 津久見と「ゆかり」を大切に新しい人の流れをつくる

○転入者数増加の目標値：251 人以上

上記の将来像及び I. まちづくりの基本目標、II. 人口に関する基本目標に沿って、効率的な事業展開に努め、過疎地域からの持続的発展を図るものとする。

本計画最終年度である令和 7 年度の本市の総人口を、下記の表のとおり 13,873 人に定め既存する施策の充実のみならず、新たな施策の展開を図りながら定住促進を積極的に推進していく。

## 『II. 人口に関する基本目標』

成果指標名	現状 (令和 2 年度)	目標 (令和 12 年度)	目標 (令和 22 年度)	目標 (令和 42 年度)
本市の総人口	15,936 人	12,143 人	10,000 人	6,000 人 ～8,000 人

成果指標名	現状 (令和 2 年度)	目標 (令和 12 年度)	目標 (令和 22 年度)	目標 (令和 42 年度)
本市の総人口	15,936 人	12,143 人	10,000 人	6,000 人 ～8,000 人

まちづくりの基本目標の分野ごとの内容については、以下のとおりとする。

基本目標①「健やかな暮らしを支え合う思いやりのまち」(保健・医療・福祉分

削る

野) 超高齢社会に入り既に 20 年以上が経過し、急速に少子化が進む中、保健・医療・福祉に対するニーズは質・量ともに増大している。援助や支援が必要な市民に適切なサービスを行い、充実した医療体制を整え、誰もが健康で安心して暮らせるまちを目指すとともに、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「つくみ福祉まるごと支援協議会」を設置し、「つくみ T T プロジェクト」等の取組を進め、人とひと、人と地域、みんながつながり支え合う地域共生社会の実現に向けた取組を推進し、地域福祉の充実を図る。

また、津久見の未来を担う子どもを地域全体で育むために、妊娠・出産、子育てを全般的に支援する環境づくりに取り組み、健やかな子どもの育成を図る地域保健・医療の向上、小児医療の充実に努める。長寿社会においては、高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくりが求められており、市民の健康寿命を延ばし、豊かな生活を営むことのできる環境整備を推進していく。

基本目標②「郷土を想う心の豊かなひとを育てるまち」(教育・文化分野) 本市には豊かな自然や歴史、文化、産業、世界的に稀な地質資源など多様な資源がある。これらを次の世代に受け継ぎ、さらに魅力的な地域として発展していくためには、郷土の誇りを認識し、様々な学習機会の中でそれらを生かす術を身につけることが必要である。そのために、学校教育の分野では、学校と家庭・地域が一体となった教育環境の充実と一人一台のタブレット・各種 I C T 機器を活用した授業実践により学力の向上を図るとともに、「知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学びに向かう力・人間性等の涵養」の三つを柱に、ふるさとを愛し、自ら学ぶ意欲と

活力に満ちた津久見っ子の育成を図っていく。また、地域の人材による多様な学習機会を提供し、地域の伝統文化の伝承や産業の体験学習等を地域ぐるみで推進し、子どもの故郷への愛着を育んでいく。

また、児童・生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう学校施設

の適切な維持管理に努め、老朽化対策や長寿命化を図るため、計画的な施設整備を進めていく。その中でも、津久見市立第一中学校・第二中学校の発展的統合による新設中学校開校においては、大規模改修工事（長寿命化改良事業）、ICT教育の環境整備等を計画的に推進していく。社会教育の分野では、多世代間の交流を通して地域の伝統文化を継承し、地域住民のふれあいや絆づくりのためにスポーツ・レクリエーション活動を充実するとともに、本市の特徴でもある各世代において盛んな野球のさらなる普及、貴重な地質資源の認知度の向上、学習機会の拡大なども図っていく。

基本目標③「世界に誇る地域資源で活力を創造するまち」（産業振興・雇用分野）  
持続可能な地域づくりの基盤は、地域住民の就業・雇用を通じて所得機会を生み出し、地域経済の循環を高め、価値の高い産物や商品・製品等が地域内に留まらず地域外でも消費・販売されるような産業振興である。本市の第2次産業は既に世界的視野に立った産業として確立されており、また第1次産業の農水産品については、磨き方次第で世界に通用する素材となり得るものである。本市の基幹産業であるセメント関連産業については、今後も雇用の安定化を図るための支援を実施するとともに、地元の関連中小企業の経営強化や新たな企業誘致を推進する。また、農業や水産業は、本市の豊かな自然環境によって支えられているが、一方では自然景観や自然资源を維持する重要な役目を担っているといえる。この役目を維持するために、生産基盤や生産体制の強化を図るとともに新規就農・就漁、定年帰農、企業の新規参入による多様な担い手の育成等に努める。さらに、地域の産品の域外消費を高めるために、品質管理体制や安定供給体制を整備するとともに、広域観光交流の視点に立った販売機会の拡充や流通販路拡大に積極的に取り組む。市街地の土地利用の再構築により街なか観光拠点施設整備と商店街との連携を図るとともに、現在の津久見市観光戦略の基本方針を踏まえた、新たな観光・地域づくりの指針を策定し、それに基

づく施策を推進することで、豊かな自然や伝統文化、石灰石・セメント産業をはじめとする津久見ならではの魅力ある地域資源を活用した観光・地域づくりを充実させるなど、地域特性を最大限に生かした観光産業の育成により、市全体の産業振興につなげていく。

基本目標④「多様な都市活動を支える快適で潤いのあるまち」(都市基盤・生活基盤整備分野) 将來の都市・まちづくりを描く、都市計画マスターplanの改訂を行い、未利用地の有効活用、市街地における都市機能の高密度化を図るとともに、都市計画区域内における都市機能及び居住誘導区域を定めた立地適正化計画に基づき、将来の人口規模に見合った、効率的な都市基盤や居住環境整備に努める。特にJR津久見駅から、おおむね半径1km以内を中心部と位置づけ、今後10年間の市中心部のまちづくりの方向性を示す、市中心部のグランドデザイン構想の核となる事業として、津久見港青江地区埋立地に市庁舎建て替えを推進し、併せて、街なか観光拠点施設の整備を図るなど、市中心部のまちづくりを総合的に推進していく。また、市道岩屋線道路改良事業等を計画的に推進し、市中心部の回遊性・利便性向上に努めるとともに、市中心部と離島・半島部との交通ネットワークの強化を図る。さらに、市民の安全・安心な暮らしを守るため、社会インフラの長寿命化、都市の利便性を享受できる環境整備を進めるとともに、豊かな自然環境の保全と景観整備を推進し、市内の地域資源を生かした潤いある空間づくりを推進する。急速なデジタル化社会への移行に対応するため、情報通信基盤整備を促進し、地域振興や経済活動、市民福祉など様々な場面でICTを利活用できる環境づくりを推進するとともに、デジタル技術を活用した新たな取組を推進する。激甚化する自然災害や南海トラフ巨大地震に備えるため、防災・減災に関する取組を継続し、各地域で高齢者や障がいのある人、乳幼児等の要配慮者の避難誘導が円滑に行える体制の構築など地域防災力の向上に取り組む。また、大規模災害が発生しても被害を最小限

に抑えられるように「津久見市国土強靭化地域計画」による各種施策の推進や事前復興の考え方を念頭に置きながら、災害に強いまちづくりに取り組む。その中でも、津久見港青江地区埋立地において建て替えを推進している新庁舎については、住民や来訪者の津波避難ビルとしての機能を備え、加えて中学校統合後の現津久見市立第二中学校を活用した災害対策本部機能の設置等、現消防庁舎の機能を含め、いかなる災害にも対応できる環境整備を推進する。

基本目標⑤「美しい津久見の環境を次世代へつなぐまち」（循環型社会・環境保全分野）本市は、可燃ごみを固体燃料化し、セメント工場の原料・燃料として再利用を図るなど、地域の基盤産業と連携した独自の方法で、CO<sub>2</sub>排出抑制や循環型社会の実現にむけた取組を行ってきた。今後においても、大気汚染、騒音、振動、水質汚濁等の監視を行うなど、市民の生活環境が良好に保たれるよう、市民や事業者の環境保全意識の向上を図る。令和3年4月から、可燃ごみについては、大分市での広域処理を実施し、広域的な観点から循環型社会の形成を推進していくとともに、大分都市圏で進めている一般廃棄物の広域処理施設の整備をさらに推進する。また、温室効果ガスの排出抑制に取り組むとともに、地球温暖化防止対策を推進する。さらには、脱炭素社会の実現を目指して、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入・活用を図る。今後も引き続き、リサイクルの推進、適正な生活排水処理等を実施するとともに、市民の環境意識の向上を図り環境負荷を少なくするために5R（リユース、リデュース、リサイクル、リヒューズ、リペア）の取組を一層進め、持続可能なまちづくりを推進していく。未来の子ども達へ、美しい空と海、山々の景色に包まれた豊かな暮らしを継承するため、耕作放棄地の解消に努めるとともに、自然森林やリアス海岸等の環境保全など津久見らしい景観づくりに行政、市民、事業者が一体となって取り組んでいく。

## 基本目標⑥「未来の津久見を共に考え行動するまち」(市民活動・行財政分野)

人口減少、少子高齢化という状況の中、市民の誰もが津久見への愛着を持ち、「住みたい・住み続けたい」と思うには、市民、各種団体や事業者、行政が総力を挙げて、地域ブランドを高めるまちづくりを展開していく必要がある。集落機能の維持、高齢者の生活支援、子育て支援など様々な場面で、地域コミュニティの力が必要である。市民の主体的なコミュニケーション活動を促進し、各種団体等と行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、各種行政計画の策定やP D C Aサイクルの実施において市民参画の体制を充実する。また、地域コミュニティを構成する各世代間の交流を進めることが重要であり、多世代交流のために必要な施策を推進する。さらに、男女共同参画社会や人権尊重社会の形成促進に向けて、学校・家庭・職場・関係機関等と連携を図り、地域で支え合う環境づくりを進める。持続可能な行財政運営の確立に向けて、「津久見市行政運営執行指針」の計画的な推進、将来的な財政負担等を考慮した公共施設等総合管理計画の見直し、旧小中学校や市有地等の有効活用などにより、民間活力の導入を拡大するとともに、津久見のあらゆる地域資源を生かした地域経営を推進する。

### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

この計画の達成状況の評価については、「第5次津久見市総合計画」の進行管理を準用することとする。進行管理については、市政に関する情報や政策課題及び市民意識や意見など、様々な情報を市民と行政が共有し、施策の進捗状況や成果の検証を市民自らできる仕組みとする。取組として、行政だけではなく、市民をはじめ、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・士業（産官学金労言士）等で構成される幅広い分野の方々が参画する組織において、「進捗状況に係る意見交換会」を毎年開催し、進捗状況を継続的に検証する。また、P D C Aサイクルを確立し、計画の着実な推進を図る。

### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

この計画の達成状況の評価については、「第6次津久見市総合計画」の進行管理を準用することとする。進行管理については、市政に関する情報や政策課題及び市民意識や意見など、様々な情報を市民と行政が共有し、施策の進捗状況や成果の検証を市民自らできる仕組みとする。取組として、行政だけではなく、市民をはじめ、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・士業（産官学金労言士）等で構成される幅広い分野の方々が参画する組織において、「進捗状況に係る意見交換会」を毎年開催し、進捗状況を継続的に検証する。また、P D C Aサイクルを確立し、計画の着実な推進を図る。

## (7) 計画期間

この計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、公共施設等総合管理計画における2つの基本方針に則り、公共施設等の整備に努め、記載された全ての公共施設等の整備が総合管理計画に適合するものとする。

### ①市民ニーズに応じた施設総量の抑制

統合、廃止・他施設への機能移転や施設の複合化等によるコスト削減、民間の資金やノウハウ、創意工夫を活用することで効率的かつ効果的な公共サービスを提供すること等、施設の維持管理に係る費用の縮減を検討し、市民ニーズに応じた施設の総量自体の抑制及び長寿命化を推進しながら、計画的な維持・更新に努める。

### ②老朽化した施設の長寿命化を推進

経年による損傷や老朽化に伴う劣化等による事故を未然に防ぎ、公共施設等を安全・快適な状態で維持するため、点検・診断・耐震化を実施しながらライフサイクルコストを考慮した施設の長寿命化を推進し、維持管理・更新に努める。

## (7) 計画期間

この計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、以下のとおり基本方針を定めている。

1. 適切な維持管理	市民が安全・安心に利用できるように推進
2. ライフサイクルコスト	施設の長寿命化を考慮
3. 施設の機能移転、統合、複合化、多機能化	市民ニーズに柔軟に対応を検討
4. 民間委託等の推進	住民サービス水準の向上と業務の効率化

そして、公共施設等の老朽化に対しては将来の社会状況や財政状況、市民のニーズを見据えて更新していくためには、個々の施設ごとに市民ニーズや維持管理の方法を考えるのではなく、市全体のニーズを踏まえたうえで公共施設全体の最適化を図るよう推進していくこととしている。

本計画においても、記載された公共施設等の整備については、上記の公共施設等総合管理計画の基本方針に適合するよう行うものとする。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住、人材育成

本市においては、人口減少・少子高齢化に歯止めをかけるため、平成 28 年度から「第5次津久見市総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生 津久見市総合戦略」に則り、住環境整備、子育て支援、雇用の創出、医療環境、学校教育の環境整備など、様々な分野において「移住・定住促進」につながる各施策に取り組み、“若い世代の定住”に注力しながら、「住みたい、住み続けたい津久見市づくり」を推進してきた。しかしながら、人口減少に歯止めをかけることはかなはず、また平成 29 年に襲来した台風第 18 号災害の影響もあり、依然として、転出超過の状況は続いている。特に若年層の進学・就職による転出と就職後の帰郷する人数の減少、また若い世代のファミリー層の転出などから、全体的に若年労働力の流出が過疎化・高齢化に拍車をかけている。一方で、まちづくり団体をはじめとする各外部団体の方々や地域おこし協力隊などの活躍により、様々な人材がつながり、街なかにぎわいが生まれてきている。多様化・複雑化する地域の課題の解決には、行政だけではなく、企業、N P O 団体、市民など地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として、自ら積極的に参画できるよう、担い手の人材育成や多様な人々が活躍できる環境づくりを積極的に進める必要がある。また、女性、高齢者、障がいのある人、外国人など誰でも活躍し、多様性に富む豊かな地域社会をつくることが重要であることから、互助、共助の考え方を踏まえ、様々な人々と交流しながらつながりを持って支え合う体制づくりが重要である。今後とも、自分が生まれたまちで、快適に住み続け、自分が育ったまちへ戻ってきてもらうことを目標とし、全ての分野において、既存の施策の充実のみならず、新たな施策の展開を図りながら、「移住・定住促進」を積極的に推進し、若い世代の転出抑制、転入増加につなげていかなければならない。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住、人材育成

本市においては、人口減少・少子高齢化に歯止めをかけるため、平成 28 年度から「第5次津久見市総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生 津久見市総合戦略」に則り、住環境整備、子育て支援、雇用の創出、医療環境、学校教育の環境整備など、様々な分野において「移住・定住促進」につながる各施策に取り組み、“若い世代の定住”に注力しながら、「住みたい、住み続けたい津久見市づくり」を推進してきた。しかしながら、人口減少に歯止めをかけることはかなはず、また平成 29 年に襲来した台風第 18 号災害の影響もあり、依然として、転出超過の状況は続いている。特に若年層の進学・就職による転出と就職後の帰郷する人数の減少、また若い世代のファミリー層の転出などから、全体的に若年労働力の流出が過疎化・高齢化に拍車をかけている。一方で、まちづくり団体をはじめとする各外部団体の方々や地域おこし協力隊などの活躍により、様々な人材がつながり、街なかにぎわいが生まれてきている。多様化・複雑化する地域の課題の解決には、行政だけではなく、企業、N P O 団体、市民など地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として、自ら積極的に参画できるよう、担い手の人材育成や多様な人々が活躍できる環境づくりを積極的に進める必要がある。また、女性、高齢者、障がいのある人、外国人など誰でも活躍し、多様性に富む豊かな地域社会をつくることが重要であることから、互助、共助の考え方を踏まえ、様々な人々と交流しながらつながりを持って支え合う体制づくりが重要である。今後とも、自分が生まれたまちで、快適に住み続け、自分が育ったまちへ戻ってきてもらうことを目標とし、全ての分野において、既存の施策の充実のみならず、新たな施策の展開を図りながら、「移住・定住促進」を積極的に推進し、若い世代の転出抑制、転入増加につなげていかなければならない。

#### イ 地域間交流

本市においては、離島である無垢島での自然体験学習、近隣自治体との広域観光等、他地域の方々の受入や交流を図ってきた。行政ニーズが多様化した現代社会において、単体の自治体だけでは解決が難しい課題も多く生じている。これまで、取組を進めてきた大分市、別府市、臼杵市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町、津久見市で構成される「大分都市圏」については、連携し圏域の市民サービスの向上を図ってきた。また、東九州圏域、日豊経済圏域、愛媛・大分交流市町村連絡会議、大分・宮崎県境5市政策協議会などの各圏域において、ハブ機能を果たせるよう広域的な取組の核となり、産業振興、観光振興等、様々な分野で広域連携の取組を推進してきた。つくみイルカ島を拠点として実施した、イルカ繁殖研究では全国の大学、水族館関係者等の参画があり、四浦半島の河津桜による観光においても地域間交流が図られ、今後の継続が望まれている。今後も、基幹産業である石灰石・セメント関連産業、他の自治体等と連携した広域観光事業、扇子踊り等の既存の文化やスポーツ交流等を推進し、地域活性化と市民生活の質的向上の両面の効果が期待できる施策を実施していく必要がある。

#### ウ 広域連携

平成28年3月に7市1町で連携協約を締結した「大分都市圏」では、「第2期大分都市圏ビジョン」に基づき、広域的に実施することでより効果的な施策の実現に向け協議・検討を行っている。

人口減少が今後も見込まれる中、各市町が単独では解決できない課題解決や安心して快適な暮らしを営んでいける様々な施策を今後も継続して行っていく。

#### イ 地域間交流

本市においては、近隣自治体との広域観光等、他地域の方々の受入や交流を図ってきた。行政ニーズが多様化した現代社会において、単体の自治体だけでは解決が難しい課題も多く生じている。これまで、取組を進めてきた大分市、別府市、臼杵市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町、津久見市で構成される「大分都市圏」については、連携し圏域の市民サービスの向上を図ってきた。また、東九州圏域、日豊経済圏域、愛媛・大分交流市町村連絡会議、大分・宮崎県境5市政策協議会などの各圏域において、ハブ機能を果たせるよう広域的な取組の核となり、産業振興、観光振興等、様々な分野で広域連携の取組を推進してきた。

四浦半島の河津桜による観光においても地域間交流が図られ、今後の継続が望まれている。今後も、基幹産業である石灰石・セメント関連産業、他の自治体等と連携した広域観光事業、扇子踊り等の既存の文化やスポーツ交流等を推進し、地域活性化と市民生活の質的向上の両面の効果が期待できる施策を実施していく必要がある。

#### ウ 広域連携

平成28年3月に7市1町で連携協約を締結した「大分都市圏」では、「第2期大分都市圏ビジョン」に基づき、広域的に実施することでより効果的な施策の実現に向け協議・検討を行ってきた。

令和8年度からは、8市1町による「第3期大分都市圏ビジョン」に基づき、人口減少が今後も見込まれる中、各市町が単独では解決できない課題解決や安心して快適な暮らしを営んでいける様々な施策を今後も継続して行っていく。

## (2) その対策

### ア 移住・定住、人材育成

人口が減少していく中、市民が安心して暮らし続けるためには、地域の仕組みの維持や生活環境の整備が重要である。平成 29 年の台風災害の経験を生かし、事前復興の考え方による基盤整備等、より災害に強いライフラインの確保や危険要素の解消、自主防災組織の取組等による共助体制の強化を推進し、防災面を十分に配慮した生活基盤の整備を図る。人口動態を注視し、特に社会減に歯止めをかけるため、移住・定住を可能にするニーズに沿った定住支援制度、新婚世帯を含めた若者の定住ニーズを満たす賃貸住宅の環境整備、空き家情報バンクの活用などの住宅施策を進める。併せて、移住・定住の場所として津久見市を選んでもらえるよう、住環境整備に留まらず、結婚、妊娠・出産、子育てなどの総合的な支援、新規創業や雇用の機会の拡大など多様なニーズに対応し、転出抑制、雇用創出による労働力確保、定住促進を図る。また、一人でも多くの子どもたちが、将来、津久見での居住を選択してくれるよう、引き続き、ふるさと教育の充実を図るとともに、津久見出身者や津久見と「ゆかり」のある方々とのつながりを保ち、津久見での仕事・住まい等の暮らしの情報を提供し、人生の節目に津久見での暮らしをイメージできるようなマッチングの仕組みや新規創業等を支援するインキュベーション機能の構築、お試し居住等により、U I J ターンの促進を図る。一方で、住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを目指し、市中心部において市役所新庁舎建設と街なか観光拠点施設の一体的整備を推進し、

つくみん公園も含めた「みなとオアシス津久見」の拡大・再整備を図り、市民と観光客が共に賑わう街なか形成につなげるなど本市の拠点として整備していく。市中心部の利便性、回遊性の向上を図るとともに、つくみイルカ島、桜観光、保戸島観光 等、半島・島しょ部

## (2) その対策

### ア 移住・定住、人材育成

人口が減少していく中、市民が安心して暮らし続けるためには、地域の仕組みの維持や生活環境の整備が重要である。平成 29 年の台風災害の経験を生かし、事前復興の考え方による基盤整備等、より災害に強いライフラインの確保や危険要素の解消、自主防災組織の取組等による共助体制の強化を推進し、防災面を十分に配慮した生活基盤の整備を図る。人口動態を注視し、特に社会減に歯止めをかけるため、移住・定住を可能にするニーズに沿った定住支援制度、新婚世帯を含めた若者の定住ニーズを満たす賃貸住宅の環境整備、空き家情報バンクの活用などの住宅施策を進める。併せて、移住・定住の場所として津久見市を選んでもらえるよう、住環境整備に留まらず、結婚、妊娠・出産、子育てなどの総合的な支援、新規創業や雇用の機会の拡大など多様なニーズに対応し、転出抑制、雇用創出による労働力確保、定住促進を図る。また、一人でも多くの子どもたちが、将来、津久見での居住を選択してくれるよう、引き続き、ふるさと教育の充実を図るとともに、津久見出身者や津久見と「ゆかり」のある方々とのつながりを保ち、津久見での仕事・住まい等の暮らしの情報を提供し、人生の節目に津久見での暮らしをイメージできるようなマッチングの仕組みや新規創業等を支援するインキュベーション機能の構築\_\_\_\_\_等により、U I J ターンの促進を図る。一方で、住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを目指し、「みなとオアシス津久見」と連携した街なか観光拠点や生活利便施設の整備・集積を進め、まちなか居住の促進により効率的で魅力ある市中心部の再編を推進する。また、つくみん公園も含めた「みなとオアシス津久見」の拡大・再整備を図り、市民と観光客が共に賑わう街なか形成につなげるなど本市の拠点として整備していく。市中心部の利便性、周遊性の向上を図るとともに、つくみイルカ島、桜観光、保戸島ツーリズム等、半島・島しょ部

とのネットワークを構築していく。

また、まちづくりには、各地域のコミュニティの維持も重要である。多様化・複雑化する地域の課題の解決に向けて、行政だけではなく、企業、NPO団体、地域おこし協力隊、集落支援員、地域住民など地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として、自ら積極的に参画できるよう、担い手の人材育成や多様な人々が活躍できる環境づくりを積極的に推進していく。さらには、市中心部の整備、特色あるまちづくり団体の活動、津久見ならではの観光、伝統ある文化・スポーツ等、本市の魅力を効果的な手法を用いて情報発信をすることで移住・定住を促進する。加えて、教育における学力向上、福祉・子育て支援、野球等のスポーツや文化振興を図ることで、豊かな市民生活につなげ、市民が誇りと自信を抱き、郷土を思い自らがまちをつくる「シビックプライド」の醸成を図ることも大変重要である。

一人ひとりが「シビックプライド」を持ち、住み慣れた地域でつながり支え合う地域共生社会の実現等、魅力あるまちづくりを推進し、定住促進につなげていく。

#### イ 地域間交流

今後も引き続き、無垢島での自然体験学習、近隣自治体との広域観光等、他地域の方々の受入や交流を図るとともに、基幹産業である石灰石・セメント関連産業\_\_\_\_\_、他の自治体等と連携した広域観光事業、扇子踊り等の既存の文化やスポーツ交流等を推進し、地域活性化と市民生活の質的向上の両面の効果が期待できる施策を実施する。特に、つくみイルカ島、四浦半島の河津桜による観光における地域間交流事業については、継続に向け地域間での調整を図っていく必要がある。「大分都市広域圏」については、さらに連携を深め、一般廃棄物の広域処理施設整備など、市民サービスの向上を図っていく。また、消防体制の基盤強化等のため、大分県域消防指令業務の共同運用に向け、

とのネットワークを構築していく。

また、まちづくりには、各地域のコミュニティの維持も重要である。多様化・複雑化する地域の課題の解決に向けて、行政だけではなく、企業、NPO団体、地域おこし協力隊、集落支援員、地域住民など地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として、自ら積極的に参画できるよう、担い手の人材育成や多様な人々が活躍できる環境づくりを積極的に推進していく。さらには、市中心部の整備、特色あるまちづくり団体の活動、津久見ならではの観光、伝統ある文化・スポーツ等、本市の魅力を効果的な手法を用いて情報発信をすることで移住・定住を促進する。加えて、教育における学力向上、福祉・子育て支援、野球等のスポーツや文化振興を図ることで、豊かな市民生活につなげ、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_住み慣れた地域でつながり支え合う地域共生社会の実現等、魅力あるまちづくりを推進し、定住促進につなげていく。

#### イ 地域間交流

今後も引き続き、\_\_\_\_\_近隣自治体との広域観光等、他地域の方々の受入や交流を図るとともに、基幹産業である石灰石・セメント\_\_\_\_\_産業を軸とした産業観光、他の自治体等と連携した広域観光事業、扇子踊り等の既存の文化やスポーツ交流等を推進し、地域活性化と市民生活の質的向上の両面の効果が期待できる施策を実施する。特に、つくみイルカ島、四浦半島の河津桜による観光における地域間交流事業については、継続に向け地域間での調整を図っていく必要がある。「大分都市広域圏」については、さらに連携を深め、一般廃棄物の広域処理施設整備など、市民サービスの向上を図っていく。また、消防体制の基盤強化等のため、大分県域消防指令業務の共同運用を引き

体制整備を進めていく。東九州圏域、日豊経済圏域、愛媛・大分交流市町村連絡会議、大分・宮崎県境5市政策協議会などの各圏域においての広域的な取組についても、引き続き、相互連携事業を行っていく。今後とも、産業振興、観光振興等、様々な分野で広域連携を推進し、地域医療の充実や防災対策の強化、市民生活の質と地域活力の向上に向けた取組を推進していく。

#### ウ 広域連携

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち、「高等教育・研究開発の環境整備」「移住・定住対策」「人材育成・交流」\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより、本計画に記載する移住・定住・地域間交流の促進、人材育成をより効果的に進める。

続き行っていく。東九州圏域、日豊経済圏域、愛媛・大分交流市町村連絡会議、大分・宮崎県境5市政策協議会などの各圏域においての広域的な取組についても、引き続き、相互連携事業を行っていく。今後とも、産業振興、観光振興等、様々な分野で広域連携を推進し、地域医療の充実や防災対策の強化、市民生活の質と地域活力の向上に向けた取組を推進していく。

#### ウ 広域連携

大分県内の8市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち、「高等教育・研究開発の環境整備」「移住・定住対策」「人材育成・交流」「人材等の資源の効率的な活用」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより、本計画に記載する移住・定住・地域間交流の促進、人材育成をより効果的に進める。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住者居住支援事業	市	
		新婚世帯・子育て世帯等支援事業	市	
		新築・奨励市内消費喚起事業	市	
		空き家バンク登録支援事業	市	
		新築住宅固定資産税軽減事業	市	
	(2) 地域間交流	海の学校実行委員会補助金	実行委員会	
		大分・愛媛地域間交流事業	協議会	
	(3) 人材育成	地域おこし協力隊招致事業	市	
		若年雇用創出事業	市	
		津久見高校支援補助金	協議会	
		奨学資金貸付金等事業	市	
		若者定住促進資金利子補給補助金	漁協	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業				
	(5) その他	離島地域支援事業補助金	市	

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	□(1) 移住・定住	移住者居住支援事業	個人	
		新婚世帯・子育て世帯等支援事業	個人	
		新築・奨励市内消費喚起事業	個人	
		空き家バンク登録支援事業	個人	
		新築住宅固定資産税軽減事業	個人	
	□(2) 地域間交流	浸水対策事業費補助金	個人	
		奨学資金返還支援事業	個人	
		大分・愛媛地域間交流事業	協議会	
		保戸島ツーリズム促進事業	協議会	
		□(3) 人材育成		
	□(3) 人材育成	津久見高校支援補助金	協議会	
		奨学資金貸付金等事業	市	
		若者定住促進資金利子補給補助金	漁協	
		漁業後継者育成対策事業補助金	個人	
		□(5) その他		
		離島地域支援事業補助金	個人	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当なし

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当なし

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 農林業

本市の農業は、従来からミカンなどの柑橘類の生産が中心となっている。しかし、かつて柑橘栽培が盛んだった本市の農業も、全国同様、就農者の高齢化、農家の減少といった課題を抱えている。総農家数の推移をみると、平成27年には228戸となっており、その内訳は自給的農家が77戸、販売農家が151戸となっている。平成22年と比較すると、総農家数は約2割以上減少し、自給的農家・販売農家とも大きく減少している。農業就業者を年代別にみると、60歳以上が全体の8割弱を占め\_\_\_\_\_、その平均年齢は66.9歳と高齢化が進行している。一方で、20~40歳代の就業者はわずか5%程度であり、担い手不足、高齢化による耕作放棄地の増加が課題である。また、本市では、限られた土地環境のなかで生産活動を行わなければならず、既存の就農者支援、新規就農者の確保といった視点から定期的かつ効率的な生産基盤の整備及び総合的な支援が必要である。加えて、鳥獣被害も大きく生産活動上の課題となっている。

一方、生産活動については、\_\_\_\_\_

津久見みかんブランド化、周年化を図るなどの取組を強化している。第1次産品の付加価値を高め、高い収益を得る販売戦略とともに、「つくみ軽トラ市」の開催等でのPR活動も行っている。また、青果だけではなく、農産物のブランド化や6次産業化、販路拡大に大きな期待が寄せられている。林業においては、現在、森林現況調査を行い、森林の状況を確認している。農業と同様に従事者の高齢化、担い手不足、山林の荒廃が進んでおり、後継者の育成及び経営支援に取り組む必要がある。

##### イ 水産業

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 農林業

本市の農業は、従来からミカンなどの柑橘類の生産が中心となっている。しかし、かつて柑橘栽培が盛んだった本市の農業も、全国同様、就農者の高齢化、農家の減少といった課題を抱えている。総農家数の推移をみると、令和2年には173戸となっており、その内訳は自給的農家が59戸、販売農家が114戸となっている。平成27年と比較すると、総農家数は約1割以上減少し、自給的農家・販売農家とも大きく減少している。農業就業者を年代別にみると、60歳以上が全体の8割以上となっており、その平均年齢は70.8歳と高齢化が進行している。一方で、20~40歳代の就業者はわずか\_\_\_\_\_であり、担い手不足、高齢化による耕作放棄地の増加が課題である。また、本市では、限られた土地環境のなかで生産活動を行わなければならず、既存の就農者支援、新規就農者の確保といった視点から定期的かつ効率的な生産基盤の整備及び総合的な支援が必要である。加えて、鳥獣被害も大きく生産活動上の課題となっている。

一方、生産活動については、基盤整備事業により荒廃園を解消し機械化ができる広大な園地を確保するとともに、津久見みかんブランド化、周年化を図る

などの取組を進めている。第1次産品の付加価値を高め、高い収益を得る販売戦略とともに、「つくみ軽トラ市」の開催等でのPR活動も行っている。また、青果だけではなく、農産物のブランド化や6次産業化、販路拡大に大きな期待が寄せられている。林業においては、\_\_\_\_\_

と同様に従事者の高齢化、担い手不足、山林の荒廃が進んでおり、後継者の育成及び経営支援に取り組む必要がある。

##### イ 水産業

水産業については、津久見湾を主要漁場とする多獲性魚や高級魚を対象にしたまき網・刺網・一本釣、小型底引き網等の沿岸漁業、保戸島を基地とする近海・遠洋マグロ漁業及びブリ・ヒラメ等の養殖漁業に大別され、漁種は豊富である。近年では、「本マグロ」の養殖も行われている。漁業センサスによると、平成30年の漁業経営体数は284経営体であり、平成25年の342経営体から58経営体の減少となっており、漁獲状況についても、年々減少傾向にある\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。漁業就業者を年代別にみると、60歳以上が7割を超え、一方、40歳代以下の就業者は10人に1人となっており、高齢化、担い手不足が深刻な課題となっている。特に保戸島のマグロ延縄漁業は明治36年頃から始められ、大正、昭和に発展し全国有数のマグロ基地となっているものの、ワシントン条約などによる漁獲制限、政府による減船政策、近年は漁獲量の減少、魚価の低迷、後継者不足、船舶の燃料費の高騰などの要因も加わり、昭和55年のピーク時には160隻を超えた保戸島のマグロ延縄船は11隻にまで減少している。それらの現状を開拓するため、平成29年度から、漁業者新規就業者フェアに参加し、「保戸島マグロ船乗組員」・「一本釣り漁業者」の確保に取り組んでいる。また、養殖漁業については、近年消費者ニーズが多様化しており、魚種の多様化、養殖技術の向上、漁場環境の保全及び経営コストの軽減が急務である。解決の方策として、就労環境の改善を目的とした人工漁礁の設置等、近場の漁場づくりを行っているが、漁獲量減少の原因のひとつは水産資源の減少が考えられ、その回復は急務である。そのため、漁場造成事業に加え、現在も行っている稚魚・稚貝の放流を継続的に行うなど、つくり育て管理する「資源管理型漁業」を推進していく必要がある。また、海岸部では広域ではないものの磯焼け場所も見られ、藻場の保全が課題であるため、環境や生態系の保全を行うとともに、漁業者が自助努力を行い、自然との共存を図るとともに、海藻などの生育を促す漁礁の設置も行っている。一方、魚の消費量は年々減少しており、特に高級魚は、極端に落ち込んでいる。魚食の普及を図る

水産業については、津久見湾を主要漁場とする多獲性魚や高級魚を対象にしたまき網・刺網・一本釣、小型底引き網等の沿岸漁業、保戸島を基地とする近海・遠洋マグロ漁業及びブリ・ヒラメ等の養殖漁業に大別され、漁種は豊富である。近年では、「本マグロ」の養殖も行われている。漁業センサスによると、令和5年の漁業経営体数は212経営体であり、平成30年の284経営体から72経営体の減少となっており、漁獲状況についても、年々減少傾向にある一方で、漁獲金額については、下がっていない。漁業就業者を年代別にみると、60歳以上が約7割となっている一方、40歳代以下の就業者は約2割となっており、高齢化、担い手不足が深刻な課題となっている。特に保戸島のマグロ延縄漁業は明治36年頃から始められ、大正、昭和に発展し全国有数のマグロ基地となっているものの、ワシントン条約などによる漁獲制限、政府による減船政策、近年は漁獲量の減少、魚価の低迷、後継者不足、船舶の燃料費の高騰などの要因も加わり、昭和55年のピーク時には160隻を超えた保戸島のマグロ延縄船は7隻にまで減少している。それらの現状を開拓するため、平成29年度から、漁業者新規就業者フェアに参加し、「保戸島マグロ船乗組員」・「一本釣り漁業者」の確保に取り組んでいる。また、養殖漁業については、近年消費者ニーズが多様化しており、魚種の多様化、養殖技術の向上、漁場環境の保全及び経営コストの軽減が急務である。解決の方策として、就労環境の改善を目的とした人工漁礁の設置等、近場の漁場づくりを行っているが、漁獲量減少の原因のひとつは水産資源の減少が考えられ、その回復は急務である。そのため、漁場造成事業に加え、現在も行っている稚魚・稚貝の放流を継続的に行うなど、つくり育て管理する「資源管理型漁業」を推進していく必要がある。また、海岸部では広域ではないものの磯焼け場所も見られ、藻場の保全が課題であるため、環境や生態系の保全を行うとともに、漁業者が自助努力を行い、自然との共存を図るとともに、海藻などの生育を促す漁礁の設置も行っている。一方、魚の消費量は年々減少しており、特に高級魚は、極端に落ち込んでいる。魚食の普及を図るためにも、

ためにも、津久見の地魚やマグロを使った料理教室などを開催することで消費量の拡大を図ると同時に、地産地消の推進に向けた取組の強化が必要である。

#### ウ 鉱工業

津久見市内の石灰石採掘場から臼杵市に至るまで幅約 1 km、延長約 10 km の石灰石の巨大な岩体が横たわっており、この貴重な資源を利用した鉱工業は市内経済を牽引し、雇用を確保する基幹産業となっている。本市の石灰石は、全国でも特に良質といわれ、この豊富な資源を背景に鉱業が成立しており、石灰・セメントの生産を中心とした窯業が鉱工業の主軸をなしている。セメント需要は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック需要のピークアウトや人手不足などから、生産量は減少傾向となっているが、今後、市内経済の活性化を図るためには、国内外の企業や研究機関等と連携し、付加価値の高い製品開発・実用化に取り組むことも重要である。既に、本市は恵まれた資源を活用して国内における主要なセメント生産拠点となっているが、さらにグローバルな循環型社会、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた視点から石灰・セメントビジネスを開拓し、新たなイノベーションを創出し続けることが必要である。また、石灰石採掘跡地の利用についても、平地の少ない本市にとっては、貴重な土地資源である。今後は企業と連携を図りながら、本市の特性を生かした起業や既存の企業の育成、それらの企業の集積を図るなど、有効な利活用策を検討する必要がある。

#### エ 商業

本市においては、居住人口の減少により消費者数及び消費量が減少しており、最寄品や買回品などの地元購入割合が、県内の他市町村と比べ低くなっていることも商業動向を捉える上での課題といえる。その要因としては、市内での商業機能の低下とともに、高速道路網の発達により大分市などの市外での購入傾

津久見の地魚やマグロを使った料理教室などを開催することで消費量の拡大を図ると同時に、地産地消の推進に向けた取組の強化が必要である。

#### ウ 鉱工業

津久見市内の石灰石採掘場から臼杵市に至るまで幅約 1 km、延長約 10 km の石灰石の巨大な岩体が横たわっており、この貴重な資源を利用した鉱工業は市内経済を牽引し、雇用を確保する基幹産業となっている。本市の石灰石は、全国でも特に良質といわれ、この豊富な資源を背景に鉱業が成立しており、石灰・セメントの生産を中心とした窯業が鉱工業の主軸をなしている。\_\_\_\_\_

今後も市内経済の活性化を図るためには、国内外の企業や研究機関等と連携し、付加価値の高い製品開発・実用化に取り組むことも重要である。既に、本市は恵まれた資源を活用して国内における主要なセメント生産拠点となっているが、さらにグローバルな循環型社会、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた視点から石灰・セメントビジネスを開拓し、新たなイノベーションを創出し続けることが必要である。また、石灰石採掘跡地の利用についても、平地の少ない本市にとっては、貴重な土地資源である。今後は企業と連携を図りながら、本市の特性を生かした起業や既存の企業の育成、それらの企業の集積を図るなど、有効な利活用策を検討する必要がある。

#### エ 商業

本市においては、居住人口の減少により消費者数及び消費量が減少しており、最寄品や買回品などの地元購入割合が、県内の他市町村と比べ低くなっていることも商業動向を捉える上での課題といえる。その要因としては、市内での商業機能の低下とともに、高速道路網の発達により大分市などの市外での購入傾

向が高いことが挙げられる。その結果、小売業の年間商品販売額、商店数、従業者数、売場面積は、おおむね、この20年間で半減しているのが実態であり、商店街の衰退、市外での消費の拡大への対応が喫緊の課題となっている。その一方で、高速道路網の整備や観光施設の新設に伴い、市外から観光客が増加していることから、観光客を中心市街地の飲食店などに誘導し、消費を底上げすることが期待されている。そのため、観光客の受入体制を整備するとともに、農林水産業や鉱工業、観光産業とも連携し、特産品の開発に取り組む必要がある。令和元年度には、「街なか拠点整備等基本構想」策定\_\_\_\_\_

向が高いことが挙げられる。その結果、小売業の年間商品販売額、商店数、従業者数、売場面積は、おおむね、この20年間で半減しているのが実態であり、商店街の衰退、市外での消費の拡大への対応が喫緊の課題となっている。その一方で、高速道路網の整備や観光施設の新設に伴い、市外から観光客が増加していることから、観光客を\_\_\_\_\_飲食店などに誘導し、消費を底上げすることが期待されている。そのため、観光客の受入体制を整備するとともに、農林水産業や鉱工業、観光産業とも連携し、特産品の開発に取り組む必要がある。令和元年度には、「街なか拠点整備等基本構想」令和3年度に「広域周遊観光客の交流拠点『街なか観光拠点』整備に向けた基本計画」を策定し、これまでの検討内容や基本構想で示された基本的な考え方に基づき、拠点に整備する機能や配置計画、整備・運営の手法など、実現に向けた具体的な方策を示した。これらの経緯を踏まえ、令和5年度には、これまでの検討結果について市内事業者等と、その実現可能性について対話を図り、観光拠点整備の実効性を高めるためのフィージビリティスタディを行った。本報告書は各種調査結果を踏まえ、街なか観光拠点の整備方針として、道の駅登録を目指すことを前提とし、市の意向を示したものであり、今後、広く民間対話を進めていくための基礎資料として活用していく。

業務に取り組み、中心市街地での拠点整備に向け動き出したところであり、今後、協議を重ね、基本計画策定等を進めていくことになる。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、観光産業・飲食産業を中心に大打撃を受けているなかで、当面、事業継続や事態終息後を見通した施策の検討などを進め、過去に経験したことのないこの状況を克服すべく、関係者との連携のもと取り組んでいく必要がある。

オ 観光

オ 観光

本市の観光は歴史文化に加え、食や景観等の魅力的な観光資源を持ち合わせている。近年は個人旅行化に伴い、観光ニーズが多様化しており、保戸島観光や四浦半島の河津桜による観光など地域の景観や自然環境を生かした観光の推進、「津久見モイカフェスタ」や「津久見ひゅうが丼キャンペーン」などの食観光の取組を強化している。今後は、石灰石・セメント産業を軸とした産業観光や地質遺産を生かした事業の展開など、新たな観光素材の磨き上げが必要である。平成 29 年 3 月に「観光産業の育成」「人材の確保・育成」「まちの賑わい創出」等の推進を目的に、「津久見市観光戦略」を策定した。

本市の観光は歴史文化に加え、食や景観等の魅力的な観光資源を持ち合わせている。近年は個人旅行化に伴い、観光ニーズが多様化しており、保戸島ツーリズムや四浦半島の河津桜による観光など地域の景観や自然環境を生かした観光の推進、「津久見モイカフェスタ」や「津久見ひゅうが丼キャンペーン」などの食観光の取組を継続している。そのほかにも、石灰石・セメント産業を軸とした産業観光や地質遺産を生かした事業の展開など、新たな体験型や着地型などの観光素材の磨き上げが必要である。平成 29 年 3 月に策定した「津久見市観光戦略」及び社会経済状況の変化をふまえた今後の課題を整理し、2026 年に達成を目指す目標を『市民が潤い、誇りが持てる観光の基盤をつくる』とした「第 2 期津久見市観光戦略」を令和 4 年 3 月に策定した。本戦略は、観光を通じて「市外の人（観光客等）」も顧客や仲間として取り込み、人口減少・高齢社会において生じる課題に適応・対抗する有効な道具の 1 つであるととらえ、津久見市のまちづくりへの貢献（観光まちづくり）を目指すものであるとし、「観光を通じた地域産業の振興と地域の活力創造」を戦略目標に掲げ、観光商品づくりのコンセプトを「宇宙・地球・世界・日本全国」に通じる資源の宝庫・津久見ならではの「地球体験観光」前期戦略のコンセプトを踏襲し、受入体制・環境の整備等を進めていくこととしている。なかでも、「石灰石・セメント産業を軸とした産業観光」については、企業の価値向上と地域振興の共存共栄を目指し、産業観光まちづくりの取組として様々な事業展開をしていく。

「観光を通じた地域産業の振興と地域の活力創造」を戦略目標に掲げ、「津久見ならではの『地球体験観光』」をコンセプトに、諸施策を展開していくこととした。令和元年度には、重点戦略の一つである「“津久見の魅力を発信する”集客交流拠点施設整備」に向け、「街なか拠点整備等基本構想」を策定したところである。また、「津久見市の独自性を生かした地域ブランディング・観光プロモーション推進事業」に取り組み、市内事業者と連携した市外、県外からの観光客集客を目指している。平成 30 年度から令和 2 年度まで、公益社団法人日本交通公社から津久見市観光 DMO 推進コーディネーターとして、津久見市観光協会に対し研究員 1 名の派遣を受け、事業展開を図ってきた。さらには、令和 2 年度には観光庁事業を活用した「石灰石・セメント産業を軸とした産業観光コンテンツ造成事業」を実施し、産業観光確立に向けた取組をスタートしたところである。しかしながら、観光産業・飲食産業を中心に、新型コロナウイルス

感染症拡大等の影響により大打撃を受けている状況であって、当面の事業継続、事態終息後を見通した事業検討など、過去に経験したことのないこの状況を克服すべく、関係者連携のもと事業展開していかなければならない。

#### カ 広域連携

平成 28 年 3 月に 7 市 1 町で連携協約を締結した「大分都市広域圏」では、「第 2 期大分都市広域圏ビジョン」に基づき、広域的に実施することでより効果的な施策の実現に向け協議・検討を行っている。

人口減少が今後も見込まれる中、各市町が単独では解決できない課題解決や安心して快適な暮らしを営んでいける様々な施策を今後も継続して行っていく。

#### (2) その対策

##### ア 農林業

ミカン栽培を中心とした農業については、担い手不足に伴い、耕作放棄地の増加が深刻化するなか、今後は農業生産力の向上を図り、農業の有する多面的機能を維持する必要がある。限られた土地を有効活用し、生産効率を向上させ、収益性を高める農業を実現するために、農地の保全や有効活用、また耕作放棄地の農地再生などの施策を行い、農地整備を推進し、農業生産基盤の整備強化を行う。併せて、鳥獣害予防対策の強化を図る。また、新規農産物の生産支援、農林產品を活用した特産物の開発の促進と普及を目指す。農業従事者の高齢化、年齢構成の著しい偏りなどによる担い手の不足により、地域農業の維持が困難になりつつある。将来に渡って地域農業を持続するため、新規就農者を育成・確保することが重要であることから、技術指導・経営指導などの経営育成の支援、農業後継者の育成、新規就農の促進などの施策を行い地域農業の維持・向上を目指し、個人に限らず企業等の農業参入を促進する。林業に

#### カ 広域連携

平成 28 年 3 月に 7 市 1 町で連携協約を締結した「大分都市広域圏」では、「第 2 期大分都市広域圏ビジョン」に基づき、広域的に実施することでより効果的な施策の実現に向け協議・検討を行ってきた。令和 8 年度からは、8 市 1 町による「第 3 期大分都市広域圏ビジョン」に基づき、人口減少が今後も見込まれる中、各市町が単独では解決できない課題解決や安心して快適な暮らしを営んでいける様々な施策を今後も継続して行っていく。

#### (2) その対策

##### ア 農林業

みかん栽培を中心とした農業については、担い手不足に伴い、耕作放棄地の増加が深刻化するなか、農業生産力の向上を図り、農業の有する多面的機能を維持する必要がある。限られた土地を有効活用し、生産効率を向上させ、収益性を高める農業を実現するために、農地の保全や有効活用、また耕作放棄地の農地再生などの施策を行い、農地整備を推進し、農業生産基盤の整備強化を行う。併せて、鳥獣害予防対策の強化を図る。また、新規農産物の生産支援、農林產品を活用した特産物の開発の促進と普及を目指す。農業従事者の高齢化、年齢構成の著しい偏りなどによる担い手の不足により、地域農業の維持が困難になりつつあるため、将来に渡って地域農業を持続できるよう、新規就農者を育成・確保することが重要であることから、技術指導・経営指導などの経営育成の支援、農業後継者の育成、新規就農の促進などの施策を行い地域農業の維持・向上を目指し、個人に限らず企業等の農業参入を促進する。林業に

については、治山事業、林道整備、造林事業を進めるとともに、適切な間伐事業を促進し、また農業同様、担い手づくりと経営支援を行う。

#### イ 水産業

今後は、消費者ニーズを的確に把握しながら、効率的かつ安定的な漁業経営を支援する必要がある。具体的には、漁業生産基盤の整備強化として、漁業生産を行う上で必要な施設の整備、持続的な漁業生産活動を構築するために、必要な共同利用施設等の整備を促進し、漁港の長寿命化を図る。漁業生産活動を継続するためには、資源を永続的に確保する必要があることから、\_\_\_\_\_漁港・漁場環境美化を推進し、藻場等の再生を図るなどの環境・生態系の保全活動を支援する。また、漁業経営の安定化に向け、意欲と能力のある漁業従事者及び新規就業者を育成・確保するとともに、市内の水産養殖企業と連携を図り、養殖魚の津久見ブランド化を推進し、ブランド魚の販路拡大及び海外輸出を支援する\_\_\_\_\_。

#### ウ 鉱工業

商工会議所等の関係機関と連携し、人材育成・研修機会の拡充や助成制度・制度融資の充実など、中小企業の体质強化、経営安定、人材育成を積極的に支援し、本市の基幹産業である鉱工業も含めた育成・強化を図り、若者の定住及び雇用の維持・拡大を推進する。また、本市の恵まれた石灰資源を有効に活用し、民間企業や大分県、大学等の研究機関と連携し、市場ニーズを的確に捉えた付加価値の高い製品づくりの取組を支援する。さらには、新製品開発や研究機能を高めるために、研究開発に関する助成制度を拡充するとともに、企業誘致に積極的に取り組む。

#### エ 商業

については、治山事業、林道整備\_\_\_\_\_を進めるとともに、適切な間伐事業を促進し、また農業同様、担い手づくりと経営支援を行う。

#### イ 水産業

\_\_\_\_\_消費者ニーズを的確に把握し\_\_\_\_\_、効率的かつ安定的な漁業経営を支援する必要がある。具体的には、漁業生産基盤の整備強化として、漁業生産を行う上で必要な施設の整備、持続的な漁業生産活動を構築するために、必要な共同利用施設等の整備を促進し、漁港の長寿命化を図る。漁業生産活動を継続するためには、資源を永続的に確保する必要があることから、増殖場の整備や漁港・漁場環境美化を推進し、藻場等の再生を図るなどの環境・生態系の保全活動を支援する。また、漁業経営の安定化に向け、意欲と能力のある漁業従事者及び新規就業者を育成・確保するとともに、市内の水産養殖企業と連携を図り、養殖魚の津久見ブランド化を推進し、ブランド魚の販路拡大及び海外輸出を支援するとともに、旬な魚のブランド化なども目指す。

#### ウ 鉱工業

商工会議所等の関係機関と連携し、人材育成・研修機会の拡充や助成制度・制度融資の充実など、中小企業の体质強化、経営安定、人材育成を積極的に支援し、本市の基幹産業である鉱工業も含めた育成・強化を図り、若者の定住及び雇用の維持・拡大を推進する。また、本市の恵まれた石灰資源を有効に活用し、民間企業や大分県、大学等の研究機関と連携し、市場ニーズを的確に捉えた付加価値の高い製品づくりの取組を支援する。さらには、新製品開発や研究機能を高めるために、研究開発に関する助成制度を拡充するとともに、企業誘致に積極的に取り組む。

#### エ 商業

定住促進を念頭においていた商業施設の誘致と既存商店街等の振興を図ったにぎわい創出を推進し、中心市街地の活性化につなげる。空き店舗の活用や観光産業との連携した周遊性向上による商店街の振興とともに、空き店舗などを活用し、起業・創業の支援を実施する。また新庁舎・街なか観光拠点施設の整備も進め、つくみん公園の\_\_\_\_\_魅力のさらなる向上により、にぎわい・集いの核となる施設の整備、活用を促進する。

\_\_\_\_\_惠まれた農水産資源を活用した商品開発や6次産業化の推進による津久見ブランドの確立、より収益性の高い新たな特産品の研究・開発を促進し、所得・雇用の増大を図るとともに、構築されたブランド力を生かし、市内に限らず市外での積極的な販路拡大を支援するなど、地域循環する流通システムづくりを図っていく。

#### オ 観光

自治体間における観光客誘致の競争が激化する中、単に誘客を図るのではなく、戦略性を持った観光地域づくりを展開する必要がある。どのような観光地域を目指していくのか、津久見らしい観光を実現するため、官民一体となって津久見観光のブランド化を図る。観光地域づくりの調整役である「津久見市観光協会」\_\_\_\_\_と連携し、観光の現状や課題、今後の取組検討などについて個別に議論する「観光戦略会議」を開催し、情報共有と観光の推進を図りながら、これまで以上に明確な目標と責任を持って観光振興につながる観光施策を推進する。また、日豊経済圏の広域周遊観光の目的地となる拠点として街なか観光拠点施設の整備に取り組み、市外、県外からの誘客に努める。観光ニーズの多様化に伴い、

今後も引き続き第1次産業、第2次産業とも連携し、新たな

定住促進を念頭においていた商業施設の誘致と既存商店街等の振興を図ったにぎわい創出を推進し、中心市街地の活性化につなげる。空き店舗の活用や観光産業との連携した周遊性向上による商店街の振興とともに、空き店舗などを活用し、起業・創業の支援を実施する。また、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_つくみん公園の周辺も含めた魅力のさらなる向上により、にぎわい・集いの核となる拠点の整備、活用を促進する。併せて、中心市街地の活性化を図るため、商業関係者だけでなく、行政や学識経験者、まちづくり関係者などを巻き込みながら、中心となるキーパーソンの発掘・育成し、にぎわい創出を図る。

さらには、惠まれた農水産資源を活用した商品開発や6次産業化の推進による津久見ブランドの確立、より収益性の高い新たな特産品の研究・開発を促進し、所得・雇用の増大を図るとともに、構築されたブランド力を生かし、市内に限らず市外での積極的な販路拡大を支援するなど、地域循環する流通システムづくりを図っていく。

#### オ 観光

自治体間における観光客誘致の競争が激化する中、単に誘客を図るのではなく、戦略性を持った観光地域づくりを展開する必要がある。どのような観光地域を目指していくのか、津久見らしい観光を実現するため、官民一体となって津久見観光のブランド化を図る。観光地域づくりの調整役である「津久見市観光協会」や各種団体と連携し、観光の現状や課題、今後の取組検討などについて個別に議論するなど、\_\_\_\_\_情報共有と観光の推進を図りながら、これまで以上に明確な目標と責任を持って観光振興につながる観光施策を推進する。また、\_\_\_\_\_街なか観光拠点\_\_\_\_\_の整備についてはソフト事業の充実をハード事業につなげいくことを念頭に、費用面や収益性など慎重かつ丁寧な検討を行いながら、取

情報産業の技術も活用しながら、食観光・産業観光を推進する。また、石灰石鉱山やセメント産業、地質資源を生かした観光を開発するとともに、日本の先進的技術、ノウハウ、文化などを生かしたテーマ型、学習型、体験型といった新たなインバウンド対策に着手し、本市にあったターゲットの設定と体制づくりを行う。併せて、観光客を誘客するために必要な情報発信を充実させ、インバウンド対策としての「多言語化」の推進、主要観光スポット等でのWi-Fiの整備の促進など、誘客の強化を図る。さらには、市外からの利用者も多いつくみん公園\_\_\_\_\_をはじめとする公園施設の整備も行う。

#### 力 広域連携

大分県内の7市1町で構成する大分都市圏の基本連携項目のうち、中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成」「企業誘致の促進」「地域資源を活用した地域経済の裾野拡大」「戦略的な観光施策」「雇用対策」「農林水産物の生産振興」「有害鳥獣の広域防除」「農林水産物の消費拡大」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより、計画に記載する産業の振興をより効果的に進める。

組を進めていく。今後も引き続き第1次産業、第2次産業とも連携し、新たな情報産業の技術も活用しながら、食観光・産業観光を推進する。また、石灰石鉱山やセメント産業、地質資源を生かした観光を開発するとともに、日本の先進的技術、ノウハウ、文化などを生かしたテーマ型、学習型、体験型といった新たなインバウンド対策に着手し、本市にあったターゲットの設定と体制づくりを行う。併せて、観光客を誘客するために必要な情報発信を充実させ、インバウンド対策としての「多言語化」の推進、主要観光スポット等でのWi-Fiの整備の促進など、誘客の強化を図る。さらには、市外からの利用者も多い、つくみん公園やその周辺整備のほか公園施設の整備も行う。

#### 力 広域連携

大分県内の8市1町で構成する大分都市圏の基本連携項目のうち、「中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成」「企業誘致の促進」「地域資源を活用した地域経済の裾野拡大」「戦略的な観光施策」「雇用対策」「農林水産物の生産振興」「有害鳥獣の広域防除」「農林水産物の消費拡大」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより、計画に記載する産業の振興をより効果的に進める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	(1) 基盤整備			
		農業基盤整備事業	県	
	(2) 漁港施設	漁港維持管理事業	市	
		漁港施設整備事業	市	
	(5) 企業誘致	保戸島漁港事業県営工事費負担金	県	
		企業立地促進事業	市	
	(6) 起業の促進	創業支援事業	市	
		地域おこし協力隊起業支援事業	市	
	(7) 商業			
		その他	市	
	(9) 観光又はレクリエーション	中小企業振興資金融資促進預託金	市	
		「街なか観光拠点」整備事業	市	
		つくみイルカ島施設等整備事業	市	
		公園施設整備事業	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	津久見川周辺環境整備事業	市	
		観光振興事業 (観光振興のために補助金を交付し、誘客事業や宣伝、食観光の推進等を行い、交流人口の増、地域経済の活性化を図る。)	観光協会	
		津久見観光周遊性創出事業 (「つくみイルカ島」を核として、観光客を効率的に津久見市全域に周遊させ、市中心部の活性化を図る。)	協議会	
(11) その他	中山間地域等直接支払交付金事業	市		
	鳥獣害対策事業	市ほか		
	新規就農者開拓事業	市		
	津久見みかん産地活性化事業	協議会		

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	(1) 基盤整備			
		農業	経営体育成基盤整備事業県営事業負担金	県
			耕地利用高度化推進事業	市
		水産業	漁場水産物供給基盤機能保全事業	市
	(2) 漁港施設		沿岸漁場基盤整備事業	県
		保戸島漁港事業県営工事費負担金	県	
		漁港施設整備事業	市	
	(5) 企業誘致		漁港維持管理事業	市
		企業立地促進事業	市	
		地域おこし協力隊起業支援事業	市	
	(6) 起業の促進			
		創業支援事業	市	
	(7) 商業		地域おこし協力隊起業支援事業	市
		その他	中小企業振興資金融資促進預託金	市
(9) 観光又はレクリエーション	(9) 観光又はレクリエーション		街なか観光拠点整備事業	市
		つくみイルカ島施設等整備事業	市	
		公園施設整備事業	市	
		津久見川周辺環境整備事業	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業		過疎地域持続的発展特別事業	市
		観光振興事業 (観光振興のために補助金を交付し、誘客事業や宣伝、食観光の推進等を行い、交流人口の増、地域経済の活性化を図る。)	観光協会ほか	
(11) その他	(11) その他		津久見港改修事業県営工事費負担金	県
		中山間地域等直接支払交付金事業	地区	
		鳥獣害対策事業	市ほか	
		新規就農者開拓事業	市	
		津久見みかん産地活性化事業	協議会	

水産多面的機能発揮対策事業	協議会	
水産資源増殖推進事業	漁協	
海岸漂着物地域対策推進事業	市	
津久見港港湾改修事業負担金	県	
地籍調査事業	市	
立地適正化計画策定事業	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	水産多面的機能発揮対策事業	協議会		
	水産資源増殖推進事業	漁協		
	海岸漂着物地域対策推進事業	市		
	地籍調査事業	市		
	津久見地区まちづくり事業	市		

#### (4) 産業振興促進事項

##### ① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進地域	業種	計画期間	備考
津久見市全域	製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業	令和3年4月1日～令和8年3月31日	

##### ② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)の記載内容のとおり

#### (5) 公共施設等総合管理計画との整合

まちの中心部に位置している観光施設については、まちづくりの観点からの重要な施設として効果的な活用の方法を模索し長寿命化を図っていく。

民間が管理運営をしている産業系施設については、今後は譲渡も含めた管理運営の検討を行い、管理費の削減を図って行く。

今後、その他の産業系施設については、適切な維持管理を行い、安全性を確保するとともに、他施設との複合化、効果的な管理運営方法を検討する。

漁港施設については、定期的に点検を行い、適宜、保全工事を進めることで施設の長寿命化を図る。

港湾施設については、県の管理施設となるため、県と協議を行いながら適切な維持管理を行っていく。

公園については、長寿命化対策を図り、公園機能を保全しながら、ライフサイクルコストの削減に努める。

#### (4) 産業振興促進事項

##### ① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進地域	業種	計画期間	備考
津久見市全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

##### ② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)の記載内容のとおり

#### (5) 公共施設等総合管理計画との整合

まちの中心部に位置している観光レクリエーション施設については、周辺地域の整備やソフト事業も行いながら、まちの回遊性の向上の核となる施設となることから、長寿命化を図っていく。

新たに整備を検討している観光レクリエーション施設については、整備費用だけでなく、維持管理費用も含めて、後年度負担が大きくならないよう、どのような規模や整備方法が適正なのか引き続き慎重に調査を行なながら、進めていく。

その他の産業系施設については、適切な維持管理を行い、安全性を確保するとともに、他施設との複合化、効果的な管理運営方法を検討する。

漁港施設については、定期的に点検を行い、適宜、保全工事を進めることで施設の長寿命化を図る。

港湾施設については、県の管理施設となるため、県と協議を行いながら適切な維持管理を行っていく。

公園については、長寿命化対策を図り、公園機能を保全しながら、ライフサイクルコストの削減に努める。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

#### ア 情報化の推進

現在の情報通信技術は飛躍的に進化を遂げ、ＩＣＴの利活用へと軸足を移し、“いつでも、どこでも、何でも、誰でも”快適な情報サービスが利用できるユビキタス社会の展開やＩｏＴの普及が図られている。インターネット環境下でのスマートフォン等の急速な普及は、住民を取り巻く環境をより一層、多様化・高度化するなど、市民生活や経済・産業活動に大きな変化をもたらしつつある。

今般の新型コロナウイルス感染症等の感染拡大のリスクに対応して、テレワーク、オンラインでの面会、ウェブ会議といったデジタル技術を活用した人と人のつながりが、経済、医療、教育をはじめ、様々な分野において社会経済活動の継続に大きな効果を発揮する可能性を示している。光回線については、離島である無垢島地域を除く市内全エリアでインターネットの環境整備が完了したが、高齢化が進んでいる本市においては、市民の多くがデジタル技術を有効に活用している状況とはいえない。一方で、学校教育現場では、一人一台のタブレットでＩＣＴを使用した授業の推進、また、医療現場では、離島におけるオンライン診療の運用を開始したところである。行政情報システムについては、豊の国ハイパネットワークを活用することにより、県域広域ネットワークを確立しているものの、電子自治体の推進については、各種行政手続の電子申請等の促進が検討課題になっている。今後は、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大により、社会の在り方が一変し、市民の生活、企業の業務形態等の変化に対応する必要がある。

#### イ 広域連携

平成28年3月に7市1町で連携協約を締結した「大分都市圏」では、「第2期大分都市圏ビジョン」に基づき、広域的に実施することでより効果的

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

#### ア 情報化の推進

現在の情報通信技術は飛躍的に進化を遂げ、ＩＣＴの利活用へと軸足を移し、“いつでも、どこでも、何でも、誰でも”快適な情報サービスが利用できるユビキタス社会の展開やＩｏＴの普及が図られている。インターネット環境下でのスマートフォン等の急速な普及は、住民を取り巻く環境をより一層、多様化・高度化するなど、市民生活や経済・産業活動に大きな変化をもたらしつつある。

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を契機に、テレワーク、オンラインでの面会、ウェブ会議といったデジタル技術を活用した人と人のつながりが、経済、医療、教育をはじめ、様々な分野において日常生活の一部となってきた。光回線については、離島である無垢島地域を除く市内全エリアでインターネットの環境整備が完了したが、高齢化が進んでいる本市においては、市民の多くがデジタル技術を有効に活用している状況とはいえない。一方で、学校教育現場では、一人一台のタブレットでＩＣＴを使用した授業の推進、また、医療現場では、離島におけるオンライン診療の実施に必要な機器の整備を行った。行政情報システムについては、豊の国ハイパネットワークを活用することにより、県域広域ネットワークを確立している。電子自治体の推進については、主に子育て・介護分野にて電子申請等の取組が進んでいるが、今後は幅広い分野にて電子申請の取組を進め、行政手続サービスの拡充を図っていく必要がある。今後も加速度的に、デジタル技術の進展する中で、動向を注視する必要がある。

#### イ 広域連携

平成28年3月に7市1町で連携協約を締結した「大分都市圏」では、「第2期大分都市圏ビジョン」に基づき、広域的に実施することでより効果的

な施策の実現に向け協議・検討を行っている。

人口減少が今後も見込まれる中、各市町が単独では解決できない課題解決や安心して快適な暮らしを営んでいける様々な施策を今後も継続して行っていく。

## (2) その対策

### ア 情報化の推進

情報インフラ整備については、令和元年度に、市内のほぼ全域で光ケーブルの整備が完了している。今後は、さらに、市民ニーズの多様化に対応すべく、Society5.0で実現する社会を目指し、先端技術を活用する環境整備を促進する。特に、スマートフォンやタブレットなどの、携帯情報端末を使用する際の利便性向上を図るため、公共施設や市民が憩う場所にWi-Fiアクセスポイントの整備を進め、ひいては地域産業の振興等に活用できる環境づくりを推進する。デジタル化の推進によって、市民生活の利便性の向上や生活様式の多様化に資することで、市民がゆとりと豊かさを感じ、また津久見で享受できるサービスが都市部と比較して遜色がなくなることで、移住・定住促進の効果も高まる。電子自治体の構築に向け、マイナンバーカードの活用やペーパーレス化されたオンライン上の手続である電子決裁の導入など、行政のIT化を進める。また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に急速なデジタル化社会への移行が想定される中、社会生活において人との密接を避けるため、テレワーク、ウェブ会議、キャッシュレス決済等の環境の構築を推進する。併せて、持続可能な自治体等を構築するため、人工知能（AI）・RPA等を利用した窓口業務等、様々な分野で活用できる環境づくりを推進する。さらには、デジタル化による激しい環境変化に対応するため、デジタルトランスフォーメーション（DX）による事業変革も視野に入れ、電子自治体の推進を図る。

な施策の実現に向け協議・検討を行ってきた。令和8年度からは、8市1町による「第3期大分都市圏ビジョン」に基づき、人口減少が今後も見込まれる中、各市町が単独では解決できない課題解決や安心して快適な暮らしを営んでいける様々な施策を今後も継続して行っていく。

## (2) その対策

### ア 情報化の推進

情報インフラ整備については、令和元年度に、市内のほぼ全域で光ケーブルの整備が完了している。今後は、さらに、市民ニーズの多様化に対応すべく、先端技術を活用する環境整備を促進する。特に、スマートフォンやタブレットなどの、携帯情報端末を使用する際の利便性向上を図るため、公共施設や市民が憩う場所にWi-Fiアクセスポイントの整備を進め、ひいては地域産業の振興等に活用できる環境づくりを推進する。デジタル化の推進によって、市民生活の利便性の向上や生活様式の多様化に資することで、市民がゆとりと豊かさを感じ、また津久見で享受できるサービスが都市部と比較して遜色がなくなることで、移住・定住促進の効果も高まる。電子自治体の構築に向け、マイナンバーカードの活用や大分県や県内自治体とも連携しながら、電子申請の拡充を図る。

併せて、持続可能な自治体等を構築するため、人工知能（AI）等を利用した窓口業務等、様々な分野で活用できる環境づくりを推進する。さらには、デジタル化による激しい環境変化に対応するため、デジタルトランスフォーメーション（DX）による事業変革も視野に入れ、電子自治体の推進を図る。

## イ 広域連携

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち、「広域的な情報ネットワークの整備」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより、本計画に記載する地域における情報化をより効果的に進める。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	防災行政用無線施設	防災行政無線整備事業	市	
	その他の情報化のための施設	公衆無線LAN整備事業	市	
	その他	地域インターネット整備事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当なし

## イ 広域連携

大分県内の8市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち、「行政DXの推進」「人材等の資源の効率的な活用」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより、本計画に記載する地域における情報化をより効果的に進める。

また、大分都市広域圏の取組以外でも、共通する課題について、情報共有などを行い、電子システム等の共同調達の取組も進める。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域における情報化	□ 1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	その他	地域インターネット整備事業	市	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当なし

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 道路整備

市内の道路・交通ネットワークの整備については、「国道 217 号平岩松崎バイパス事業」及び「市道徳浦松崎線バイパス事業」(市道道籠合ノ元線)を重点的に推進してきた。これらの事業は本市における産業・防災・医療・観光の大動脈としての役割と、通勤・通学の安全性・利便性の向上など効果が期待されるもので、「国道 217 号平岩松崎バイパス事業」の一部 (松崎交差点から市道バイパスとのアクセス点) 及び「市道徳浦松崎線バイパス事業」は令和 3 年 3 月に完了し、開通の運びとなった。今後は、「国道 217 号平岩松崎バイパス事業」\_\_\_\_\_ (市道バイパスとのアクセス点から津久見 IC) を市民・事業者・行政が一体となって推進するとともに、将来交通量を鑑みた都市計画道路の見直しなどを行う必要がある。さらに、都市計画マスタープランの見直し、市中心部のグランドデザインを踏まえた、都市全体の整備方針を検証することも重要である。その一方で、幅員の狭い道路の多い半島部や山間部における生活道路の整備、老朽化した橋りょう及びトンネル等道路施設の補修が課題であり、特に半島部に位置する「つくみイルカ島」までのアクセスの向上が課題となっている。さらには、島民からの要望も出ている保戸島の架橋整備については、高齢化した島民生活を踏まえ、\_\_\_\_\_ 実現の可能性を模索していく必要がある。

#### イ 交通確保対策

本市の公共交通機関は、JR 日豊本線、路線バス（5 路線）、乗合タクシー（3 路線）及び離島航路（2 航路）がある。高齢化や人口減少により、利用者は減少傾向にあるが、「大分県南部圏地域公共交通網形成計画」等により、利用者の利便性に考慮した運行を実施するよう努力を重ねている。JR については、近

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 道路整備

市内の道路・交通ネットワークの整備については、「国道 217 号平岩松崎バイパス事業」及び「市道徳浦松崎線バイパス事業」(市道道籠合ノ元線)を重点的に推進してきた。これらの事業は本市における産業・防災・医療・観光の大動脈としての役割と、通勤・通学の安全性・利便性の向上など効果が期待されるもので、「国道 217 号平岩松崎バイパス事業」の第Ⅰ期工区 (松崎交差点から市道バイパスとのアクセス点) 及び「市道徳浦松崎線バイパス事業」は令和 3 年 3 月に完了し、開通の運びとなった。今後は、「国道 217 号平岩松崎バイパス事業」第Ⅱ期工区 (市道バイパスとのアクセス点から津久見 IC) を市民・事業者・行政が一体となって推進するとともに、将来交通量を鑑みた都市計画道路の見直しなどを行う必要がある。\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ その一方で、幅員の狭い道路の多い半島部や山間部における生活道路の整備、老朽化した橋りょう及びトンネル等道路施設の補修が課題である

\_\_\_\_\_ さらには、島民からの要望も出ている保戸島の架橋建設については、高齢化した島民生活を踏まえ、官民連携して 実現の可能性を模索していく必要がある。

#### イ 交通確保対策

本市の公共交通機関は、JR 日豊本線、路線バス（4 路線）、乗合タクシー（4 路線）及び離島航路（2 航路）がある。高齢化や人口減少により、利用者は減少傾向にあるが、「大分県南部圏地域公共交通網形成計画」等により、利用者の利便性に考慮した運行を実施するよう努力を重ねている。JR については、近

年、利用者の減少によって便数が減少傾向にあるが、通学・通勤時間帯の便については、利便性向上のため、今後も維持・確保の必要がある。また、JR津久見駅のバリアフリー化、日代小中学校の有効活用による、日代駅の利用促進対策も検討する必要がある。路線バスは、臼津交通株式会社が運営しているが、年々赤字額が増大しており、便数や運行時刻を見直し、利用者ニーズに合った運行を目指しているものの、大変厳しい状況にある

。乗合タクシーについては、平成24年度から「中央病院～津久見駅線」及び「落ノ浦～大浜線」を運行しており、令和元年度から、地域の要望等も踏まえ新たな路線として、「畠～津久見駅線」について実証運行を行い、令和2年10月から本格運行を開始した。運行ルートや時刻など利用者ニーズを取り入れながら、実施しているものの、利用者数は伸び悩んでいる

。今後とも、路線バス事業、乗合タクシーについては、利用者の減少、住民ニーズの変化、交通事業者の経営状況や人材確保等を鑑み、実態に適した輸送手段の検討が必要である。国庫補助航路である保戸島航路は、便数の見直し等の経営努力を行っているが、島内人口の減少とともに生活航路としての利用は減少している。不定期航路である無垢島航路は、島内人口の減少のため、なおも厳しい状況が続いている。全国的にも、船員不足は深刻な状況となっており、両航路においても、航路維持のため、船員の確保が喫緊の課題となっている。また、使用船舶も老朽化しており、安全運航のための維持管理が重要である。今後も、市民・事業者・行政が一体となって、地域公共交通の維持・確保の必要性の理解を深め、利用促進を図る必要がある。

#### ウ 広域連携

平成28年3月に7市1町で連携協約を締結した「大分都市圏」では、「第

年、利用者の減少によって便数が減少傾向にあるが、通学・通勤時間帯の便については、利便性向上のため、今後も維持・確保の必要があるとともに、JR津久見駅のバリアフリー化

も検討する必要がある。路線バスは、臼津交通株式会社が運営しているが、年々赤字額が増大しており、便数や運行時刻の見直しを行い、「中西循環線」を令和7年9月に廃止し、「臼津線」を令和7年度をもって廃止とした。乗合タクシーについては、平成24年度から「中央病院～津久見駅線」及び

「落ノ浦～大浜線」を運行しており、令和元年度から、地域の要望等も踏まえ新たな路線として、「畠～津久見駅線」について実証運行を行い、令和2年10月から本格運行を開始した。さらに令和7年10月には路線バス廃止の代替として、乗合タクシー「中西循環線」の運行を開始した。併せて、大きな取組として令和7年10月より、津久見市内の路線バス・乗合タクシー1回の乗降において「均一運賃200円」制度を導入した。今後とも、路線バス事業、乗合タク

シーについては、利用者の減少、住民ニーズの変化、交通事業者の経営状況や人材確保等を鑑み、実態に適した輸送手段の検討が必要である。国庫補助航路である保戸島航路は、便数の見直し等の経営努力を行っているが、島内人口の減少とともに生活航路としての利用は減少している。不定期航路である無垢島航路は、島内人口の減少のため、なおも厳しい状況が続いている。全国的にも、船員不足は深刻な状況となっており、両航路においても、航路維持のため、船員の確保が喫緊の課題となっている。また、使用船舶も老朽化しており、安全運航のための維持管理が重要である。今後も、市民・事業者・行政が一体となって、地域公共交通の維持・確保の必要性の理解を深め、利用促進を図る必要がある。

#### ウ 広域連携

平成28年3月に7市1町で連携協約を締結した「大分都市圏」では、「第

「2期大分都市広域圏ビジョン」に基づき、広域的に実施することでより効果的な施策の実現に向け協議・検討を行っている。

\_\_\_\_\_ 人口減少が今後も見込まれる中、各市町が単独では解決できない課題解決や安心して快適な暮らしを営んでいける様々な施策を今後も継続して行っていく。

## (2) その対策

### ア 道路整備

現在、事業着手されている「国道217号平岩松崎バイパス事業」の早期完成を目指すとともに、半島部と市中心部を結ぶ主要道路の改良を推進する。安心・安全な道づくりとして、地形的制約条件等による円滑な通行が困難な箇所について改良・整備を進め、災害時における避難路、緊急輸送ルートの確保を図る。また、老朽化した橋りょうやトンネル、道路構造物等の既存ストックの保守・点検を行うとともに、長寿命化修繕計画に基づき計画的な維持管理を行う。道路整備では、市道岩屋線において、津久見川・彦の内川河川激甚災害対策特別緊急事業によって架け替えられる新港橋

\_\_\_\_\_を含めた、幅員狭小区間の道路拡幅工事をはじめ、市民の移動の利便性・安全性の確保や住環境の整備を行う。加えて、国道217号と県道佐伯津久見線のアクセス向上及び市中心部の回遊性向上

\_\_\_\_\_につなげていく。「県道大泊浜徳浦線（堅浦工区）道路事業」

では幅員狭小区間の解消を目的として、港湾事業と併せて道路改良工事を進める。保戸島と四浦半島を結ぶ架橋建設については、住民と協議を進め、島民の生活ニーズを踏まえ、推進していく。農道及び林道の橋りょう、トンネル等の道路構造物については、順次計画的に補修等を行うことで、安全・快適な市民生活の実現を図る。

「2期大分都市広域圏ビジョン」に基づき、広域的に実施することでより効果的な施策の実現に向け協議・検討を行ってきた。令和8年度からは、8市1町による「第3期大分都市広域圏ビジョン」に基づき、人口減少が今後も見込まれる中、各市町が単独では解決できない課題解決や安心して快適な暮らしを営んでいける様々な施策を今後も継続して行っていく。

## (2) その対策

### ア 道路整備

現在、事業着手されている「国道217号平岩松崎バイパス事業」の早期完成を目指すとともに、半島部と市中心部を結ぶ主要道路の改良を推進する。安心・安全な道づくりとして、地形的制約条件等による円滑な通行が困難な箇所について改良・整備を進め、災害時における避難路、緊急輸送ルートの確保を図る。また、老朽化した橋りょうやトンネル、道路構造物等の既存ストックの保守・点検を行うとともに、長寿命化修繕計画に基づき計画的な維持管理を行う。道路整備では、市道岩屋線において、環状交差点（ラウンドアバウト）が令和7年7月に供用開始されるなど順調に進捗しており、今後はJR日豊本線 岩屋踏切を含めた、幅員狭小区間の道路拡幅工事をはじめ、市民の移動の利便性・安全性の確保や住環境の整備を行う。加えて、国道217号と県道佐伯津久見線のアクセス向上及び市役所新庁舎の建て替えに合わせた市中心部の整備のための回遊性向上などにつなげていく。港湾事業と併せて行う「県道大泊浜徳浦線（堅浦工区）道路事業」及び「県道四浦日代線（仙水工区）道路改良事業」では幅員狭小区間の解消を目的として、\_\_\_\_\_道路改良工事を進める。保戸島と四浦半島を結ぶ架橋建設については、住民と協議を進め、島民の生活ニーズを踏まえ、推進していく。農道及び林道の橋りょう、トンネル等の道路構造物については、順次計画的に補修等を行うことで、安全・快適な市民生活の実現を図る。

#### イ 交通確保対策

JR日豊本線については、県を通じて、高速複線化や通学等の利用者ニーズに合ったダイヤ改正等について要望する。また、JR津久見駅のバリアフリー化を検討する。路線バスについては、利用者ニーズに合った運行を目指し、路線の維持・確保に努める。乗合タクシーについては、\_\_\_\_\_

説明会や体験試乗会等を実施し、認知度の向上に努め、利用者数の増加を図る。保戸島航路については、島民と協議のうえ経営改善に取り組みながら、航路の維持を図り、離島航路事業費の補助についても行い、より効率的な運営を目指す。無垢島航路については、島民の唯一の交通手段であり、給水船としての役割も果たしていることから、今後も航路の維持に努める。両航路ともに、老朽化した船舶の維持管理に努め、適切な船舶の規模に改善するため、更新を検討していく。全体的に、人口減少等により生活路線としての利用率が年々低下していく中で、引き続き、JR、路線バス、乗合タクシー、離島航路について、高齢者や子どもが利用しやすい公共交通ネットワークを構築していくとともに、観光振興による誘客を公共交通の利用へつなげていく。

#### ウ 広域連携

また、大分県内の7市1町で構成する大分都市圏の基本連携項目のうち「広域的公共交通網の構築」「地域公共交通ネットワークの維持・形成」「広域幹線道路網の整備促進」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより、本計画に記載する交通施設の整備、交通手段の確保をより効果的に進める。

#### イ 交通確保対策

JR日豊本線については、県を通じて、高速複線化や通学等の利用者ニーズに合ったダイヤ改正等について要望する。また、JR津久見駅のバリアフリー化を検討する。路線バスについては、利用者ニーズに合った運行を目指し、路線の維持・確保に努める。乗合タクシーについては、利用者のニーズに合った路線・ダイヤ・運行本数の構築・改善、説明会や体験試乗会等を実施し、認知度の向上に努め、利用者数の増加を図る。保戸島航路については、島民と協議のうえ経営改善に取り組みながら、航路の維持を図り、離島航路事業費の補助についても行い、より効率的な運営を目指す。無垢島航路については、島民の唯一の交通手段であり、給水船としての役割も果たしていることから、今後も航路の維持に努める。両航路ともに、老朽化した船舶の維持管理に努め、適切な船舶の規模に改善するため、更新を検討していく。全体的に、人口減少等により生活路線としての利用率が年々低下していく中で、引き続き、JR、路線バス、乗合タクシー、離島航路について、高齢者や子どもが利用しやすい公共交通ネットワークを構築していくとともに、観光振興による誘客を公共交通の利用へつなげていく。

#### ウ 広域連携

また、大分県内の8市1町で構成する大分都市圏の基本連携項目のうち「広域的公共交通網の構築」「地域公共交通ネットワークの維持・形成」「広域幹線道路網の整備促進」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより、本計画に記載する交通施設の整備、交通手段の確保をより効果的に進める。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	市道岩屋線道路改良工事 L=330.0m W=12.0m	県・市	
		市道徳浦松崎線道路改良工事 L=90.0m W=6.6～9.6m	市	
		市道平岩志手1号線道路改良工事 L=448.0m W=4.0～6.6m	市	
		市道平岩志手2号線道路改良工事 L=230.0m W=4.8～6.0m	市	
		柳区画線1・2号道路整備工事 L=157.1m W=3.0～6.3m	市	
		市道長野区画線1号道路改良工事 L=346.5m W=1.8～3.7m	市	
		市道巣鴨線道路改良工事 L=520.0m W=2.5～4.7m	市	
		市道大友線道路改良事業 L=80.0m W=5.5m	市	
		市道岩屋中ノ内線道路改良工事 L=1,000.0m W=12.0m	市	
		市道浦代長目線防護柵設置工事	市	
		市道路木迫区画線1号舗装補修工事	市	
		西高洲区画線5号道路整備工事	市	
		市道高浜線側溝改修工事	市	
		市道日見南線側溝等整備工事	市	
		住環境整備事業負担金	土地開発公社	
		通学路安全対策工事	市	
		道路構造物等補修計画策定事業	市	
		市道維持管理業務委託	市	
		トンネル改修事業	市	
		市道田尾線側溝補修工事	市	
		市道松崎浜線舗装補修工事	市	
		久留芝区画1号線転落防止柵設置工事	市	
		市道東駅裏線路側改修工事	市	
		市道網代線転落防止柵設置工事	市	
		道路照明設備設置事業	市	
		橋りょう長寿命化事業	市	

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	市道岩屋線道路改良工事 L=330.0m W=12.0m	市	
		市道彦の内線道路改良工事 L=523.0m W=17.0m	市	
		荒代トンネル非常警報設備設置工事	市	
		都市構造再編集中支援事業（道路分）	市	
		JR津久見駅エレベーター設置事業	事業者	
		市道徳浦松崎線道路標識取替工事	市	
		道路照明取替工事	市	
		通学路安全対策事業	市	
		市道維持管理業務委託	市	
		トンネル改修事業	市	
橋りょう		橋りょう長寿命化事業	市	
		農道維持管理事業	市	
		林道維持管理事業	市	
		（7） 渡船		
（9） 過疎地域持続的発展 特別事業		無垢島航路新造船事業	市	
		無垢島航路浮桟橋連絡橋補修工事	市	
		コミュニティバス等運行事業 (路線バス事業の補助やコミュニティバス等運行事業を行うことで、市民の移動利便性の確保や住民生活の質的向上を図る。)	市・事業者	
（10） その他		道路維持補修事業	市	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

道路・橋りょう等については、損傷が深刻化してから対応を行う事後保全による補修及び更新では、利用者への危険性や維持管理費の増大につながるおそれがあり、住民の安全・安心に直結することから、計画的に点検を行なながら、緊急性や利用状況等踏まえ計画的に整備・維持管理を行い、更新費用の平準化を図る。

	下岩屋橋整備事業	県・市	
(2) 農道	農道維持管理事業	市	
(3) 林道	林道維持管理事業	市	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業	コミュニティバス等運行事業 (路線バス事業の補助やコミュニティバス等運行事業を行うことで、市民の移動利便性の確保や住民生活の質的向上を図る。) 離島航路事業費補助金 (離島航路事業者に対して補助金を交付し、事業者の経営安定を図るとともに、島民生活の安定による定住促進を図る。)	市・事業者	
(10) その他	道路維持修繕事業 大分県道路改良事業負担金	市 県	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路・橋りょう等については、損傷が深刻化してから対応を行う事後保全による補修及び更新では、利用者への危険性や維持管理費の増大につながる恐れがあり、住民の安全・安心に直結することから、緊急性や利用状況等踏まえながら計画的に整備・維持管理を行い、更新費用の平準化を図る。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 水道施設

本市の上水道施設は、市街地を中心に整備され、上水道区域を順次拡張しており、簡易水道施設は、公営の保戸島・四浦東地区の1か所と民営の平岩地区1か所の合計2か所で、一部の地域に給水施設がある。水源については、上水道の主水源は地下水、簡易水道は表流水に依存している。上水道施設は、数次にわたる拡張工事により現在11か所の水源から給水している。

水需要は、人口減少の要因はあるものの、市民の生活様式の向上、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及並びに産業発展等により、ここ数年間200万m<sup>3</sup>前後の使用量で推移している。公営簡易水道施設は、設置後経過年数が長いため、配水管をはじめその他水道施設の老朽化が著しく、計画的に布設替えや施設の更新が必要となっている。さらに、区域が離島や半島のため、給水人口に比べて送配水管の布設延長が長く、更新費用が高額となること、また、地形的な問題から水源の確保も課題である。民営簡易水道施設は、施設の老朽化や利用者の高齢化が急速に進み、施設の維持管理や渇水期の水資源不足の問題を抱えており、上水道との統合の検討も含め、地元負担の軽減を進めると同時に、将来にわたる運営管理体制の整備が必要である。給水施設の地域においても、地域住民の高齢化や渇水期の水資源不足の問題を抱えており、施設の維持管理や運営管理体制の整備が急務となっている。今後とも、平成30年8月に策定した「津久見市新水道ビジョン」に基づき、上水道の普及率向上や簡易水道との統合、水源の確保、老朽化した施設の更新や耐震化等の推進を図る必要がある。

#### イ 衛生施設

令和元年度末における本市の公共下水道整備状況は、整備面積 290.3ha（整備

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 水道施設

本市の水道施設は、市街地を中心に整備され、上水道区域、\_\_\_\_\_保戸島・四浦東地区、\_\_\_\_\_

一部の地域に給水施設がある。水源については、上水道の主水源は地下水、簡易水道は表流水に依存している。上水道施設は、数次にわたる拡張工事により現在11か所の水源から給水している。

水需要は、人口減少の要因はあるものの、市民の生活様式の向上、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及並びに産業発展等により、ここ数年間200万m<sup>3</sup>前後の使用量で推移している。公営簡易水道施設は、設置後経過年数が長いため、配水管をはじめその他水道施設の老朽化が著しく、計画的に布設替えや施設の更新が必要となっている。さらに、区域が離島や半島のため、給水人口に比べて送配水管の布設延長が長く、更新費用が高額となること、また、地形的な問題から水源の確保も課題である。民営簡易水道施設は、施設の老朽化や利用者の高齢化が急速に進み、施設の維持管理や渇水期の水資源不足の問題を抱えており、上水道との統合の検討も含め、地元負担の軽減を進めると同時に、将来にわたる運営管理体制の整備が必要である。給水施設の地域においても、地域住民の高齢化や渇水期の水資源不足の問題を抱えており、施設の維持管理や運営管理体制の整備が急務となっている。今後とも、令和6年に中間見直しを行った「津久見市新水道ビジョン」に基づき、上水道の普及率向上や簡易水道との統合、水源の確保、老朽化した施設の更新や耐震化等の推進を図る必要がある。

#### イ 衛生施設

令和6年度末における本市の公共下水道整備状況は、整備面積 293.4ha（整備

率 91.3%) となっており、そのなかで污水管渠は 73.7km が施工されている。また、終末処理場の稼働状況は、3,401 戸、7,500 人が水洗化しているが、公共下水道の普及率は 54.7%、水洗化率は 80.7% にとどまっており、引き続き水洗化の促進を図るとともに、市民の快適で衛生的な生活環境を守るために、耐震化を含む老朽化施設の更新が必要である。

さらに、市街地や住宅地の浸水及び主要幹線道路の冠水を防ぐための雨水幹線は、土砂堆積による機能低下が見られることから、適切な維持管理を行う必要がある。令和 2 年度に竣工した立花町雨水幹線整備工事においては、水路断面の改修により流下能力が改善でき土砂堆積の軽減につながった。また、公共下水道等の未整備区域においては、生活排水処理対策として、合併処理浄化槽の普及促進を図る必要がある。水路や河川の汚濁は、その 80% 以上が家庭系の雑排水であるといわれているため、環境保全意識の啓発と併せて、公共下水道区域内においては、施設整備 や水洗化の促進、区域外においては、合併処理浄化槽の普及等を推進し、河川や海域等の水質保全を図る必要がある。日本で最初の可燃ごみ 固形燃料化施設として平成 8 年度に竣工した一般廃棄物処理施設の D F C (ドリームフェューエルセンター) は、ダイオキシン対策等の環境問題に対応する最先端のごみ処理施設として、1 日最大処理量 32 t で稼動してきた。可燃ごみを焼却処分せずに、D F C にて 固形燃料化を行い、その燃料を市内のセメント工場において、セメント焼成の原料・燃料として再利用を図り、再資源化処理をしてきた。そうすることによって、地域の基盤産業と連携した独自の方法で、CO<sub>2</sub> 排出抑制や循環型社会の形成に取り組んできた。しかし、供用開始から 24 年が経過し施設全体の老朽化が進み、年々増加する維持管理費が市の財政面での負担になっていた。そのため、本市は、大分都市広域圏で進める一般廃棄物の広域処理施設整備に参画し、令和 9 年度の稼働を目標に協同で取り組んでいる。一方で、広域処理施設の稼働まで、固形燃料化施設の運転が困難な状況であることから、令和 3 年度から大分市に可

率 92.9%) となっており、そのなかで污水管渠は 74.5km が施工されている。また、終末処理場の稼働状況は、3,369 戸、6,924 人が水洗化しているが、公共下水道の普及率は 56.1%、水洗化率は 83.1% にとどまっており、引き続き水洗化の促進を図るとともに、市民の快適で衛生的な生活環境を守るために、耐震化を含む老朽化施設の更新が必要である。

さらに、市街地や住宅地の浸水及び主要幹線道路の冠水を防ぐための雨水幹線は、土砂堆積による機能低下が見られる箇所において、適切な維持管理を行う必要がある。

また、公共下水道等の未整備区域においては、生活排水処理対策として、合併処理浄化槽の普及促進を図る必要がある。水路や河川の汚濁の主な原因の 1 つが家庭からの生活排水であるため、環境保全意識の啓発と併せて、公共下水道区域内においては、老朽化した施設の更新や水洗化の促進、区域外においては、合併処理浄化槽の普及等を推進し、河川や海域等の水質保全を図る必要がある。日本で最初の可燃ごみ 固形燃料化施設として平成 8 年度に竣工した一般廃棄物処理施設の D F C (ドリームフェューエルセンター) は、ダイオキシン対策等の環境問題に対応する最先端のごみ処理施設として、1 日最大処理量 32 t で稼動してきたが

施設全体の老朽化が進んだことから、大分都市広域圏で進める一般廃棄物の広域処理施設整備に参画し、令和 9 年 10 月の稼働を目標に協同で取り組んでいる。一方で、広域処理施設の稼働まで、固形燃料化施設の運転が困難な状況であることから、令和 3 年度から大分市に可

燃ごみの処理委託を開始したところであり、

効率的な収集運搬体制の構築を早期に図る必要がある。

令和2年4月からは、可燃ごみとして処分されていたプラスチック・ペットボトル類を資源ごみとして新たに分別回収し、市内のセメント工場において、セメント焼成の原料・燃料として再資源化処理している。ごみの分別の徹底、5R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）・リフューズ（断る）・リペア（修理））運動をこれまで以上に推進することで、循環型社会の形成を推進していくとともに最終処分場の延命化を図っていく必要がある。そのためにも、手狭となっている不燃物の分別・保管施設の確保が求められている。また、最終処分場においては、平成5年の稼働から28年が経過し、浸出水処理施設の老朽化も課題となっている。脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化などの環境問題に向き合い、持続可能な社会にむけた多面的な政策の展開を図る必要がある。

#### ウ 消防施設

近年の風水害や地震被害の大規模化や長期化、地域社会の高齢化により、消火・救急・救助など消防活動の役割がさらに重要となっている。本市の消防体制としては、常備消防（消防本部1、消防署1併設）と非常備消防（地域消防団6分団）があり、平成27年度の消防庁舎の新設に伴い、デジタル無線、指令装置の更新や消防設備が拡充された。商店街を中心とした市街地は、家屋等が密集しており、火災が発生した場合、道路幅員が狭いため、交通の阻害等により大災害につながる恐れがある。消防署から30分以上かかる半島部をはじめとした地域や離島では、地元消防団の初期消火活動が重要であり、その機能強化が求められているが、過疎化・高齢化により全市的に消防団員の確保が困難な状況である。地域住民や事業者の協力による新規団員の加入促進を図るほか、機能別消防団員の調査研

ごみの処理委託を開始し、令和5年10月には旧DFCをごみ中継施設に改修し、大型のごみ収集車を導入するなど効率的な収集運搬体制の構築してきた。

また、令和2年4月からは、可燃ごみとして処分されていたプラスチック・ペットボトル類を資源ごみとして新たに分別回収し、市内のセメント工場において、セメント焼成の原料・燃料として再資源化処理している。ごみの分別の徹底、5R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）・リフューズ（断る）・リペア（修理））運動をこれまで以上に推進することで、循環型社会の形成を推進していくとともに最終処分場の延命化を図っていく必要がある。そのためにも、手狭となっている不燃物の分別・保管施設の確保が求められている。また、最終処分場においては、平成5年の稼働から32年が経過し、浸出水処理施設の老朽化も課題となっている。脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化などの環境問題に向き合い、持続可能な社会にむけた多面的な政策の展開を図る必要がある。

#### ウ 消防施設

近年の風水害や地震被害の大規模化や長期化、地域社会の高齢化により、消火・救急・救助など消防活動の役割がさらに重要となっている。本市の消防体制としては、常備消防（消防本部1、消防署1併設）と非常備消防（地域消防団6分団）があり、平成27年度の消防庁舎の新設、令和6年度の大分県域消防指令業務共同運用に伴い、消防無線システム、指令システムの更新や消防設備が拡充された。商店街を中心とした市街地は、家屋等が密集しており、火災が発生した場合、道路幅員が狭いため、交通の阻害等により大災害につながるおそれがある。消防署から30分以上かかる半島部をはじめとした地域や離島では、地元消防団の初期消火活動が重要であり、その機能強化が求められているが、過疎化・高齢化により全市的に消防団員の確保が困難な状況である。地域住民や事業者の協力による新規団員の加入促進を図るほか、機能別消防団員の調査研

究や消防団体制の再構築等検討する必要がある。加えて、高齢化に伴う救急需要の対応や頻発・激甚化する大規模・広域災害や地震への備え、生産年齢人口の減少に伴い将来的な消防指令設備等の整備・運用に要する財源の確保、消防業務を支える担い手の確保等が課題となるおそれがある。

## エ 住宅

住宅事情は、平成 27 年の国勢調査によると、持ち家 77.3%、民営借家 14.5%、公営借家 3.9%、給与住宅 3.1%、間借り 1.2% の比率である。平成 22 年と比較すると大きな変動はないが、持ち家の比率が若干伸びている状況である。現在、公営住宅は老朽化が進んでおり、平成 30 年 8 月に策定した「津久見市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長期的な視点を含めた効率的な更新・改修等、またバリアフリー化を推進することで、居住性の向上を図っていく必要がある。また、郊外にある公営住宅の居住者の高齢化や地域公共交通の利便性の低下、住宅政策を取り巻くニーズの変化や地域バランス等の課題もある。本市では、『市中心部のグランドデザインを核とした、「都市計画に関する基本的な方針」の見直しに関する調査研究業務』において、都市計画区域内を 5 つのエリアに区分けし、将来に向けた都市の全体構想と地域別の構想を示した。都市機能及び居住誘導区域を定める「津久見市立地適正化計画策定業務」も実施している。その中でも、都市機能と居住誘導において大変重要なエリアである市中心部では、新庁舎と街なか観光拠点施設の一体的整備、つくみん公園も含めた「みなとオアシスつくみ」の拡充・再整備を目指すこととしており、今後とも、人口減少に歯止めをかけるためには、若い世代のニーズにあった住環境整備やにぎわいのあるまちづくりが重要である。

## オ 広域連携

究や消防団体制の再構築等検討する必要がある。加えて、高齢化に伴う救急需要の対応や頻発・激甚化する大規模・広域災害や地震への備え、生産年齢人口の減少に伴い将来的な消防指令設備の中間更新や消防車両等の整備・運用に要する財源の確保、消防業務を支える担い手の確保等が課題となるおそれがある。

## エ 住宅

令和 2 年国勢調査における住宅事情では、持ち家 79.6%、民営借家 13.7%、公営借家 3.4%、給与住宅 2.8%、間借り 0.5% の比率である。平成 27 年と比較すると、持ち家の比率が若干伸びている一方、賃貸住宅等は減少傾向にある。公営住宅の老朽化が進む中、「津久見市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な更新・改修を実施してきたが、今後は、住宅の集約や再配置、世代ごとのニーズに応じたリノベーションなど、多面的な取組を通じて、持続可能な住環境の形成も推進する必要がある。また、郊外にある公営住宅の居住者の高齢化や地域公共交通の利便性の低下、住宅政策を取り巻くニーズの変化や地域バランス等の課題もある。令和 4 年 3 月に「津久見市都市計画マスターplan」を策定し、都市計画区域内を 4 つのエリアに区分けすることで、将来を見据えた都市の全体構想と地域別の構想を示した。さらに、令和 4 年 11 月には「津久見市立地適正化計画」を策定し、都市機能誘導区域および居住誘導区域を定めた。なかでも、中央町周辺エリアは都市機能と居住の両面で特に重要なエリアと位置づけている。また、市中心部では、新庁舎と街なか観光拠点の整備や、つくみん公園を含む「みなとオアシス津久見」の拡充・再編を目指している。今後は、人口減少に歯止めをかけるためにも、多様な世代のニーズに応じた住環境の整備とにぎわいのあるまちづくりを進めていくことが重要である。

## オ 広域連携

## ①大分都市広域圏

平成 28 年 3 月に 7 市 1 町で連携協約を締結した「大分都市広域圏」では、「第 2 期大分都市広域圏ビジョン」に基づき、広域的に実施することでより効果的な施策の実現に向け協議・検討を行っている。

\_\_\_\_\_ 人口減少が今後も見込まれる中、各市町が単独では解決できない課題解決や安心して快適な暮らしを営んでいける様々な施策を今後も継続して行っていく。

## ②臼杵広域圏

本市及び臼杵市とで様々な広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため、「臼杵広域連合」を発足させ「臼杵葬斎場」の共同運営を行っている。本施設については、昭和 63 年に共同運営が開始され、32 年（令和 2 年現在） が経過しており、平成 25 年度には老朽化した火葬炉設備、令和元年度には待合室等の大規模な改修が完了した。今後も利用者が安心して利用できる施設として維持していくためにも計画的に補修、改築等に努め、更に周辺の環境美化等にも留意し人生の終焉を迎える場として相応しい威厳と尊厳を持った場になるよう努めていく。

### （2）その対策

#### ア 水道施設

水道施設の整備は、公衆衛生の向上、生活環境の改善の観点から欠くことのできない主要な施策である。平成 30 年 8 月に策定した 「津久見市新水道ビジョン」に基づき、「誇りと自信に満ちたまち『津久見』を支える安心・安全な水道」を基本理念とし、「安心・快適な水道」「災害対策に充実した水道」「将来への永続的な安定供給可能な水道」の 3 つの観点から、各施策の推進を図っていく。市民へ安全で「おいしい水」の安定供給を行うため、水質の保持を図り

## ①大分都市広域圏

平成 28 年 3 月に 7 市 1 町で連携協約を締結した「大分都市広域圏」では、「第 2 期大分都市広域圏ビジョン」に基づき、広域的に実施することでより効果的な施策の実現に向け協議・検討を行ってきた。令和 8 年度からは、8 市 1 町による「第 3 期大分都市広域圏ビジョン」に基づき、人口減少が今後も見込まれる中、各市町が単独では解決できない課題解決や安心して快適な暮らしを営んでいける様々な施策を今後も継続して行っていく。

## ②臼杵広域圏

本市及び臼杵市とで様々な広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため、「臼杵広域連合」を発足させ「臼杵葬斎場」の共同運営を行っている。本施設については、昭和 63 年に共同運営が開始され、37 年（令和 7 年現在） が経過しており、平成 25 年度には老朽化した火葬炉設備、令和元年度には待合室等の大規模な改修が完了した。今後も利用者が安心して利用できる施設として維持していくためにも計画的に補修、改築等に努め、更に周辺の環境美化等にも留意し人生の終焉を迎える場として相応しい威厳と尊厳を持った場になるよう努めていく。

### （2）その対策

#### ア 水道施設

水道施設の整備は、公衆衛生の向上、生活環境の改善の観点から欠くことのできない主要な施策である。令和 6 年に中間見直しを行った 「津久見市新水道ビジョン」に基づき、\_\_\_\_\_ 「安心・快適な水道」「災害対策に充実した水道」「将来への永続的な安定供給可能な水道」の 3 つの観点から、各施策の推進を図っていく。市民へ安全で「おいしい水」の安定供給を行うため、水質の保持を図り

ながら、快適な水道を目指していく。災害時においても、安定した供給が可能となるように、基盤施設を強化させながら、ハード・ソフト両面からの災害対策を実施する。水需要に対処し、将来において永続的な水源の安定確保を図るため、財政の健全化を図りながら、技術継承・人的資源を確保していき、財政面・技術面を強化する。水道施設については、給配水管の漏水対策、老朽化及び耐震化に対応するため、布設替工事や水道施設の更新を計画的に進め、給水施設については、地域性に配慮し、住民ニーズを十分把握しながら、施設の維持管理や

運営管理が持続可能な体制となるよう整備していく。住民の意向を考慮しつつ簡易水道の上水道への編入協議など、地域に適した効率的な給水区域の拡大を進める。また、大分県水道ビジョンに基づく広域連携について、県の広域化推進プラン策定の中で全域や圏域別の市町村連携による共同処理・共同購入等の具体策の検討を行う。

#### イ 衛生施設

公共下水道事業については、市民の快適で衛生的な生活環境を守るために、公共下水道区域において、公共下水道施設の整備を推進し、普及率の拡大、水洗化を促進するとともに、施設の計画的な更新を行い、長寿命化を図る。公共下水道等の未整備区域においては、合併処理浄化槽の普及促進に努め、快適な生活環境づくりと公共用水域の水質保全を図る。また、雨水管理総合計画に基づき、都市下水路や雨水幹線の適切な維持管理を行い、住宅地の浸水防除や主要幹線道路の冠水防除を図る。衛生施設の整備を進めるにあたっては、地域美化・環境衛生に対する市民の理解を深めることが重要であり、広報活動を充実し、市民の理解促進を図る。可燃ごみの処理については、広域的な観点から循環型社会の形成を推進するとともに、分別の徹底を図り、ごみの減量化をより一層進

ながら、快適な水道を目指していく。災害時においても、安定した供給が可能となるように、基盤施設を強化させながら、ハード・ソフト両面からの災害対策を実施する。水需要に対処し、将来において永続的な水源の安定確保を図るため、財政の健全化を図りながら、技術継承・人的資源を確保していき、財政面・技術面を強化する。水道施設については、給配水管の漏水対策、老朽化及び耐震化に対応するため、布設替工事や水道施設の更新を計画的に進め、給水施設については、地域性に配慮し、住民ニーズを十分把握し、専門的な知識や経験、緊急時には休日を含む勤務時間外に対応することも必要となることから、民間企業の高度な技術力と豊富な経験、創意工夫を活用することにより、効果的・効率的な施設運転・維持管理を図り、運営管理が持続可能な体制となるよう整備していく。住民の意向を考慮しつつ簡易水道の上水道への編入協議など、地域に適した効率的な給水区域の拡大を進める。また、大分県水道ビジョンに基づく広域連携について、県の広域化推進プラン策定の中で全域や圏域別の市町村連携による共同処理・共同購入等の具体策の検討を行う。

#### イ 衛生施設

公共下水道事業については、市民の快適で衛生的な生活環境を守るために、公共下水道区域において、公共下水道施設の整備を推進し、普及率の拡大、水洗化を促進するとともに、施設の計画的な更新を行い、長寿命化を図る。公共下水道等の未整備区域においては、合併処理浄化槽の普及促進に努め、快適な生活環境づくりと公共用水域の水質保全を図る。また、雨水管理総合計画に基づき、都市下水路や雨水幹線の適切な維持管理を行い、住宅地の浸水防除や主要幹線道路の冠水防除を図る。衛生施設の整備を進めるにあたっては、地域美化・環境衛生に対する市民の理解を深めすることが重要であり、広報活動を充実し、市民の理解促進を図る。可燃ごみの処理については、広域的な観点から循環型社会の形成を推進するとともに、分別の徹底を図り、ごみの減量化をより一層進

めしていく。引き続き、大分市での可燃ごみの広域処理を行っていくとともに、令和9年度の稼働目標に、大分都市圏で進めている一般廃棄物の広域処理施設整備を、参加団体\_\_\_\_\_と協同で取り組んでいく。効率的なごみの収集運搬体制の構築に向け、ごみの中継施設の整備と併せ、老朽化が進む運搬車両等設備の計画的な更新を図っていく。また、家庭からでる「生ごみ」の減量化を推進するため、「ダンボールコンポスト」\_\_\_\_\_の普及を促進するとともに、「コップ一杯の水切り作戦」の啓発、3R運動をさらに進めた「5R運動」や「30・10運動・食べきり運動」などを推進し、ごみの分別の徹底と、ごみの減量化、再利用、再資源化を推進するため、「マテリアル・リサイクル推進施設※」の整備を進めるとともに、浸出水処理施設の更新など最終処分場の延命化を図る。市民、事業者、行政が一体となって、さらなるごみの分別の徹底や各種取組の啓発などにより、循環型社会の形成を推進し、持続可能な社会にむけた環境政策の展開を図っていく。

※「マテリアル・リサイクル推進施設」・・・不燃ごみ、プラスチックごみ等の資源化施設、資源ごみ等のストックヤード、焼却灰を溶融処理し資源化する灰溶融施設等の廃棄物の資源化に寄与する施設。

#### ウ 消防施設

消防の体制整備や必要な資機材整備をはじめ、高齢化に伴う救急需要の対応、頻発・激甚化する大規模・広域災害、南海トラフ地震等に対応していくためには、広域の連携支援体制の整備が大変重要である。これらの課題に対応するため、消防指令設備等に係る財政負担や指令業務に係る人員負担の軽減、災害情報・活動情報の一元管理による相互応援の迅速化等を図り、将来にわたって必要な消防体制を維持し、市民の安全・安心を確保できるよう、現在、\_\_\_\_\_消防指令業務の共同運用に向け、大分県及び県内市町村と準備を進めている。平成27年度に消防庁舎を中心に、消防無線デジタル化、指令装置の導入

めていく。引き続き、大分市での可燃ごみの広域処理を行っていくとともに、令和9年10月の稼働に向け、大分都市圏で進めている一般廃棄物の広域処理施設整備を、参加団体の6市で協同で取り組んでいく。効率的なごみの収集運搬体制の構築として\_\_\_\_\_、老朽化が進む運搬車両等設備の計画的な更新を図っていく。また、家庭からでる「生ごみ」の減量化を推進するため、「ダンボールコンポスト」や「電動式生ごみ処理機」の普及を促進するとともに、「コップ一杯の水切り作戦」の啓発、3R運動をさらに進めた「5R運動」や「30・10運動・食べきり運動」などを推進し、ごみの分別の徹底と、ごみの減量化、再利用、再資源化を推進するため、「マテリアル・リサイクル推進施設※」の整備を進めるとともに、浸出水処理施設の更新など最終処分場の延命化を図る。市民、事業者、行政が一体となって、さらなるごみの分別の徹底や各種取組の啓発などにより、循環型社会の形成を推進し、持続可能な社会にむけた環境政策の展開を図っていく。

※「マテリアル・リサイクル推進施設」・・・不燃ごみ、プラスチックごみ等の資源化施設、資源ごみ等のストックヤード、焼却灰を溶融処理し資源化する灰溶融施設等の廃棄物の資源化に寄与する施設。

#### ウ 消防施設

消防の体制整備や必要な資機材整備をはじめ、高齢化に伴う救急需要の対応、頻発・激甚化する大規模・広域災害、南海トラフ地震等に対応していくためには、広域の連携支援体制の整備が大変重要である。これらの課題に対応するため、消防指令設備等に係る財政負担や指令業務に係る人員負担の軽減、災害情報・活動情報の一元管理による相互応援の迅速化等を図り、将来にわたって必要な消防体制を維持し、市民の安全・安心を確保できるよう、令和6年度に消防指令業務の共同運用が開始された。消防指令業務の共同運用に伴い、消防無線システム、指令シス

\_\_\_\_\_など施設整備を行ったが、今後も引き続き、共同運用に向けた更新を行うほか、各種消防車両や資機材の計画的な更新など、消防体制の充実を図る。また、住民の自主的な防災活動による出火防止や初期消火等を円滑に進めるため、あらゆる機会を通じて防火意識の高揚を図るとともに、住民に最も身近な消防組織である消防団の組織力、装備の強化を図ることにより、被害を最小限に食い止めることができるよう努める。加えて、防火水槽等消防水利の整備、積載車や小型動力ポンプ等の更新により、消防力の充実・強化に努める。近年の自然災害の大規模化や火災の多様化、発生の可能性が高くなっている南海トラフ巨大地震への対策強化を図るため、関係車両、資機材の計画的な更新、関係機関との連携、広域的な応援体制、特殊防災用資機材等の整備を推進する。

## エ 住宅

公営住宅整備については、人口減少、住宅政策を取り巻くニーズや地域バランス等を考慮しながら、平成30年8月に策定した「津久見市公営住宅等長寿命化計画」について令和4年度に中間見直しを行い、それに基づいた長期的な視点を含めた効率的な更新や改修など整備を行う。また、老朽化している公営住宅については解体撤去を検討し、跡地を住宅建設用地等として有効活用を図っていく。さらに、民間事業者による賃貸住宅建設や社宅整備を支援し、公営住宅の適切な維持とあわせ、高齢者、子育て世代、単身者等、幅広いニーズに対応できる住環境の実現を目指す。

\_\_\_\_\_鬼丸住宅跡地を活用した住宅地造成を皮切りに、他の市有地等を活用した住宅地造成を促進し、新築の夢をかなえる安価な宅地整備を目指していく。空き家対策としては、各地域と連携した空き家情報の把握強化と、「津久見市空き家情報バンク制度」等を生かした空き家・空き地の活用と危険家屋対策の促進を図る

\_\_\_\_\_など施設整備を行ったが、今後も引き続き、中間更新等を行うほか、各種消防車両や資機材の計画的な更新など、消防体制の充実を図る。また、住民の自主的な防災活動による出火防止や初期消火等を円滑に進めるため、あらゆる機会を通じて防火意識の高揚を図るとともに、住民に最も身近な消防組織である消防団の組織力、装備の強化を図ることにより、被害を最小限に食い止めることができるよう努める。加えて、防火水槽等消防水利の整備、積載車や小型動力ポンプ等の更新により、消防力の充実・強化に努める。近年の自然災害の大規模化や火災の多様化、発生の可能性が高くなっている南海トラフ地震への対策強化を図るため、関係車両、資機材の計画的な更新、関係機関との連携、広域的な応援体制、特殊防災用資機材等の整備を推進する。

## エ 住宅

公営住宅整備については、人口減少、住宅政策を取り巻くニーズや地域バランス等を考慮しながら、「津久見市公営住宅等長寿命化計画」に基づく計画的な更新や改修に加え、多様な世代のニーズに応じたリノベーションなど、多角的な視点から持続可能な住環境整備を推進する。一方で、老朽化が進む公営住宅については、住宅の集約や再配置を視野に入れた解体撤去を検討し、跡地を住宅建設用地等として有効活用を図る。また、公営住宅の適切な維持とあわせて民間事業者による賃貸住宅建設や社宅整備を支援することで高齢者や子育て世代、単身者等の多様なニーズに対応できる住環境の実現を目指す。また、戸建て住宅については、鬼丸住宅跡地を活用した住宅地造成を皮切りに、他の地域資源を活用した住宅地造成を促進し、新築の夢をかなえる安価な宅地整備を目指していく。空き家対策としては、各地域と連携した空き家情報の把握強化と、「津久見市空き家情報バンク制度」等を生かした空き家・空き地の活用を図る一方で空き家の所有者等に対し適正な管理を促してい

\_\_。また、空き地バンク制度の新設も目指していく。特に市中心部においては、『市中心部のグランドデザインを核とした「都市計画に関する基本的な方針」の見直しに関する調査研究業務』で示した事業を計画的に推進し、魅力的な市街地を形成するとともに、津波避難ビル機能を兼ねた賃貸住宅建設等を支援するなど居住環境の整備を図り、定住促進につなげていく。今後とも、新築、住宅の賃貸、空き家の活用等、多様なニーズに沿った支援制度の充実を図り定住を促進する。

#### オ 広域連携

##### ①大分都市広域圏

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち、「広域的災害等に関する機能の構築」「減災・防災体制の充実」「一般廃棄物の広域処理」「資源循環型社会の形成」「特定外来生物の広域防除」「水源流域の水環境の改善」「救急搬送体制の連携強化の推進」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより、本計画に記載する生活環境の整備をより効果的に進める。

##### ②臼杵広域圏

本市及び臼杵市で構成する「臼杵広域連合」にて共同運営を行っている「臼杵斎場」の建物・火葬炉及びその他付随する敷地内構造物の点検を行うとともに状況に応じた整備と適正な管理に努める。今後の大規模な改修については、火葬炉の耐火物更新等を見込んでいる。

く。また、空き地バンク制度の新設も目指していく。\_\_市中心部においては、グランドデザインを核とした「都市計画マスタープラン」や「津久見市立地適正化計画」で示した事業を計画的に推進し、魅力的な市街地の形成を図る。あわせて、事前防災を考慮した住宅の建設等を支援するなど住環境整備の充実を図り、定住促進につなげていく。今後とも、新築、賃貸住宅、空き家の活用等、多角的な支援制度の整備を進めることでさらなる定住の促進を図る。

#### オ 広域連携

##### ①大分都市広域圏

大分県内の8市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち、「広域的災害等に関する機能の構築」「減災・防災体制の充実」「一般廃棄物の広域処理」「資源循環型社会の形成」「特定外来生物の広域防除」「水源流域の水環境の改善」「救急搬送体制の連携強化の推進」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより、本計画に記載する生活環境の整備をより効果的に進める。

##### ②臼杵広域圏

本市及び臼杵市で構成する「臼杵広域連合」にて共同運営を行っている「臼杵斎場」の建物・火葬炉及びその他付随する敷地内構造物の点検を行うとともに状況に応じた整備と適正な管理に努める。今後の大規模な改修については、火葬炉の設備更新等を見込んでいる。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	配水池整備事業	市	
		配水管布設工事	市	
		老朽管更新事業	市	
		上水道施設整備事業	市	
	簡易水道	保戸島地区水道施設整備事業	市	
		簡易水道施設整備事業	市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道整備事業	市	
		公共下水道汚水管補修事業	市	
		雨水幹線等維持管理事業	市	
	その他	浄化槽設置整備事業	市	
		終末処理場水処理施設整備事業	市	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	清掃施設整備事業	市	
		新環境センター整備事業負担金	他の地方公共団体	
		最終処分場堰堤築造工事	市	
	その他	廃棄物処理関係車両整備事業	市	
	(4) 火葬場	白津葬斎場管理及び運営費負担金	白津広域連合	
	(5) 消防施設	消防指令業務共同運用事業	市ほか	
		消防用備品整備事業	市	
		防火水槽整備事業	市	
		消防団格納庫等整備事業	市	
		小型動力ポンプ・ポンプ積載車等整備事業	市	
		消防車両等購入事業	市	
	(6) 公営住宅	市営住宅維持管理事業	市	
		市営住宅長寿命化事業	市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	地域消防支援事業 (地域消防団に対して、運営費等の支援をすることで、消防団活動を円滑に行い、地域住民の生命及び財産を灾害や被害から守る。)	消防団	

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境の整備	□(1) 水道施設			
	上水道	上水道施設整備事業	市	
	簡易水道	簡易水道施設整備事業	市	
	□(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道施設整備事業	市	
	その他	浄化槽設置整備事業	市	
	□(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	市	
		新環境センター整備事業分担金	他の地方公共団体	
	その他	最終処分場整備事業	市	
		第二豊海丸補修事業	市	
	(4) 火葬場	白津葬斎場火葬場改修負担金	白津広域連合	
	□(5) 消防施設			
		防火水槽改修工事	市	
		小型動力ポンプ・ポンプ積載車等整備事業	市	
		消防車両購入事業	市	
		消防団格納庫整備事業	市	
	□(6) 公営住宅			
		市営住宅居住性向上改修事業	市	
		公営住宅ストック改善推進事業	市	
		市営住宅長寿命化改修	市	
	□(7) 過疎地域持続的発展特別事業	地域消防支援事業 (地域消防団に対して、運営費等の支援をすることで、消防団活動を円滑に行い、地域住民の生命及び財産を灾害や被害から守る。)	消防団	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
(8) その他	環境測定機器更新事業	市		
	排水整備事業	市		
	市町村営急傾斜地崩壊対策事業	市		
	急傾斜地崩壊対策事業等負担金	県		
	砂防施設再生事業県営工事負担金	県		
	公園維持管理事業	市		
	避難路整備工事	市		
	木造住宅耐震化促進事業	市		
	住宅リフォーム支援事業	市		
	空家対策事業	市		

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

上下水道は、老朽化した管きょ等の計画的な更新を進めるとともに、施設の適正な維持管理・長寿命化を行い更新費用の平準化に努める。

供給処理施設のドリームフューエルセンター、固形燃料保管施設及び再生資源保管施設の3施設については、廃棄物処理の基本構想、基本計画にて、今後の対応方針を記載する。

消防署は、平成27年度に新設しており、長寿命化を念頭に維持管理を行う。消防団格納庫については、財政状況を考慮し建替えの際は、施設の複合化も検討する。

公営住宅は、「津久見市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、定期的な点検や修繕等の維持管理を行い長寿命化を図る。また、居住形態が多様化しているため、単に建替えを行うだけでなく公営住宅サービスを再考し、総量についての検討や、新たな土地活用も検討する。

(8) その他	環境測定器更新事業	市	
	排水整備事業	市	
	市町村営急傾斜地崩壊対策事業	市	
	急傾斜地崩壊対策事業県営工事負担金	県	
	木造住宅耐震改修事業補助金	個人	
	住宅リフォーム支援事業補助金	個人	
	危険空き家等除却事業補助金	個人	
	避難路整備工事	市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

上下水道は、老朽化した管きょ等の計画的な更新を進めるとともに、施設の適正な維持管理・長寿命化を行い更新費用の平準化に努める。

供給処理施設は、市民の生活に直結する重要な施設が多くあるため、現在の利状況や建物の劣化状況等を慎重に調査し、長寿命化を図っていく。

ごみ処理施設（ドリームフューエルセンター）については、「津久見市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、大分都市圏内の6自治体で進める一般廃棄物の広域処理施設整備に参画し、広域連携による一般廃棄物処理に協同で取り組む。

消防署は、平成27年度に新設しており、長寿命化を念頭に維持管理を行う。消防団格納庫については、財政状況を考慮し、建替えの際は、施設の複合化も検討する。

公営住宅は、市営住宅の管理代行者として大分県住宅供給公社が定期的な点検や修繕等の適切な維持管理を行う一方で、「津久見市公営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕や多様化する居住形態に即したリノベーション等についても適時実施していく。

合わせて公営住宅サービスを再考し、総量についての検討や、新たな土地活用についても検討していく。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 児童福祉・子育て支援

少子化の進行は、人口減少や人口構造に変化をもたらし、経済成長の低下、社会保障における現役世代への負担の増大、地域活力の低下や子どもの健やかな成長に影響を及ぼすとされ、その対策として、誰もが安心して子どもを生み育てることができる社会をつくることが重要な課題とされている。本市においては、女性の社会進出や核家族化が進む中、平成30年度に社会福祉課内に子育て支援班を設置し、子育てに対する支援を年々充実させており、保育園や認定こども園などにおいても、様々な子育て支援サービスが行われている。しかし、多様化する労働条件や社会環境に比例して、よりニーズにあった子育てサービスの更なる充実が求められている。今後も共働き世帯の増加が見込まれる中、  
教育・保育環境の充実やワークライフバランスの推進など、安心して生み、育てることができる環境づくりが重要な課題となっている。

#### イ 高齢者福祉

平成27年の国勢調査によると、本市の65歳以上の高齢者人口は7,129人、高齢化率は39.7%と超高齢社会となっている。高齢者の増加とともに高齢者のみ世帯、高齢単身世帯、さらに寝たきり高齢者や認知症高齢者等の要支援・要介護高齢者も増加している。そのような中、本市では、施設サービスのほか、在宅福祉サービスや在宅保健医療サービスを実施し、高齢者がいつまでも住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう~~在宅高齢者支援~~の施策に取り組んでいるが、さらにサービスの質の向上、地域や行政機関、ボランティア団体、医療・介護の機関などと連携強化を図り、高齢者を地域で支える体制づくりが求められている。高齢者一人ひとりが、楽しみや生き

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 児童福祉・子育て支援

少子化の進行は、人口減少や人口構造に変化をもたらし、経済成長の低下、社会保障における現役世代への負担の増大、地域活力の低下や子どもの健やかな成長に影響を及ぼすとされ、その対策として、誰もが安心して子どもを生み育てることができる社会をつくることが重要な課題とされている。本市においては、女性の社会進出や核家族化が進む中、  
子育てに対する支援を年々充実させており、認定こども園などにおいても、様々な子育て支援サービスが行われている。しかし、多様化する労働条件や社会環境に比例して、よりニーズにあった子育てサービスの更なる充実が求められている。今後も令和7年3月に策定した「子ども子育て支援事業計画」の方針に基づき、教育・保育環境の充実やワークライフバランスの推進など、安心して生み、育てることができる環境づくりに取り組んでいく必要がある。

#### イ 高齢者福祉

令和2年の国勢調査によると、本市の65歳以上の高齢者人口は7,242人、高齢者比率は45.0%と超高齢社会となっている。高齢者の増加とともに高齢者のみ世帯、高齢単身世帯、さらに寝たきり高齢者や認知症高齢者等の要支援・要介護高齢者も増加している。そのような中、本市では、施設サービスのほか、在宅福祉サービスや在宅保健医療サービスを実施し、高齢者がいつまでも住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう~~在宅高齢者支援~~の施策に取り組んでいるが、さらにサービスの質の向上、地域や行政機関、  
医療・介護の機関、ボランティア団体などと連携強化を図り、高齢者を地域で支える体制づくりが求められている。高齢者一人ひとりが、楽しみや生き

がいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる「地域共生社会」の実現に向けての取組を推進していくことが重要である。

また、増加する高齢者の多くは健康な人々であり、健康で活動能力・経験のある高齢者の活躍の機会を作ることは、高齢者の生きがいを高めるだけでなく、地域社会の活性化にもつながる。要介護者の増加や介護保険料が上昇する中、介護サービスの適正化に努め、介護給付費の増加の抑制を図り安定した介護保険事業の運営を行う必要がある。

#### ウ 障がい者福祉

本市では、必要な障がい福祉サービス等を円滑に提供するための基盤整備を進め、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるように、障がいのある人の自立支援施策に取り組んできた。これまで、市内の2つの相談支援事業所（「竹とんぼ」「とよみ園」）の活用により多様化するニーズに対応し、障がい福祉サービスにつなげる等きめ細かな支援を行ってきた。また、居住する場の確保については、グループホームの設立等による環境整備も行われている。

一方、障がいのある人の持てる力を生かすべく、就労に向けた福祉サービスを実施しているが、就労先の確保・就労の定着が課題となっている。市内3事業所が「就労定着支援事業」を行っており、定着に向けた支援を行っているが、市内外問わず就労先の確保は大きな課題である。今後、「自立支援協議会」を中心に関係各機関と連携し、障がいのある人の地域ニーズの把握に努め、障がい福祉サービスを充実させ、障がいのある人が安心して地域で生活できる環境を整備していくことが課題である。

がいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる「地域共生社会」の実現に向けての取組を推進していくことが重要である。介護予防、認知症予防の観点からは各地域で実施されるサロンや介護予防事業といった「集いの場」、「交流の場」への参加や日常生活における移動支援も重要となる。また、増加する高齢者の多くは健康な人々であり、健康で活動能力・経験のある高齢者の活躍の機会を作ることは、高齢者の生きがいを高めるだけでなく、地域社会の活性化にもつながる。要介護者の増加や介護保険料が上昇する中、介護サービスの適正化に努め、介護給付費の増加の抑制を図り安定した介護保険事業の運営を行う必要がある。

また、介護サービスの担い手も不足しており、人材不足解消と職場への定着が課題となっている。

#### ウ 障がい者福祉

本市では、必要な障がい福祉サービス等を円滑に提供するための基盤整備を進め、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるように、障がいのある人の自立支援施策に取り組んできた。また、地域で生活する上で多様化する困りごとに応じて、相談支援事業所と連携し、きめ細かな支援を引き続き行っていく必要がある。

一方、障がいのある人の持てる力を生かすべく、就労に向けた福祉サービスを実施しているが、就労先の確保・就労の定着が課題となっている。市内3事業所が「就労定着支援事業」を行っており、定着に向けた支援を行っているが、市内外問わず就労先の確保は大きな課題である。今後、「自立支援協議会」を中心に関係各機関と連携し、障がいのある人の地域ニーズの把握に努め、障がい福祉サービスを充実させ、障がいのある人が安心して地域で生活できる環境を整備していくことが課題である。

## エ 保健・健康づくり

市民一人ひとりが疾病予防、健康増進に努め、自分の健康は自分で管理する自主的な健康管理意識を育てるため、各種健診事業の実施をはじめ、健康相談や各地区で健康教室を開催し、市民ニーズにあった健康づくり事業の充実に努めている。平成 20 年度から特定健康診査・特定保健指導が始まり、健診結果から生活習慣の改善が必要な場合には、保健師等による保健指導を行うこととなっている。しかし、特定健診受診率や疾病状況をみると、まだ市民の健康管理に対する意識は高いとはいえない。基本健診、特定健康診査、がん検診の受診率向上及び特定保健指導実施率向上と重症化予防訪問、重複多受診者訪問など、さらなる対策を講じる必要がある。本市の平均寿命は、平成 26 年から平成 30 年の平均値で、男性 79.98 歳、女性 87.17 歳、お達者年齢は男性 78.34 歳、女性 83.68 歳となっており、平均寿命とお達者年齢の差は、男性 1.64 歳、女性で 3.49 歳となっている。お達者年齢の延伸を目指して、市民一人ひとりが健康意識を高め、主体的に健康づくりに取り組む必要がある。また、高血圧、糖尿病、虚血性心疾患などの生活習慣病の有病率が県下でも最も高い状況にある。生活習慣病の発症・重症化予防のためにも、特に働き盛りの世代の健康づくりを強化し、妊娠婦・乳幼児から高齢期までライフステージに応じた切れ目ない健康づくりの推進に向けた取組を強化していく必要がある。

## オ 少子化対策

近年、年間出生数は100 人を下回っている状況であり、本市において、少子化は喫緊の課題である。晩婚化や未婚率の上昇、合計特殊出生率の低さ、子育て環境の変遷がその理由と考えられるが、少子化の進行とともに高齢化に拍車がかかり、地域そのものが衰退していく要因となることに危機感を抱いている。少子化に歯止めをかけるため、母子保健事業の充実、

## エ 保健・健康づくり

市民一人ひとりが疾病予防、健康増進に努め、自分の健康は自分で管理する自主的な健康管理意識を育てるため、各種健診事業の実施をはじめ、健康相談や各地区で健康教室を開催し、市民ニーズにあった健康づくり事業の充実に努めている。平成 20 年度から特定健康診査・特定保健指導が始まり、健診結果から生活習慣の改善が必要な場合には、保健師等による保健指導を行うこととなっている。しかし、特定健診受診率や疾病状況をみると、まだ市民の健康管理に対する意識は高いとはいえない。基本健診、特定健康診査、がん検診の受診率向上及び特定保健指導実施率向上と重症化予防訪問\_\_\_\_\_など、さらなる対策を講じる必要がある。本市の平均寿命は、令和元年から令和 5 年の平均値で、男性 80.73 歳、女性 87.40 歳、お達者年齢は男性 79.17 歳、女性 83.65 歳となっており、それぞれ県内において下位であるため、平均寿命、

\_\_\_\_\_お達者年齢の延伸を目指して、市民一人ひとりが健康意識を高め、主体的に健康づくりに取り組む必要がある。また、高血圧、糖尿病、虚血性心疾患などの生活習慣病の有病率が県下でも最も高い状況にある。生活習慣病の発症・重症化予防のためにも、特に働き盛りの世代の健康づくりを強化し、妊娠婦・乳幼児から高齢期までライフコースアプローチを踏ました健康づくりの推進に向けた取組を強化していく必要がある。

## オ 少子化対策

近年、年間出生数は50 人前後で推移している状況であり、本市において、少子化対策は喫緊の課題である。晩婚化や未婚率の上昇、合計特殊出生率の低さ、子育て環境の変遷がその理由と考えられるが、少子化の進行とともに高齢化に拍車がかかり、地域そのものが衰退していく要因となることに危機感を抱いている。少子化に歯止めをかけるため、子育て支援施策や母子保健事業の充実、

任意予防接種の拡充により子どもの健康を守り、安心して子育てできる環境づくりに努めるなど、健康面での少子化対策に取り組んでいるが、今後、さらなる母子保健事業の充実が必要である。

#### カ 地域福祉の充実

少子高齢化に伴い核家族や単身世帯の増加が進む中、福祉需要は複雑化・多様化している。さらに、今後は団塊の世代の高齢化が進み 65 歳以上の高齢者の占める割合は4割を超える、担い手不足による地域コミュニティの更なる希薄化が懸念される。そのような中、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、安全・安心に暮らし続けるため、様々な主体が協働して、地域福祉に取り組むことが重要となってきている。各地域の住民がお互いに協力しあい、健康づくりや福祉に対する理解と関心を高めるために、津久見市社会福祉協議会において「地区社協」の設立とネットワーク化を進めており、現在 28 の自治区で地区社協が設立されている。しかし、今後の各地域の高齢化等の推移を考えると、地域を支える人材の不足が深刻な問題となってくることが予測される。各家庭の持つ課題や問題も多様化し、地域の支え合いの形は、「支援する人」と「支援される人」と分けるのではなく、みんなで助け合う「地域共生社会」の仕組みづくりが必要となってきている。さらに、大規模災害時において、要配慮者の救出や安否確認を迅速に行うため、災害時避難行動要支援者名簿の登録を進めており、今後は、各関係機関と登録情報の共有化を図るとともに、災害弱者を支援するネットワークの形成が求められている。

#### キ 広域連携

平成 28 年 3 月に 7 市 1 町で連携協約を締結した「大分都市広域圏」では、「第 2 期大分都市広域圏ビジョン」に基づき、広域的に実施することでより効果的な施策の実現に向け協議・検討を行っている。

任意予防接種の拡充などにより \_\_\_\_\_、安心して子育てできる環境づくりに努めるなど、様々な角度から少子化対策に取り組んでいるが、引き続き住民ニーズも把握しながら対策を講じる必要がある。

#### カ 地域福祉の充実

少子高齢化に伴い核家族や単身世帯の増加が進む中、福祉需要は複雑化・多様化している。さらに、\_\_\_\_\_高齢化が進み 65 歳以上の高齢者の占める割合は45%を超える、担い手不足による地域コミュニティの更なる希薄化が懸念される。そのような中、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、安全・安心に暮らし続けるため、様々な主体が協働して、地域福祉に取り組むことが重要となってきている。各地域の住民がお互いに協力しあい、健康づくりや福祉に対する理解と関心を高めるために、津久見市社会福祉協議会において「地区社協」の設立とネットワーク化を進めており、現在 28 の自治区で地区社協が設立されている。しかし、今後の各地域の高齢化等の推移を考えると、地域を支える人材の不足が深刻な問題となってくることが予測される。各家庭の持つ課題や問題も多様化し、地域の支え合いの形は、「支援する人」と「支援される人」と分けるのではなく、みんなで助け合う「地域共生社会」の仕組みづくりが必要となってきている。さらに、大規模災害時において、要配慮者の救出や安否確認を迅速に行うため、災害時避難行動要支援者名簿の登録を進めており、重層的支援体制整備支援事業を活用して各関係機関と登録情報の共有化を図るとともに、災害弱者を支援するネットワークの形成を推進していく。

#### キ 広域連携

平成 28 年 3 月に 7 市 1 町で連携協約を締結した「大分都市広域圏」では、「第 2 期大分都市広域圏ビジョン」に基づき、広域的に実施することでより効果的な施策の実現に向け協議・検討を行ってきた。令和 8 年度からは、8 市 1 町に

人口減少が今後も見込まれる中、各市町が単独では解決できない課題解決や安心して快適な暮らしを営んでいける様々な施策を今後も継続して行っていく。

## (2) その対策

### ア 児童福祉・子育て支援

令和2年3月に策定した「第2期津久見市子ども子育て支援事業計画」に基づき、子どもや親の身近な生活の場である地域全体で、子どもを温かく見守り、育てていくことができるよう、家族、地域、行政、関係機関及び関係団体が互いに協力し、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを進める。子育て支援については、子育てに関する相談・助言その他の援助や、親子の交流の場を提供するため、今後も子育て支援センターの充実した運営に努め、子ども医療費の助成など、子育て世代への経済的支援の取組も継続して実施する。

また、育児ボランティア・N P O活動等による世代間交流等を通じて横のつながりを強化し、親の孤立化を防止するよう子育て支援ネットワークの形成を図る。さらに、スマートフォンを利用した「つくみ子育て応援アプリ『てとて』」の提供を開始しており、今後も、I C T等の活用により情報の発信を行い、気軽に地域の子育て情報が得られる環境づくりを推進する。全般的に、子育て支援を充実させるためには、多くのファミリーが集い賑わう拠点も必要であり、新庁舎と一体的整備を目指す「街なか観光拠点」からつくみん公園一帯を有効活用することも必要である。

児童虐待対策については、深刻な事態が生じることがないよう、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関が連携し、情報共有を図り適切な対応に努め、地域における子育て支援を推進する。保育サービスについては、「病後児保育施設」を平成26年10月に開設したが、利用者が減少傾向にあるため、子どもや保護者の病児・病後児保育のニーズにどう応えて

よる「第3期大分都市圏ビジョン」に基づき、人口減少が今後も見込まれる中、各市町が単独では解決できない課題解決や安心して快適な暮らしを営んでいける様々な施策を今後も継続して行っていく。

## (2) その対策

### ア 児童福祉・子育て支援

令和7年3月に策定した「第3期津久見市子ども子育て支援事業計画」に基づき、子どもや親の身近な生活の場である地域全体で、子どもを温かく見守り、育てていくことができるよう、家族、地域、行政、関係機関及び関係団体が互いに協力し、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを進める。子育て支援については、子育てに関する相談・助言その他の援助や、親子の交流の場を提供するため、今後も子育て支援センターの充実した運営に努め、保育料の無償化や子ども医療費の助成、放課後児童クラブの利用料の無償化など、子育て世代への経済的支援の取組も継続して実施する。また、育児ボランティア・N P O活動等による世代間交流等を通じて横のつながりを強化し、親の孤立化を防止するよう子育て支援ネットワークの形成を図る。

「つくみ子育て応援アプリ『てとて』」の利用等今後も、I C T等の活用により情報の発信を行い、気軽に地域の子育て情報が得られる環境づくりを推進する。市役所新庁舎1階部分に地域子育て支援センター「じゅん・けん・ぽん」を移設し、加えて子どもが遊ぶスペースも開設することで子育て支援の新たな充実を図る。

児童虐待対策については、深刻な事態が生じることがないよう、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関が連携し、情報共有を図り適切な対応に努め、地域における子育て支援を推進する。保育サービスについては、「病児保育施設」「病後児保育施設」については広域化で対応している。

いくか、広域化も視野に入れ、関係機関との協議を行っていく。就労形態が多様化している現状を踏まえ、延長保育事業や預かり保育など、子育てと仕事の両立を推進していくとともに、市街地や離島・半島部など地域の実情を踏まえ、地域型保育事業の導入を検討し、利用しやすい保育サービスの充実を図る。既存の保育サービスに加えて、子どもの預かり等のより細やかな支援が求められていることから、子育て中の保護者の仕事と家庭の両立支援を目的に、令和3年10月から相互援助活動による「子育て援助活動支援事業」(ファミリー・サポート・センター事業)が開始され、地域子育て支援の重要な拠点として保護者の支援に努めていく。保育ニーズが多様化する中で、保育士・幼稚園教諭等が、保育と教育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう情報交換を行い、知見と人間性を深める。また、適切な教育・保育が提供されるよう専門機関等との連携を強化するとともに、支援を担当する職員の資質の向上を推進し、魅力ある保育園・認定こども園、幼稚園づくりを支援する。ひとり親家庭への支援としては、母子・父子自立支援員を配置することにより、相談体制を充実させ、支援施策等の情報提供に努める。またひとり親家庭の児童が明るくイキイキと成長することができるよう、母子寡婦福祉の活動などを通じて、家庭や子ども同士が交流する場を提供するとともに、相談体制をより強化し、親の心のケアにも努める。

#### イ 高齢者福祉

令和3年3月に策定した「津久見市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」の「健やかな暮らしを支えあう思いやりのまち」の基本理念に向けた取組を進めるため、6つの基本目標を掲げ、各施策を総合的に推進していく。

1つ目は、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるよう、「住まい」「介護予防・生活支援」「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」の5つのサービスを切れ目なく提供する「地域

就労形態が多様化している現状を踏まえ、延長保育事業や預かり保育など、子育てと仕事の両立を推進していくとともに、市街地や離島・半島部など地域の実情を踏まえ、地域型保育事業の導入を検討し、利用しやすい保育サービスの充実を図る。既存の保育サービスに加えて、子どもの預かり等のより細やかな支援が求められていることから、子育て中の保護者の仕事と家庭の両立支援を目的に、令和3年10月から相互援助活動による「子育て援助活動支援事業」(ファミリー・サポート・センター事業)が開始され、地域子育て支援の重要な拠点として保護者の支援に努めていく。保育ニーズが多様化する中で、保育士・幼稚園教諭等が、保育と教育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう情報交換を行い、知見と人間性を深める。また、適切な教育・保育が提供されるよう専門機関等との連携を強化するとともに、支援を担当する職員の資質の向上を推進し、魅力ある保育園・認定こども園、幼稚園づくりを支援する。ひとり親家庭への支援としては、母子・父子自立支援員を配置することにより、相談体制を充実させ、支援施策等の情報提供に努める。またひとり親家庭の児童が明るくイキイキと成長することができるよう、母子寡婦福祉の活動などを通じて、家庭や子ども同士が交流する場を提供するとともに、相談体制をより強化し、親の心のケアにも努める。

#### イ 高齢者福祉

令和6年3月に策定した「津久見市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」の基本理念「健やかな暮らしを支えあう思いやりのまち」の実現に向けた取組を進めるため、5つの基本目標を掲げ、各施策を総合的に推進していく。

1つ目（地域包括ケアシステムの深化・推進）では、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるよう、「住まい」「介護予防・生活支援」「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」の5

「包括ケアシステム」の強化・推進に地域包括支援センターが核となり取り組んで行く。

2つ目は、住み慣れた地域において、高齢者ができるだけ健康を保ち、元気にいきいきと暮らし続けることができるよう、健康寿命の延伸に向け、体操や栄養に関する取組をさらに強力に推進するとともに、介護予防・重度化防止の推進や生活支援の充実を図る。

3つ目は、医療と介護の両方を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を図る。

4つ目は、認知症対策では、早期発見と認知症に対する周囲の理解が特に重要なため、早期に介入し早期受診へつなぐために必要な施策を強化するほか、認知症に対する理解を深め、認知症の方やその家族を地域がみんなで支える体制づくりの充実を図る。

5つ目は、住み慣れた地域において、安全かつ安心して暮らすことができるよう、関係機関が連携して、高齢者の権利や生活を守る権利擁護の推進と高齢者虐待の防止や消費者被害の防止、災害時における支援の取組等を進めるほか、どんな時でも地域における声かけや見守り活動が十分に機能するために、高齢者の社会活動への参加を進める。また、高齢者を取り巻く多様で複合的な地域生活課題に対する支援にあたり、包括的な対応を関係機関や地域、専門機関等と緊密に連携して対応できるネットワークを構築し、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていく。

6つ目は、介護や支援が必要になった時に、状態に応じて十分に適切な介護保険サービス等が受けられるよう、引き続き認定審査の平準化やケアプランの質の向上を図り、質の高いサービスの安定的な提供を行っていく。

つのサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を強化・推進し、取り組んで行く。地域包括支援センターは、高齢者の相談窓口として、地域包括ケアシステムの中核的な機関であり、地域住民組織や関係機関、重層的支援体制整備事業等により他分野との連携を図り、安定した実施体制を確保するよう努める。

2つ目（自立支援、介護予防の取組の推進）では、住み慣れた地域において、高齢者ができるだけ健康を保ち、元気にいきいきと暮らし続けることができるよう、健康寿命の延伸に向け、体操や栄養に関する取組をさらに強力に推進するとともに、介護予防・重度化防止の推進や生活支援の充実を図る。高齢者自らが主体的に健康づくりに取組めるよう、正しい知識の普及、取組みやすい環境整備に努める。高齢者が生きがいを持って活動的な生活が続けられるよう、住民主体の通い場を広め、学習・ボランティア、就労、レクリエーション、地域活動などの積極的な社会参加を促進するとともに、高齢者の身体機能の低下が見られた早期の段階で、総合事業など多様な形態のサービスにつなげ、支え合う地域づくりと効果的な支援体制を確保する。

3つ目（認知症施策の推進）では、認知症対策は、早期発見と認知症に対する周囲の理解が特に重要なため、早期に介入し早期受診へつなぐために必要な施策を強化するほか、認知症に対する理解を深め、認知症の方やその家族を地域がみんなで支える体制づくりの充実を図る。国が策定した認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ施策を推進する。

4つ目（安全・安心な暮らしを共に支え合うまちづくりの推進）では、医療と介護の両方を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を図り、医療と介護の連携した対応が求められる4つの場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）に応じた取組を医療と介護を一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護事業所等の関係者との協働と連

携を推進する。また、関係機関が連携し、高齢者の権利や生活を守る権利擁護の推進と高齢者虐待の防止や消費者被害の防止、災害時における支援の取組等を進めるほか、どんな時でも地域における声かけや見守り活動が十分に機能するために、高齢者の社会活動への参加を進める。「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、「重層的支援体制整備事業」を活用し、既存の制度では対応が難しい複合的課題や、制度の狭間でサービスが受けにくい方々への包括的な支援を地域、専門機関等と緊密に連携して対応できるネットワークづくりを進める。

5つ目(介護保険事業の効果的・効率的な推進)では、介護や支援が必要になった時に、状態に応じて十分に適切な介護保険サービス等が受けられるよう、引き続き認定審査の平準化やケアプランの質の向上を図り、質の高いサービスの安定的な提供を行っていく。地域包括ケアシステムを支える人材の確保・定着及び介護現場における生産性の向上を推進する。

また、サービスを提供するための人材を事業所等との連携や支援制度の充実などにより確保を図る。

#### ウ 障がい者福祉

「第3次津久見市障がい者計画」に基づき、障がいのある人の個々のニーズや適性に応じた就労や自立した生活の場を確保し、社会参加のための支援を図るとともに、地域生活を希望する障がいのある人が安心して地域で生活が継続できるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供できる体制の環境整備を進める。また、今後の公共施設等の整備については、障がいのある人だけではなく誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れていく\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_。今後、「自立支援協議会」を中心に関係機関と連携し、障がいのある人やその家族からの相談に円滑に対応できるよう、\_\_\_\_\_

#### ウ 障がい者福祉

「第4次津久見市障がい者計画」に基づき、障がいのある人の個々のニーズや適性に応じた就労や自立した生活の場を確保し、社会参加のための支援を図るとともに、地域生活を希望する障がいのある人が安心して地域で生活が継続できるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供できる体制の環境整備を進める。また、今後の公共施設等の整備については、障がいのある人だけではなく誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れていくため、障がい者団体に意見聴取するなど、障がいのある人の視点をより一層事業に反映するよう努めている。さらに、「自立支援協議会」を中心に関係機関と連携し、障がいのある人やその家族からの相談に円滑に対応できるよう、基幹相談支援センタ

相談支援機能の強化を図り、障がいのある人等の権利擁護のため必要な援助を行い、成年後見制度の利用促進を図る。ハローワークや就労移行支援事業所などと連携しながら、障がいのある人の雇用に関する情報を提供し、職域の拡大や働きやすい環境づくりに取り組む。また、一般就労が困難な障がいのある人が状況に応じて働き、収入と生きがいが得られるよう福祉的就労の場の確保と支援に取り組む。地域における居住の場として、グループホームの充実や地域資源の活用の可能性の検討、サービス提供事業者等との連携強化、情報共有を行い、きめ細かな支援に向けて取り組む。また、障がい福祉サービスの利用や地域の社会資源の活用等により、入所から地域生活への移行を進める。障がいのある子どもたちについては、早期に障がいを発見し、能力や可能性を最大限伸ばし、社会参加に必要な力を培うため、障がいの特性に配慮したきめ細かな保育や教育を行える体制を整備する。各種施策、関係機関との連携を強化し、就学前から学校卒業までの相談体制の強化を図る。

## エ 保健・健康づくり

### 平成31年3月に策定した「第2期津久見市健康づくり計画（後期計画）

～つくづく健康つくり21～」に基づき、市民の健康づくりを推進していくために、個人や家庭への取組を推進し、健康意識の向上を目指すとともに、市民・地域・関係機関・行政等がさらに連携、協働し、健康づくりの体制を整備する。生活習慣病予防対策、重症化予防対策、特定健康診査等の事業に重点を置き、保健師や国民健康保険保健相談員を中心とした保健事業の充実を図る。健康の保持増進のため、若い世代からの各種健診の受診率の向上を図り、早期発見・早期治療へつなげる。また、生活習慣病の発症・重症化予防の徹底を図り、健康増進・予防への取組を促すため

一を中心に相談支援機能の強化を図り、障がいのある人等の権利擁護のため必要な援助を行い、成年後見制度の利用促進を図る。ハローワークや就労移行支援事業所などと連携しながら、障がいのある人の雇用に関する情報を提供し、職域の拡大や働きやすい環境づくりに取り組む。また、一般就労が困難な障がいのある人が状況に応じて働き、収入と生きがいが得られるよう福祉的就労の場の確保と支援に取り組む。地域における居住の場として、グループホームの充実や地域資源の活用の可能性の検討、サービス提供事業者等との連携強化、情報共有を行い、きめ細かな支援に向けて取り組む。また、障がい福祉サービスの利用や地域の社会資源の活用等により、入所から地域生活への移行を進める。障がいのある子どもたちについては、早期に障がいを発見し、能力や可能性を最大限伸ばし、社会参加に必要な力を培うため、障がいの特性に配慮したきめ細かな保育や教育を行える体制を整備する。各種施策、関係機関との連携を強化し、就学前から学校卒業までの相談体制の強化を図る。

一方で、サービスの担い手不足も生じていることから、事業者との連携や支援の充実により確保を図る。

## エ 保健・健康づくり

### 令和6年3月に策定した「第3期津久見市健康づくり計画・第3期津久見市食

育推進計画・第2期津久見市自殺対策計画～つくづく健康つくり21～」に基づき、市民の健康づくりを推進していくために、個人や家庭への取組を推進し、健康意識の向上を目指すとともに、市民・地域・関係機関・行政等がさらに連携、協働し、健康づくりの体制を整備する。生活習慣病予防対策、重症化予防対策、特定健康診査等の事業に重点を置き、保健師や国民健康保険保健相談員を中心とした保健事業の充実を図る。健康の保持増進のため、若い世代からの各種健診の受診率の向上を図り、早期発見・早期治療へつなげる。また、生活習慣病の発症・重症化予防の徹底を図り、健康増進・予防への取組を促すため

のインセンティブ付与制度の推進をする。また、お達者年齢の延伸は、高齢者の生活の質の向上に貢献し、市民が健やかで豊かな暮らしにつながることから、心身ともに健康で「生涯現役」で過ごせるよう、生活習慣の基本となる食や運動への取組を強化する。加えて、都市再生整備計画事業(まちなかウォーカブル推進事業)にて整備を進めている、津久見川、大友公園周辺と市中心部のエリア及び令和3年3月に開通した国道・市道バイパスについては、歩きたくなるエリア・道路でもあり、PRに努め健康づくりにつなげていく必要がある。さらに、市役所新庁舎内に、保健センター（仮称）を整備し、保健・健康づくりの充実を図る。

#### オ 少子化対策

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、  
\_\_\_\_\_関係機関と連携を図り、妊娠から育児までの切れ目のない支援の充実を図るとともに、不妊治療に対する経済的負担の軽減を図る支援についても、継続して実施する。また、子どもの頃から適切な生活習慣を身につけ、健やかな心と身体を育てるため、乳幼児及び子育て中の親の健康づくり及び食育を推進する。さらに、関係機関と連携し、次代を担う子どもたちの心と身体の健康づくりを行う思春期保健対策の充実を図る。

#### カ 地域福祉の充実

本市では、人と人のつながりを基本とした顔の見える関係づくりや、共に生きる社会づくりを目指すとともに、地域課題の解決に向けた「仕組み」をつくるため、平成31年3月に「第3期津久見市地域福祉計画」を策定した。この計画に基づき、「自助」\_\_\_\_\_「共助」「公助」の役割を明確にし、地域のなかで人と人を「つなぐ」ネットワークを「広げる」ことに取り組むとともに、将来的

のインセンティブ付与制度の推進をする。また、お達者年齢の延伸は、高齢者の生活の質の向上に貢献し、市民が健やかで豊かな暮らしにつながることから、心身ともに健康で「生涯現役」で過ごせるよう、生活習慣の基本となる食や運動への取組を強化する。加えて、都市再生整備計画事業(まちなかウォーカブル推進事業)にて整備された\_\_\_\_\_津久見川、大友公園周辺と市中心部のエリア及び令和3年3月に開通した国道・市道バイパスについては、歩きたくなるエリア・道路でもあり、PRに努め健康づくりにつなげていく必要がある。

#### オ 少子化対策

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、ア 児童福祉・子育て支援の取組や任意予防接種の支援、不妊治療に対する経済的負担の軽減など関係機関と連携を図り、妊娠から育児までの切れ目のない支援の充実を図る。

\_\_\_\_\_また、子どもの頃から適切な生活習慣を身につけ、健やかな心と身体を育てるため、乳幼児及び子育て中の親の健康づくり及び食育を推進する。さらに、関係機関と連携し、次代を担う子どもたちの心と身体の健康づくりを行う思春期保健対策の充実を図る。

#### カ 地域福祉の充実

本市では、人と人のつながりを基本とした顔の見える関係づくりや、共に生きる社会づくりを目指すとともに、地域課題の解決に向けた「仕組み」をつくるため、令和6年3月に「第4期津久見市地域福祉計画」を策定した。この計画に基づき、「自助」「互助」「共助」「公助」の連携、包括的支援と多様な参加・協働で地域福祉を推進する

に「続ける」取組に重点を置き「地域力」の向上を図る。また、社会福祉協議会と連携し、地域で支援が必要な方への見守りをはじめとする日常生活支援活動をさらに推進していくため、地域コミュニティの柱でもある「地区社協」にて福祉情報の共有化、見守り・支え合い活動の意識の高揚と実践力向上に結び付ける事業展開を行う。多くの市民が活動に参加できる仕組みづくりを推進し、地域全体が「近所での見守り・支え合い」を合言葉とした福祉活動が展開できる環境を整備する。地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的支援体制の構築が課題となることから、令和3年度から既存の「高齢分野」「障がい分野」「子ども分野」「生活困窮分野」と新たに「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「参加支援事業」を加えた上で、事業を一本化した「重層的支援体制整備事業」において、関係事業を円滑に実施することで、市内全ての困っている方々を支援し、住みやすい地域づくりを推進する。さらに、市内の公共施設等のバリアフリー化を推進し、幼児、障がいのある人、高齢者が安全に地域で生活できる環境整備の継続を図る。

#### キ 広域連携

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち、「健康診断の受診率向上」「相談支援機能の強化」「地域子育て支援の充実」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより、本計画に記載する子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進をより効果的に進める。

\_\_\_\_\_。また、社会福祉協議会と連携し、地域で支援が必要な方への見守りをはじめとする日常生活支援活動をさらに推進していくため、地域コミュニティの柱でもある「地区社協」にて福祉情報の共有化、見守り・支え合い活動の意識の高揚と実践力向上に結び付ける事業展開を行う。多くの市民が活動に参加できる仕組みづくりを推進し、地域全体が「近所での見守り・支え合い」を合言葉とした福祉活動が展開できる環境を整備する。地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的支援体制の構築が課題となることから、令和3年度から既存の「高齢分野」「障がい分野」「子ども分野」「生活困窮分野」\_\_\_\_\_「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「参加支援事業」\_\_\_\_\_を一本化した「重層的支援体制整備事業」において、関係事業を円滑に実施し、市内全ての困っている方々を支援し、住みやすい地域づくりを推進する。さらに、市内の公共施設等のバリアフリー化を推進し、幼児、障がいのある人、高齢者が安全に地域で生活できる環境整備の継続を図る。

#### キ 広域連携

大分県内の8市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち、「健康増進・医療提供体制の確保」「相談支援機能の強化」「地域子育て支援の充実」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより、本計画に記載する子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進をより効果的に進める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7) 市町村保健センター	保健センター整備事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	重度心身障害者医療費助成事業 (重度の心身障がい者「児」に対し医療費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減及び福祉の増進を図る。)	市	
		子ども医療費助成事業 (子どもの医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減と子育て環境の充実を図ることで少子化に歴止めをかける。)	市	
	(9) その他	重層的支援体制整備事業	市	
		不妊・不育治療費助成事業	市	
		在宅重度障害者住宅整備助成金事業	市	
		軽度・中度聴覚障がい児支援事業	市	
		障害者タクシー料金助成事業	市	
		特定教育・保育施設型給付費	市	
		施設等利用給付費	市	
		病児・病後児保育事業	市	
		大分にこにこ保育支援事業	市	
		延長保育促進事業	市	
		一時預かり事業	市	
		放課後児童クラブ	市	
		ひとり親家庭医療費助成金事業	市	
		高等技能訓練促進費等事業	市	
		おおいた子育てほっとクーポン	市	
		子育て短期支援事業	市	
		子育て援助活動支援事業	市	
		はり、きゅう、マッサージ助成事業	市	
		緊急通報システム整備事業	市	
		配食サービス事業	市	
		在宅高齢者住宅改造事業	市	
		予防接種事業	市	

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	□ 8 過疎地域持続的発展特別事業	重度心身障害者医療費助成事業 (重度の心身障がい者「児」に対し医療費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減及び福祉の増進を図る。)	市	
		子ども医療費助成事業 (子どもの医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減と子育て環境の充実を図ることで少子化に歴止めをかける。)	市	
	□(9) その他	在宅重度障害者住宅整備助成金事業	市	
		在宅高齢者住宅改造事業	市	
		重層的支援体制整備事業	市	
		不妊・不育治療費助成事業	市	
		軽度・中度聴覚障がい児支援事業	市	
		障害者タクシー料金助成事業	市	
		特定教育・保育施設型給付費	市	
		施設等利用給付費	市	
		病児・病後児保育事業	市個人	
		大分にこにこ保育支援事業	市	
		延長保育促進事業	事業者	
		一時預かり事業	事業者	
		放課後児童クラブ事業	市	
		ひとり親家庭医療費助成金事業	市	
		高等技能訓練促進費等事業	市	
		子育て短期支援事業	市	
		支援対象児童見守り強化事業	市	
		地域子育て支援拠点事業	市	
		医療的ケア児支援事業	市	
		はり、きゅう、マッサージ助成事業	市	
		緊急通報システム事業	市	
		予防接種事業	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
	妊婦歯科検診助成事業	市		
	歯周病検診助成事業	市		
	妊産婦健康診査事業	市		
	産後ケア事業	市		
	母子健康診査事業	市		
	フッ素塗布助成事業	市		
	がん検診推進事業	市		
	子育て支援活動拠点整備事業	市		

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

保健・福祉施設は、老朽化が進んでいる施設もあり、計画的な点検・改修を実施するなどの長寿命化を図る。今後ますます進む高齢化の中で、福祉関係施設の充実が求められており、サービスのあり方を含めて民間を活用した管理運営の検討、機能の集約等の検討を進めていく。

民間が活用している子育て支援施設については、活用状況を考慮し、民間への譲渡等適切な管理運営方法を検討する。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
	産後ケア事業	市		
	母子・妊産婦健康診査事業	市		
	幼児フッ素塗布事業	市		
	がん検診推進事業	市		
	保育料支援事業	市		
	放課後児童クラブ利用料負担軽減事業	市		
	福祉人材確保事業	個人		

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

保健・福祉施設は、老朽化が進んでいる施設もあり、計画的な点検・改修を実施するなどの長寿命化を図る。今後ますます進む高齢化の中で、福祉関係施設の充実が求められており、サービスのあり方を含めて民間を活用した管理運営の検討、機能の集約等の検討を進めいく。

民間が活用している子育て支援施設については、活用状況を考慮し、民間への譲渡等適切な管理運営方法を検討する。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 医療の充実

本市の医療施設は、大分県のへき地医療拠点病院である「津久見市医師会立津久見中央病院」を軸に、20床以上の入院病床を有する病院1か所、それ以外の一般診療所16か所、歯科診療所10か所がある。在宅当番医制による第一次救急、「津久見市医師会立津久見中央病院」による第二次救急、さらに、大分市などにある第三次救急医療機関と連携を図りながら、本市の医療体制が整備されている。大学病院から医師の派遣を受け、体制を維持しているが、近年、派遣が厳しくなっている状況もあり、津久見市医師会・津久見中央病院と連携して医師の確保に努めていく必要がある。市内の病床数の総数は139床であり、その大半の120床を津久見市医師会立津久見中央病院が占め、内科含め17の診療科目を常勤医師8名で運営している。平成27年度に消防庁舎の新設と合わせ、デジタル無線及び指令装置の更新、また、消防車両の更新を行い消防設備や機器の拡充を図った。しかし、近年の風水害や地震の被害が大規模化、長期化していることや、さらには地域住民の高齢化がすすんでいることにより、救急・救助・消火など救急救命士の役割もさらに重要となっている。令和元年の救急車出動による患者の搬送は、全体で994件を数え、管轄内搬送は717件（うち津久見中央病院へは694件）、管轄外搬送は277件（うちドクターヘリ・カーへの搬送は7件）となっている。年々、管轄外搬送が増加の傾向にあるが、この要因としては、高齢化による救急件数の増加や、脳や心臓疾患等の患者の受入可能医療機関への救急搬送の増加が考えられる。本市には、それらの診療科目や専門医が配置されていないため、管轄外搬送をやむなくされているが、救急患者の傷病の軽減や生存率を高めるためにも、更なる診療科目の新設・充実が望まれている。全国的に小児科医不足が問題となっているが、本市におい

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 医療の充実

本市の医療施設は、大分県のへき地医療拠点病院である「津久見市医師会立津久見中央病院」を軸に、20床以上の入院病床を有する病院1か所、それ以外の一般診療所16か所、歯科診療所10か所がある。在宅当番医制による第一次救急、「津久見市医師会立津久見中央病院」による第二次救急、さらに、大分市などにある第三次救急医療機関と連携を図りながら、本市の医療体制が整備されている。大学病院から医師の派遣を受け、体制を維持しているが、近年、派遣が厳しくなっている状況もあり、津久見市医師会・津久見中央病院と連携して医師の確保に努めていく必要がある。市内の病床数の総数は139床であり、その大半の120床を津久見市医師会立津久見中央病院が占め、内科含め17の診療科目を常勤医師9名で運営している。平成27年度に消防庁舎の新設と合わせ、デジタル無線及び指令装置の更新、また、消防車両の更新を行い消防設備や機器の拡充を図った。しかし、近年の風水害や地震の被害が大規模化、長期化していることや、さらには地域住民の高齢化がすすんでいることにより、救急・救助・消火など救急救命士の役割もさらに重要となっている。令和6年の救急車出動による患者の搬送は、全体で1,184件を数え、管轄内搬送は810件（うち津久見中央病院へは769件）、管轄外搬送は374件（うちドクターヘリ・カーへの搬送は16件）となっている。年々、管轄外搬送が増加の傾向にあるが、この要因としては、高齢化による救急件数の増加や、脳や心臓疾患等の患者の受入可能医療機関への救急搬送の増加が考えられる。本市には、それらの診療科目や専門医が配置されていないため、管轄外搬送をやむなくされているが、救急患者の傷病の軽減や生存率を高めるためにも、更なる診療科目の新設・充実が望まれている。全国的に小児科医不足が問題となっているが、本市におい

ても充足しているとは言えない状況である。市内に産科が無くなつたことや常時小児科専門医のいる診療所が1か所、津久見中央病院においても、「大分大学医学部附属病院」からの派遣により小児科はあるものの、子育て中の親にとっては、夜間等の小児救急に不安がある。また、離島における医療体制については、無垢島には診療所がないため、月に2度、医師会が巡回診療を行つてゐる。保戸島については、島民の医療を確保するために、公立の「保戸島診療所」を設置している。令和2年10月より「オンライン診療」の運用を開始し、島内の新型コロナウイルス感染リスクを低減しつつ、継続的に必要な医療の確保を図つてゐる。ドクターへりによる搬送も開始されており、離島・半島部に大変有効な緊急体制が確立されたが、引き続き医師会と協力をしながら離島医療の確保・充実を図る必要がある。国民健康保険の加入状況は、令和元年度末現在、2,501世帯、3,740人で、加入者は総人口の約22%であり、後期高齢者医療制度の加入者4,119人を加えると46%を占めており、市民の健康と医療の確保にとって重要な役割を果たしてゐる。しかしながら、少子高齢化が進む中で、被保険者の高齢化や低所得層が多いという構造的な問題と、年々増加する医療費で国民健康保険の財政は大変厳しい状況にある。このような中で、国民健康保険事業の健全化を図るために、財源の確保、医療費の適正化等に努めるほか、疾患の早期発見と予防を推進し、国民健康保険制度の周知を図り、円滑な実施・運営に向けた取組が必要となつてゐる。

#### イ 広域連携（臼津広域圏）

いても充足しているとは言えない状況である。市内に産科が無くなつたことや常時小児科専門医のいる診療所が1か所、津久見中央病院においても、「大分大学医学部附属病院」からの派遣により小児科はあるものの、子育て中の親にとっては、夜間等の小児救急に不安がある。また、離島における医療体制については、無垢島には診療所がないため、月に2度、医師会が巡回診療を行つてゐる。保戸島については、島民の医療を確保するために、公立の「保戸島診療所」を設置している。令和2年10月から「オンライン診療」の運用を開始し、継続的に必要な医療の確保を図つてゐる。ドクターへりによる搬送も開始されており、離島・半島部に大変有効な緊急体制が確立されたが、引き続き医師会と協力をしながら離島医療の確保・充実を図る必要がある。国民健康保険の加入状況は、令和6年度末現在、2,056世帯、2,841人で、加入者は総人口の約19%であり、後期高齢者医療制度の加入者4,195人を加えると47%を占めており、市民の健康と医療の確保にとって重要な役割を果たしてゐる。しかしながら、少子高齢化が進む中で、被保険者の高齢化や低所得層が多いという構造的な問題と、年々増加する医療費で国民健康保険の財政は大変厳しい状況にある。このような中で、国民健康保険事業の健全化を図るために、財源の確保、医療費の適正化等に努めるほか、疾患の早期発見と予防を推進し、国民健康保険制度の周知を図り、円滑な実施・運営に向けた取組が必要となつてゐる。

#### イ 広域連携

##### ①大分都市広域圏

平成28年3月に7市1町で連携協約を締結した「大分都市広域圏」では、「第2期大分都市広域圏ビジョン」に基づき、広域的に実施することでより効果的な施策の実現に向け協議・検討を行つてきた。令和8年度からは、8市1町による「第3期大分都市広域圏ビジョン」に基づき、行つてゐる。人口減少が今

後も見込まれる中、各市町が単独では解決できない課題解決や安心して快適な暮らしを営んでいける様々な施策を今後も継続して行っていく。

## ②臼杵広域圏

本市及び臼杵市とで様々な広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため「臼杵広域連合」において、平日（土曜日含む）の夜間及び日曜・祝日の日中・夜間の二次救急医療について、対応可能な医療機関に対し二次救急医療施設運営費補助として支援を行っている。今後も、医師の担い手不足が見込まれる中、医師をはじめ医師関係者の確保が望まれる。

## (2) その対策

### ア 医療の充実

へき地医療対策、在宅医療、終末医療\_\_\_\_\_、小児医療対策など本市が抱える医療における様々な課題を解決していくために、「大分県医療計画」との整合性を図りながら、大分大学や大分県、医師会との連携により、安定した人材確保を行い、患者の疾病状況に応じた細かいサービスの提供と診療科目の充実を図り、地域医療体制の整備・充実に取り組んでいく。特に小児医療については、小児科医、県、近隣の市及び関係機関と緊密な連携を図りながら、これから子育て世代が、安心して子どもを生み育てることができるよう、小児科医の確保、子ども医療費助成事業の拡充など環境の整備に、引き続き取り組んでいく。離島では、島民の島離れが進んでいるが、住み慣れた地域に住み続けるためには医療の確保は必須であり、島民が安心して受診できるように、離島医師確保対策事業により医師を確保するほか、「保戸島診療所」では、オンライン診療を活用するなど安定した医療の確保に努める。救急医療体制については、高齢化のさらなる進展等に伴い救急需要が増加し続けることが予想されていることから、救急処置の高度化が求められている。医療機関や消防機関等との連携し、\_\_\_\_\_医師を確保するほか、「保戸島診療所」では、オンライン診療を活用するなど安定した医療の確保に努める。救急医療体制については、高齢化のさらなる進展等に伴い救急需要が増加し続けることが予想されていることから、救急処置の高度化が求められている。医療機関や消防機関等との

本市及び臼杵市とで様々な広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため「臼杵広域連合」において、平日（土曜日含む）の夜間及び日曜・祝日の日中・夜間の二次救急医療について、対応可能な医療機関に対し二次救急医療施設運営費補助として支援を行っている。今後も、医師の担い手不足が見込まれる中、医師をはじめ医師関係者の確保が望まれる。

## (2) その対策

### ア 医療の充実

へき地医療対策、在宅医療、終末医療\_\_\_\_\_、小児医療対策など本市が抱える医療における様々な課題を解決していくために、「大分県医療計画」との整合性を図りながら、大分大学や大分県、医師会との連携により、安定した人材確保を行い、患者の疾病状況に応じた細かいサービスの提供と診療科目の充実を図り、地域医療体制の整備・充実に取り組んでいく。特に小児医療については、小児科医、県、近隣の市及び関係機関と緊密な連携を図りながら、これから子育て世代が、安心して子どもを生み育てることができるよう、小児科医の確保、子ども医療費助成事業の拡充など環境の整備に、引き続き取り組んでいく。離島では、島民の島離れが進んでいるが、住み慣れた地域に住み続けるためには医療の確保は必須であり、島民が安心して受診できるように、離島医師確保対策事業により医師を確保するほか、「保戸島診療所」では、オンライン診療を活用するなど安定した医療の確保に努める。救急医療体制については、高齢化のさらなる進展等に伴い救急需要が増加し続けることが予想されていることから、救急処置の高度化が求められている。医療機関や消防機関等との

連携を一層密にするとともに、救急隊員、救急救命士の養成と教育、訓練、救急資機材の維持更新を計画的に進めるなど、救急処置能力の向上を目指し、救急医療体制の更なる拡充を図る。また、離島・半島部など救急救命搬送の条件不利地域を有する本市においては、ドクターヘリや大分県防災航空隊、大分県中部県域のDMA T（災害派遣医療チーム）や隣接市消防本部、海上保安庁との緊密な連携協力のもと、様々な救急救命事案を想定した救助訓練や研修を通じ救急搬送体制を充実させる。国民健康保険制度については、市民一人ひとりの「健康寿命の延伸」と「医療費の適正化」を図るために、「保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づいた、効率的・効果的な保健事業を推進する。特定健診査や特定保健指導の実施率を上げ、生活習慣病予防を推進するとともに、レセプト点検や重複・多受診者に対する指導等により増え続ける医療費の適正化に努める。また、広報などの啓発活動により、資格適用適正化対策を実施するとともに、国民健康保険税の納税意識を高め、収納対策を強化し収納率の向上に努め、国民健康保険財政の健全化を図り、制度の安定した運営を図る。

#### イ 広域連携（臼杵広域圏）

本市及び臼杵市とで構成する「臼杵広域連合」において、救急医療施設運営費等補助事業を行っている。二次救急医療は、地域で発生する救急患者への診断と応急処置を行い、必要に応じて入院治療や緊急手術を行う医療であるが、人口減少が進んでいる過疎地域では、受け入れ可能な医療機関は限られている。二次救急医療体制を維持することは、市民の生命を守るために、必要不可欠で

連携を一層密にするとともに、救急隊員、救急救命士の養成と教育、訓練、救急資機材の維持更新を計画的に進めるなど、救急処置能力の向上を目指し、救急医療体制の更なる拡充を図る。また、離島・半島部など救急救命搬送の条件不利地域を有する本市においては、ドクターヘリや大分県防災航空隊、大分県中部県域のDMA T（災害派遣医療チーム）や隣接市消防本部、海上保安庁との緊密な連携協力のもと、様々な救急救命事案を想定した救助訓練や研修を通じ救急搬送体制を充実させる。国民健康保険制度については、市民一人ひとりの「健康寿命の延伸」と「医療費の適正化」を図るために、「保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づいた、効率的・効果的な保健事業を推進する。特定健診査や特定保健指導の実施率を上げ、生活習慣病予防を推進するとともに、重複・多剤服薬者等に対する指導等により増え続ける医療費の適正化に努める。また、広報などの啓発活動により、資格適用適正化対策を実施するとともに、国民健康保険税の納税意識を高め、収納対策を強化し収納率の向上に努め、国民健康保険財政の健全化を図り、制度の安定した運営を図る。

#### イ 広域連携

①大分県内の8市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち、「健康増進・医療提供体制の確保」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより、本計画に記載する医療の確保をより効果的に進める。

#### ②臼杵広域圏

本市及び臼杵市とで構成する「臼杵広域連合」において、救急医療施設運営費等補助事業を行っている。二次救急医療は、地域で発生する救急患者への診断と応急処置を行い、必要に応じて入院治療や緊急手術を行う医療であるが、人口減少が進んでいる過疎地域では、受け入れ可能な医療機関は限られている。二次救急医療体制を維持することは、市民の生命を守るために、必要不可欠で

あるため、今後も両市で協議を行い広域的な支援を行う。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	医療施設駐車場確保事業 (医療の中核を担っている津久見市医師会立津久見中央病院の来訪者用駐車場を確保し、利便性を向上させることにより、市民の医療機会の確保と健康増進、定住促進を図る。)	市	
		在宅当番医制運営事業 (市民の休日の救急医療を確保するため、在宅当番医による休日の救急医療を行うことで、市民の医療機会の確保と健康増進、定住促進を図る。)	市	
		離島医師確保対策事業 (離島医療対策として医師を確保し、島民の生活基盤の確保・安定及び定住促進を図る。)	市	
	(4) その他	医療人材育成事業	医療機関	
		救急医療施設運営費等負担金	臼津広域連合	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

医療施設の保戸島診療所については、島民の人口減少により利用者数は減少しているが、島民に重要な施設であることから、施設の予防保全を行っていく。

あるため、今後も両市で協議を行い広域的な支援を行う。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	医療施設駐車場確保事業 (医療の中核を担っている津久見市医師会立津久見中央病院の来訪者用駐車場を確保し、利便性を向上させることにより、市民の医療機会の確保と健康増進、定住促進を図る。)	市	
		在宅当番医制運営事業 (市民の休日の救急医療を確保するため、在宅当番医による休日の救急医療を行うことで、市民の医療機会の確保と健康増進、定住促進を図る。)	市	
		離島医師確保対策事業 (離島医療対策として医師を確保し、島民の生活基盤の確保・安定及び定住促進を図る。)	市	
	(4) その他	医療人材育成事業	医療機関	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

医療施設の保戸島診療所については、島民の人口減少により利用者数は減少しているが、医療の確保を図る上で、島民に重要な施設であることから、施設の予防保全を行っていく。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

学校教育では、「知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学びに向かう力・人間性等の涵養」といった「生きる力」を育成していくことが重要な課題となっており、そのため、基礎的な知識・技能をしっかりと身につけさせ、自ら考え、判断し、表現する力を育むとともに、学習に取り組む意欲を養うことが必要である。また、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することも必要である。そのためには、教育内容の充実や指導方法の工夫、個に応じた指導の充実、家庭・地域との協働、タブレット端末を活用した学習環境の充実など、特色を生かした学校づくりを推進する必要がある。特別支援教育においては、児童生徒の障がいの多様化などに適切に対応するため、施設整備と教育内容の充実を目指すとともに、関係機関と連携し、児童生徒の支援に取り組んでいる。幼児教育では、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が始まり、私立幼稚園等から認定こども園へ移行し、令和2年度現在、私立の保育園2園、幼稚園1園、認定こども園4園が設置されている。義務教育の状況について、小学校児童数は、平成27年5月1日現在754人が、令和3年5月1日現在では610人、中学校生徒数は、平成27年5月1日現在390人が、令和3年5月1日現在では327人と、児童生徒数ともに減少している。今後、地域活動の象徴の場でもある学校の役割や小規模校の実態を十分考慮しつつ、適正な教育環境の視点から、学校配置の再検討が必要となる可能性もある。現在、進めている津久見市立第一中学校・第二中学校の発展的統合による新設中学校開校においては、生徒が充実した中学校生活を送り、

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

学校教育では、「知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学びに向かう力・人間性等の涵養」といった「生きる力」を育成していくことが重要な課題となっており、そのため、基礎的な知識・技能をしっかりと身につけさせ、自ら考え、判断し、表現する力を育むとともに、学習に取り組む意欲を養うことが必要である。また、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することも必要である。そのためには、教育内容の充実や指導方法の工夫、個に応じた指導の充実、家庭・地域との協働、タブレット端末を活用した学習環境の充実など、特色を生かした学校づくりを推進する必要がある。特別支援教育においては、児童生徒の障がいの多様化などに適切に対応するため、施設整備と教育内容の充実を目指すとともに、関係機関と連携し、児童生徒の支援に取り組んでいる。幼児教育では、現在市内では認定こども園5園が設置されています。義務教育の状況について、小学校児童数は、令和2年5月1日現在640人が、令和7年5月1日現在では482人、中学校生徒数は、令和2年5月1日現在363人が、令和7年5月1日現在では315人と、児童生徒数ともに減少している。今後、地域活動の象徴の場でもある学校の役割や小規模校の実態を十分考慮しつつ、適正な教育環境の視点から、学校配置の再検討が必要となる可能性もある。

豊かな将来を築く基礎を培うため、教育環境の整備を充実させる必要がある。また、全小中学校において学校公開を行い、保護者や地域住民が気軽に学校の授業参観や行事等に参加できる体制を整え、学校・家庭・地域との相互理解・連携を深める教育活動を推進し、地域に開かれた\_\_\_\_\_学校づくりを進めている。学校施設については、平成27年度に全ての耐震化が完了したが、老朽化した学校施設の長寿命化については、引き続き\_\_\_\_\_計画的な改修を行っていく必要がある。休校中の校舎については、短期的には教育に関連する活動や、地元住民による地域活性化のための活動に活用しているが、学校用地と併せ、地元の意見も踏まえ、今後の施設活用方法等の可能性を検証していく必要がある。

#### イ 社会教育

公民館においては、豊かで活力ある生涯学習社会の形成とその活動の推進を図るため、現在、通年・短期の公民館教室を開催するとともに、教室を卒業した方々の自主的な学びの場としての自主教室を開催している。また、地元の石灰を使用して製作する「フレスコ画教室」も企業と共同で長年にわたり実施している。高齢者教室については、市中心部にある「津愛大学」をはじめ、離島半島部にある「ふれあい学園」「くろしお学園」が定期的に活動している。市民図書館では、本の貸出し、\_\_\_\_\_玄関ホールを利用した各種展示企画、小学校低学年までを対象にボランティアグループによる読み聞かせ等の様々な活動を展開している。問題としては、市民館を中心に、各種学級・教室を実施しているが、参加者は年々減少傾向にある\_\_\_\_\_。市民の学習ニーズが高度化、多様化する中で、これまで以上に的確に\_\_\_\_\_把握した学級・教室の開催が求められるとともに、地域で学びの輪を広げる中で主体的に地域づくりに関わっていけるような人材育成も必要である。社会環境の急激な変化により、少子高齢化・過疎化に拍車がかかり、また、夫婦共働きが

\_\_\_\_\_また、全小中学校において学校公開を行い、保護者や地域住民が気軽に学校の授業参観や行事等に参加できる体制を整え、学校・家庭・地域との相互理解・連携を深める教育活動を推進し、地域とともにある学校づくりを進めている。

老朽化した学校施設の長寿命化については、改修方法等の検討を行い、計画的に実施していく必要がある。休校中の校舎については、学校用地と併せ、地元の意見も踏まえ、今後の施設活用方法等の可能性を検証していく必要がある。

#### イ 社会教育

市民館においては、豊かで活力ある生涯学習社会の形成とその活動の推進を図るため、現在、通年・短期の公民館教室を開催している。また、教室を卒業した方々の自主的な学びの場としての自主教室も開催している。さらに、地元の石灰を使用して製作する「フレスコ画教室」は、企業と共同で長年にわたり実施している。

市民図書館では、本の貸出し、読書イベント、玄関ホールを利用した各種展示企画、ボランティアグループによる読み聞かせなど、様々な活動を展開している。市民館を中心に、各種学級・教室を実施しているが、参加者が年々減少傾向にあることが課題となっている。市民の学習ニーズが高度化、多様化する中で、これまで以上に的確にニーズを把握し、学級や教室の開催が求められる。地域で学びの輪を広げる中で主体的に地域づくりに関わっていけるような人材育成も必要である。また、社会環境の急激な変化により、少子高齢化や過疎化に拍車がかかり、青

日常化している状況の中、家庭内で過ごす子どもたちの地域との交流の促進や、青年同士の交流の場の提供、更なる高齢者の生きがいづくりの推進等が課題として挙げられる。市公民館だけでなく、生涯学習の地域の拠点としての地区集会所等の積極的な活用も検討する必要がある。また、本市には世界的にも貴重な太古の地質資源を観察できる地点が点在しており、国際的にも注目されている。これらを教育やツーリズムを通して地域づくりに生かしていくためにも、\_\_\_\_\_ 学術的な知識を市民に学ぶ機会を提供することが重要となっている。

#### ウ 生涯スポーツ

健康志向の高まりや余暇時間の増加とともに、市民それぞれのライフステージやライフスタイルに合わせたスポーツニーズが増大している。本市では、総合型地域スポーツクラブ「エンジョイつくみ」や津久見市スポーツ協会などの団体が開催する各種スポーツ教室や大会などにより、市民が楽しみながら継続できるスポーツ・レクリエーションの環境づくりに取り組んでいる。体育施設については、平成 29 年度にテニスコートを人工芝生化し、利用者が増加している。その他、市民野球場や市民体育館、多目的グラウンド、武道館等の利用者が多いものの、施設の老朽化が進んでおり、計画的な長寿命化を図っていく必要がある。さらに、各種競技スポーツへの関心も高まっており、青少年を対象に競技力の向上に向けた指導・研修の充実が求められている。

#### エ 広域連携

平成 28 年 3 月に 7 市 1 町で連携協約を締結した「大分都市広域圏」では、「第 2 期大分都市広域圏ビジョン」に基づき、広域的に実施することでより効果的な施策の実現に向け協議・検討を行っている。

人口減少が今後も見込まれ

少年を取り巻く環境は大きく変化している。青少年の健全な自立を促すためには、大人が自らの役割や影響力を自覚し、家庭・地域・学校が連携した子育てを推進することが必要である。

さらに、本市には世界的にも貴重な太古の地質資源を観察できる地点が点在しており、国際的にも注目されている。市民に

\_\_\_\_\_ 学術的な知識を学ぶ機会を提供し、市民の認知度向上を図ることが重要となっている。

#### ウ 生涯スポーツ

健康志向の高まりや余暇時間の増加に伴い、市民それぞれのライフステージやライフスタイルに合わせたスポーツニーズが増大している。本市では、総合型地域スポーツクラブ「エンジョイつくみ」や津久見市スポーツ協会などの団体が開催する各種スポーツ教室や大会を通じて、市民が楽しみながら継続できるスポーツ・レクリエーションの環境づくりに取り組んでいる。体育施設については、

\_\_\_\_\_ 市民野球場や市民体育館、多目的グラウンド、武道館など施設の老朽化が進んでおり、計画的な長寿命化を図る必要がある。さらに、地域で活動する指導者の育成や研修の充実が求められている。

#### エ 広域連携

平成 28 年 3 月に 7 市 1 町で連携協約を締結した「大分都市広域圏」では、「第 2 期大分都市広域圏ビジョン」に基づき、広域的に実施することでより効果的な施策の実現に向け協議・検討を行ってきた。令和 8 年度からは、8 市 1 町による「第 3 期大分都市広域圏ビジョン」に基づき、人口減少が今後も見込まれ

る中、各市町が単独では解決できない課題解決や安心して快適な暮らしを営んでいける様々な施策を今後も継続して行っていく。

## (2) その対策

### ア 学校教育

学校教育においては、知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し行動することによって、問題解決する資質や能力等の学力向上対策を推進する。情報化社会への対応、人権意識の高揚等、学校教育本来の目的である個性・創造性を尊重した児童生徒の育成を目指し、個々の発達に応じた学習指導の充実を図っていく。関係団体等と協力し、津久見の農林水産物を使用した郷土料理の紹介などを取り入れながら、津久見に伝わる食文化に関する学習の機会を提供し、食事の大切さや楽しさを学ぶとともに、豊かな心の形成と食育の推進を図る。また、「ふるさと教育」として、小学校5年生から中学校2年生まで津久見市に伝わる扇子踊りや鉱山見学、海事産業見学などを行い、地域の人々との関わりを通して、ふるさとに誇りと愛着を持ち、グローバルな視点で社会に参画する津久見っ子の育成を目指す。さらに、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツを親しむ習慣・意欲及び能力を育成するため、スポーツ環境の充実を図る。特別支援教育では、特別支援学級の充実だけではなく、子どもの障がいの多様化などに適切に対応し、支援を行うため、児童生徒のニーズに応じた教育の充実を図る。幼児教育については、生涯にわたる人格形成の基礎を培うため極めて重要であることから、子どものことを第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供、保護者や地域の教育力向上の支援を行うとともに、一体的な運営の推進を図る。子どもたちが確かな学力、豊かな心と健やかな体を育成することのできる社会を実現していくとともに、学校公開などにより、信頼される学校・開かれた学校づくりを推進する。また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）により、家庭・地

る中、各市町が単独では解決できない課題解決や安心して快適な暮らしを営んでいける様々な施策を今後も継続して行っていく。

## (2) その対策

### ア 学校教育

学校教育においては、知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し行動することによって、問題解決する資質や能力等の学力向上対策を推進する。情報化社会への対応、人権意識の高揚等、学校教育本来の目的である個性・創造性を尊重した児童生徒の育成を目指し、個々の発達に応じた学習指導の充実を図っていく。関係団体等と協力し、津久見の農林水産物を使用した郷土料理の紹介などを取り入れながら、津久見に伝わる食文化に関する学習の機会を提供し、食事の大切さや楽しさを学ぶとともに、豊かな心の形成と食育の推進を図る。また、「ふるさと教育」として、小学校5年生から中学校2年生まで津久見市に伝わる扇子踊りや鉱山見学、海事産業見学などを行い、地域の人々との関わりを通して、ふるさとに誇りと愛着を持ち、グローバルな視点で社会に参画する津久見っ子の育成を目指す。さらに、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツを親しむ習慣・意欲及び能力を育成するため、スポーツ環境の充実を図る。特別支援教育では、特別支援学級の充実だけではなく、子どもの障がいの多様化などに適切に対応し、支援を行うため、児童生徒のニーズに応じた教育の充実を図る。幼児教育については、生涯にわたる人格形成の基礎を培うため極めて重要であることから、子どものことを第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供、保護者や地域の教育力向上の支援を行うとともに、一体的な運営の推進を図る。子どもたちが確かな学力、豊かな心と健やかな体を育成することのできる社会を実現していくとともに、学校公開などにより、信頼される学校・地域とともにある学校づくりを推進する。また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）により、家庭・地

域との信頼関係に基づく教育活動に取り組み、子ども、学校、地域の実態を十分に把握し、学校の創意工夫・伝統文化等を生かした特色ある学校づくりを推進する。さらに、子どもが安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域が一体的に活動し、関係機関との連携・協働により子どもの安全を守る取組や共に育て共に育つ取組を継続的に実施する。学校施設については、津久見市立第一中学校と第二中学校の統合を進める中で、既存の第一中学校を活用した大規模改修(長寿命化改良事業)などを行い、安全で快適な教育環境を整備する。老朽化が進む学校施設は、「津久見市学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的な長寿命化対策を進める。また、一人一台のタブレットや校内LAN環境の整備などが完了したことから、ICT機器を活用した児童生徒の情報活用能力を育てるとともに、ICTを使用した授業の充実を図るため、更なる計画的なICT教育環境整備を推進する。

#### イ 社会教育

市民が生涯にわたって学び、生きがいや豊かな心を育めるよう学習ニーズを把握し、地域人材の活用によるカリキュラムの充実を図り、生涯学習環境を整備する。市公民館は社会教育の拠点として、市民ニーズの的確な把握に努め、高度化、多様化に対応した各種学級・講座の充実を図り、ICTの活用による学習機会の確保に努め、更なる公民館活動の振興を推進する。また、高齢者学級では、学習意欲を尊重するとともに、地域で孤立しないよう、住民相互に交流・支援し合う地域社会の実現を目指しながら、新たな生きがいづくりを行い、自立的で積極的な社会参加につながっていくような活動を展開していく。市民図書館では、利用者ニーズを基に、新鮮で幅広い分野の資料収集及び図書館周辺も含めた施設の環境整備の充実を図る。また、インターネット予約や電子図書館サービスの導入、図書・資料の充実、時代に即したサービスの向上等、利用しやすい図書館運営を推進

域との信頼関係に基づく教育活動に取り組み、子ども、学校、地域の実態を十分に把握し、学校の創意工夫・伝統文化等を生かした特色ある学校づくりを推進する。さらに、子どもが安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域が一体的に活動し、関係機関との連携・協働により子どもの安全を守る取組や共に育て共に育つ取組を継続的に実施する。学校施設については、必要な改修箇所の把握に努め、計画的な改修を実施し、

安全で快適な教育環境を整備する。老朽化が進む学校施設は、「津久見市学校施設長寿命化計画」に基づき、改修方法等の検討を行い、計画的に実施していく。

ICT機器を活用した児童生徒の情報活用能力を育てるとともに、ICTを使用した授業の充実を図るため、更なる計画的なICT教育環境整備を推進する。

#### イ 社会教育

市民が生涯にわたって学び、生きがいや豊かな心を育めるよう学習ニーズを把握し、地域人材の活用によるカリキュラムの充実を図り、生涯学習環境を整備する。市公民館は社会教育の拠点として、市民ニーズの的確な把握に努め、高度化、多様化に対応した各種学級・講座の充実を図り、ICTの活用による学習機会の確保に努め、更なる公民館活動の振興を推進する。

市民図書館では、利用者ニーズを基に、最新で幅広い分野の資料収集及び図書館周辺も含めた施設の環境整備の充実を図る。また、インターネット予約や電子図書館サービスの導入、図書・資料の充実、時代に即したサービスの向上、Wi-Fi環境を活用した学習の場としての定着等、利用しやすい図書館運営を推進す

とともに、玄関ホールを活用した企画展示等を行い、市民の文化活動向上支援と図書館の利用促進に努める。

市公民館については、施設の老朽化が進んでいるため、修繕等整備を行うとともに、他の公共施設の活用を含め検討を進めていく。

市内に点在する地質資源については、市民認知度を向上させるために、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とした学習会を開催するとともに情報発信に努め、文化財や産業の成り立ちなどを学習する機会の提供を図る。

豊かで活力ある生涯学習社会の形成には、地域において主体的に学習する人材の育成が重要である。そのために地区集会所等を地域の生涯学習活動の拠点として効果的に活用する。集会所については、生涯学習の活動拠点としてだけではなく、福祉的な活用や生きがい創生・防災活動拠点等も含めた積極的な活用に努め、修繕が必要な施設については、利用環境の整備を図っていく。

#### ウ 生涯スポーツ

総合型地域スポーツクラブ「エンジョイつくみ」と連携し、より多くの市民が日常生活のなかで、スポーツ・レクリエーションを定期的・継続的に行うことのできる環境整備を充実させるとともに、指導者の育成を図る。また、介護予防の観点から、福祉や保健と連携し、軽スポーツ等の普及を図る。\_\_\_\_\_ 市民が利用しやすいスポーツ施設の管理運営を充実させるとともに、多彩なスポーツイベント及びスポーツ交流の拡充を図り、拠点となるスポーツ施設の改修を推進する。各種競技における

とともに、玄関ホールを活用した企画展示等を行い、市民の文化活動向上支援と図書館の利用促進に努める。

市公民館については、公民館機能を旧第二中学校跡地へ計画的に移転し、利用者の利便性向上を図る。青少年健全育成では、各種社会教育関係団体を支援するとともに、「津久見市青少年健全育成市民会議」が関係機関と連携を図りながら、「あいさつ運動」などを通じて規範意識や礼儀を育む基礎づくりを推進する。また、「放課後学習クラブ」「土曜寺子屋つくみ塾」「春と夏の学習クラブ」を実施することで、週末や放課後における子どもの居場所づくりや体験学習の充実により、確かな学力と豊かな心の育成を図る。

市内に点在する地質資源については、市民認知度を向上させるために、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とした学習会を開催するとともに情報発信に努め、文化財や産業の成り立ちなどを学習する機会の提供を図る。

社会教育や自治会活動の活性化のため、地区集会所及び自治公民館の新築、改修等を行う自治組織に対しての補助も行う。

#### ウ 生涯スポーツ

総合型地域スポーツクラブ「エンジョイつくみ」と連携し、より多くの市民が日常生活のなかで、スポーツ・レクリエーションを定期的・継続的に行うことのできる環境整備を充実させるとともに、指導者の育成を図る。また、\_\_\_\_\_ 福祉や保健分野と連携し、軽スポーツ等の普及を進め、健康寿命の延伸や介護予防につながる取組を進める。市民が利用しやすいスポーツ施設の管理運営体制を充実させるとともに、多彩なスポーツイベント及びスポーツ交流の拡充を図り、拠点となるスポーツ施設の改修を推進する。各種競技における

底辺層の拡大と競技力の向上を図るため、指導者の育成と選手の強化に努める。市内こどもたちにスポーツ少年団等の加入促進を図るとともに、スポーツ協会の加盟団体との連携により競技スポーツの強化に努める。また、競技スポーツ強化の一環として、「野球のまち津久見」を目指し、大分県立津久見高等学校硬式野球部等の支援に努めていく。

#### エ 広域連携

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち、「広域的教育の連携」「スポーツの振興」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより、本計画に記載する教育の振興をより効果的に進める。

底辺層の拡大と競技力向上に向けた指導・研修の充実を図る。

市内こどもたちにスポーツ少年団等の加入促進を図るとともに、スポーツ協会の加盟団体との連携により競技スポーツの強化に努める。また、競技スポーツ強化の一環として、「野球のまち津久見」を目指し、大分県立津久見高等学校硬式野球部等の支援に努めていく。

#### エ 広域連携

大分県内の8市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち、「広域的教育の連携」「スポーツの振興」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより、本計画に記載する教育の振興をより効果的に進める。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	中学校統合事業	市	
		小学校校舎改修事業	市	
		津久見中学校消防設備補修事業	市	
		小学校特別教室空調設備設置事業	市	
		学校備品整備事業	市	
		その他		
	(3) 集会施設、体育施設等 集会施設	集会施設改修事業	市	
		総合運動公園改修事業	市	
		市民図書館整備事業	市	
		その他		
	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業	学力向上対策事業	市	
		G I G Aスクール構想推進事業	市	
	(5) その他	小中学校 h y p e r - Q U 委託事業	市	
		特別支援教育支援員配置事業	市	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

学校施設については、津久見市立第一中学校と第二中学校の統合を進める中で、既存の第一中学校を活用した大規模改修(長寿命化改良事業)などを行い、安全で快適な教育環境の整備を図る。老朽化が進む学校施設は「津久見市学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的な長寿命化対策を進める。

休校施設については、学校施設としての利用可能性を検証し、廃校手続きについて検討を行い、地区と協議のうえ、機能転換による利用や施設の複合化、民間による活用等も視野に検討を行う。

市民文化系施設の集会所等は、老朽化している施設も多いことから、適切に維持管理を行い、安全性を確保するとともに、改修等を検討する。また、将来的には、地元地区に管理運営を依頼するなど、管理の在り方について検討する。

スポーツ・レクリエーション系施設は、全体的に老朽化が進んでいることから、適切に維持管理・長寿命化を行い、安全性の確保に努める。また、総合運動公園は、複数の機能を持っているため、施設機能毎に長寿命化を検討する。総合運動公園の市民野球場は、大規模改修の予定である。

市民図書館は、改修を必要とする箇所が増えてきており、利用環境の維持・向上を図るために、適切な改修を検討する。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	千怒小学校改修事業	市	
		津久見小学校校舎改修事業	市	
		小学校特別教室空調設備設置事業	市	
		学校校舎LED更新事業	市	
		学校校舎空調設備更新事業	市	
		屋内運動場		
	(3) 集会施設、体育施設等 その他の	体育館照明LED更新事業	市	
		体育館空調設備更新事業	市	
		給湯設備更新事業	市	
		その他		
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	公民館等移転事業	市	
		地区集会所等整備事業費補助金事業	各地区	
		市民体育館改修工事	市	
		屋内練習場改修事業	市	
		総合運動公園改修事業	市	
		市民球場改修事業	市	
	(5) その他	学力向上対策事業	市	
		G I G Aスクール構想推進事業	市	
		小中学校 h y p e r - Q U 委託事業	市	
		特別支援教育支援員配置事業	市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

老朽化が進む学校施設は、「津久見市学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的な長寿命化対策を進める。

休校施設については、学校施設としての利用可能性を検証し、利用が困難な施設は、廃校の検討を行う。廃校となった施設は、まとまったスペースを確保できることから、地区や土地の地権者と協議の上、機能転換による利用や施設の複合化、民間による活用等も視野に検討を行う。

市民文化系施設の集会所等については、管理運営をそれぞれの地域の状況を熟知している地元に管理を委託（指定管理）している。今後も、地域社会の発展や地域コミュニティの活性化に必要な施設であることから、指定管理者とともに適切に維持管理を図るとともに、施設改修等にかかる経費の一部を補助することで、老朽化した施設の耐用年数の延長を図る。

スポーツ・レクリエーション系施設は、全体的に老朽化が進んでいることから、適切に維持管理・長寿命化を行い、安全性の確保に努める。また、総合運動公園は、複数の機能を持っているため、施設機能毎に長寿命化を検討する。総合運動公園の市民体育館は大規模改修の予定である。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本市には、31の自治区があり、各地区において、地域コミュニティ活動を行っているが、そのうち、16の自治区が離島・半島部に位置している。離島・半島部の自治区においては、生活するうえでの利便性や交通アクセス条件、様々な集落機能の維持が困難な状況も見られる。四浦半島方面へは、新日見トンネルや久保泊トンネルの開通等により、以前に比べると市内部への交通アクセスは格段に向上了した。しかし、市中心部から四浦半島の先端に位置する間元地区へは、未だに車で30分以上を要する。四浦地区には食料品等を購入できる店舗がないため、移動販売で購入、若しくは、長時間かけてバス等を利用し、市内部へ買い物に行くしか手段はない。また、八戸地区は、市役所から約10km離れた山中に位置し、道中の大半は車両同士がすれ違うことができない狭小な市道・林道等であり、一旦、台風や集中豪雨等の自然災害に見まわれると、土砂等の堆積により、陸の孤島となってしまう。携帯電話も不感地域であり、離島・半島部と比較してもインフラ整備の改善はされていない状況である。

このような中、地域で支え合う仕組みとして津久見市社会福祉協議会が中心となって進める「地区社協」の組織化と地域福祉活動や自主防災活動等の推進のため相互連携を図ってきた。しかし、地区住民だけで支え合うことは困難な地域も既に現れており、他の地区との連携

や小規模集落応援隊などの導入などにより地域力の維持を図る必要がある。また、少子化や共働き世帯の増加等により、子どもを巡る地域コミュニティも弱体化し、さらに郷土愛を醸成する機会である地域伝統行事なども減少していることから、多世代交流

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本市には、30の自治区があり、各地区において、地域コミュニティ活動を行っているが、そのうち、16の自治区が離島・半島部に位置している。離島・半島部の自治区においては、生活するうえでの利便性や交通アクセス条件、様々な集落機能の維持が困難な状況も見られる。四浦半島方面へは、新日見トンネルや久保泊トンネルの開通等により、以前に比べると市内部への交通アクセスは格段に向上了した。しかし、市中心部から四浦半島の先端に位置する間元地区へは、未だに車で30分以上を要する。四浦地区には食料品等を購入できる店舗がないため、移動販売で購入、若しくは、長時間かけてバス等を利用し、市内部へ買い物に行くしか手段はない。

このような中、地域で支え合う仕組みとして津久見市社会福祉協議会が中心となって進める「地区社協」の組織化と地域福祉活動や自主防災活動等の推進のため相互連携を図ってきた。しかし、地区住民だけで支え合うことは困難な地域も既に現れており、複数の地区をネットワークでつなぎ共同作業等の様々な機能を補い合いながら集落の機能を維持していくことや高齢化集落応援隊などの導入などにより地域力の維持を図る必要がある。また、少子化や共働き世帯の増加等により、子どもを巡る地域コミュニティも弱体化し、さらに郷土愛を醸成する機会である地域伝統行事なども減少していることから、多世代交流

型のコミュニティの構築も求められている。一方、「河津桜」や「大漁桜」などの植樹活動をはじめとする名所づくりや「青江ダム山桜まつり」など、自分たちの地域を自分たちの手で盛り上げ活性化を図る取組も進められており、今後は、このような住民主導の活動が持続可能なものとなるよう支援も必要である。また、地区集会所の老朽化、各地域の休校・廃校中の小中学校の利活用も課題である。

## (2) その対策

小規模集落の集落機能の維持に向け、自治区の統合・再編を検討するとともに、地域福祉活動や自主防災活動を支える既存の地域コミュニティの活動支援のため、県の小規模集落等支援事業や国の地方創生推進交付金など活用しながら、組織の充実・活性化を図る。また、地域の中において若い世代の活躍は、持続可能なまちづくりや地域の活力維持に不可欠であることから、活動の核となる地域を担う若いリーダーの育成を図る。さらに、高齢化等により様々な活動が制限され、身近な生活環境の維持が困難な地域については、積極的に小規模集落応援隊を活用するための制度周知を行うとともに、食料品等の購入については、各地域で安心して暮らし続けていけるように、移動販売・買物支援サービス等の充実を図る。歴史・伝統文化の伝承や地域資源の活用、防災活動、環境美化活動や地域福祉活動を推進する上で基盤となる「地区社協」等における地域コミュニティ活動の支援を図るとともに、多世代参加型の活動を推進する。今後、ますます高齢化が進む中、地域の住民が、お互いに助け合い、支え合う「地域力」の向上が重要になってくることから、平成30年度に策定した「第3期津久見市地域福祉計画」と津久見市社会福祉協議会が平成30年度に策定した「第3期津久見市地域福祉活動計画」に基づき、地域ネットワークの拡充を図り、将来を見据えた形での支援やサービス提供ができるよう継続性のある取組を推進する。さらに、各地域のコミュニティ活動を後押しするた

型のコミュニティの構築も求められている。一方、「河津桜」や「大漁桜」などの植樹活動をはじめとする名所づくりや「青江ダム山桜まつり」など、自分たちの地域を自分たちの手で盛り上げ活性化を図る取組も進められており、今後は、このような住民主導の活動が持続可能なものとなるよう支援も必要である。また、地区集会所の老朽化、各地域の休校・廃校中の小中学校の利活用も課題である。

## (2) その対策

高齢化集落の集落機能の維持に向け、自治区の統合・再編を検討するとともに、地域福祉活動や自主防災活動を支える既存の地域コミュニティの活動支援のため、県の高齢化集落等支援事業や様々な財源を活用しながら、組織の充実・活性化を図る。また、地域の中において若い世代の活躍は、持続可能なまちづくりや地域の活力維持に不可欠であることから、活動の核となる地域を担う若いリーダーの育成を図る。さらに、高齢化等により様々な活動が制限され、身近な生活環境の維持が困難な地域については、積極的に高齢化集落応援隊を活用するための制度周知を行うとともに、食料品等の購入については、各地域で安心して暮らし続けていけるように、移動販売・買物支援サービス等の充実を図る。歴史・伝統文化の伝承や地域資源の活用、防災活動、環境美化活動や地域福祉活動を推進する上で基盤となる「地区社協」等における地域コミュニティ活動の支援を図るとともに、多世代参加型の活動を推進する。今後、ますます高齢化が進む中、地域の住民が、お互いに助け合い、支え合う「地域力」の向上が重要になってくることから、令和5年度に策定した「第4期津久見市地域福祉計画」と津久見市社会福祉協議会が令和6年度に策定した「第4期津久見市地域福祉活動計画」に基づき、地域ネットワークの維持・拡充に努め、将来を見据えた形での支援やサービス提供ができるよう継続性のある取組を推進する。さらに、各地域のコミュニティ活動を後押しするた

地区集会所、休校・廃校中の小中学校の現状を踏まえ、地域住民の活動拠点の確保に努めていく。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	(3) その他	まちづくり推進事業補助金 小規模集落等支援（ネットワークコミュニティ推進枠）事業	協議会 ほか 自治会	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

生活道路の整備や維持管理は、住民の安全・安心に直結することから、緊急性や利用状況等踏まえながら計画的に整備・維持管理を行い、更新費用の平準化に努めます

め、集会所等の利便性向上のための改修の支援や、休校・廃校中の学校施設なども含めて、地域住民の活動拠点の確保に努めていく。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	□3) その他	集落支援員設置事業	市	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

生活道路の整備や維持管理は、住民の安全・安心に直結することから、緊急性や利用状況等踏まえながら計画的に整備・維持管理を行い、更新費用の平準化に努める。

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

#### ア 地域文化の振興

本市では、各種文化団体から組織される「津久見市文化協会」によって、広く市民や青少年に芸術文化の鑑賞あるいは、青少年の自主創作活動の育成等の文化事業が進められている。また、「津久見櫻の実少年少女合唱団」において、発表会などが積極的に行われている。「津久見観劇会」については、年々、観客動員が伸び悩んでいることから、抜本的な見直しを行い、市民や団体が主体的に文化にかかわる事業への転換を図る必要がある。伝統文化については、地域の歴史や文化を知るうえで、貴重な財産として継承されているが、近年の少子高齢化による後継者不足から、保存・継承が年々困難になりつつある。地域の魅力を高めるため、県指定無形民俗文化財である「津久見扇子踊り」をはじめとする伝統芸能の歴史的・芸術的価値を広めるとともに、文化財の保存に努めていく必要がある。本市の文化施設の軸となる津久見市民会館は、市民の利便性の向上のため、平成 27 年から 30 年度にかけて、全面改修を行った。今後は、さらに、デジタル社会に向けた市民ニーズに合った環境の整備が必要である。

#### イ 広域連携

平成 28 年 3 月に 7 市 1 町で連携協約を締結した「大分都市圏」では、「第 2 期大分都市圏ビジョン」に基づき、広域的に実施することでより効果的な施策の実現に向け協議・検討を行っている。

人口減少が今後も見込まれる中、各市町が単独では解決できない課題解決や安心して快適な暮らしを営ん

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

#### ア 地域文化の振興

近年、文化財を取り巻く社会情勢は大きく変化している。人口減少と少子高齢化が進み、文化財を次世代に引き継ぐための担い手が不足し、継承や維持が困難な状況にある。また、保存・管理が難しい文化財も多くなり、これらの文化財の中には、滅失・散逸のおそれさえも出ている。市内の多種多様な文化財を総合的に見直し、適正な保存・活用を図り、確実に次世代に継承しなければならない。地域の魅力を高めるため、県指定無形民俗文化財である「津久見扇子踊り」をはじめとする伝統芸能の歴史的・芸術的価値を広め、文化財の保存・活用に努めていく必要がある。市民の文化・芸術活動については、各種文化団体から組織される「津久見市文化協会」や「津久見観劇会」、「津久見櫻の実会」を通じて、市民や青少年に対する芸術文化の鑑賞や、青少年の自主創作活動の支援などが進められている。しかし、年々会員数が減少している中、事業の工夫と転換が求められる。本市の文化施設の軸となる津久見市民会館は、市民の利便性の向上のため、市民ニーズに合った環境の整備が必要である。

#### イ 広域連携

平成 28 年 3 月に 7 市 1 町で連携協約を締結した「大分都市圏」では、「第 2 期大分都市圏ビジョン」に基づき、広域的に実施することでより効果的な施策の実現に向け協議・検討を行ってきた。令和 8 年度からは、8 市 1 町となり「第 3 期大分都市圏ビジョン」に基づき、人口減少が今後も見込まれる中、各市町が単独では解決できない課題解決や安心して快適な暮らしを営ん

でいける様々な施策を今後も継続して行っていく。

## (2) その対策

### ア 地域文化の振興

津久見市文化協会をはじめ、その他市民文化団体等と連携を図り、芸術に親しむ心の醸成や活動意欲の高揚のために、市民の芸術文化鑑賞機会の拡大に努める。さらに、文化活動の成果の発表と市民相互の交流の場として、また、触れ合いの輪を広げ文化を発信するために、様々な発表の場を開催するとともに、文化活動団体を支援し市民参加の活動を推進する。「津久見扇子踊り」については、地域の宝として後世に伝えていくために、地域文化継承事業として、イベントの開催を通じた若い世代への普及活動等を推進する。また、市内各地に残る伝統芸能に関しては、後継者の育成を図り、保存・継承に努める。本市の歴史や文化、風土、地域に残る史跡などを市民に周知するため、活動団体と連携しその普及を図り、学校教育、生涯学習の場など文化財と触れ合う機会をつくる。文化施設については、市民が利用しやすい環境を整備し、長期的な視点に立って計画的に整備を図っていく。

### イ 広域連携

大分県内の7市1町で構成する大分都市圏の基本連携項目のうち、「文化・芸術の振興」「文化財等の保護及び活用」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより、本計画に記載する地域文化の振興等をより効果的に進める。

でいける様々な施策を今後も継続して行っていく。

## (2) その対策

### ア 地域文化の振興

「市文化財保存活用地域計画」に基づき、多種多様な情報発信を行うとともに、市民が身近な文化財の価値を再認識できるよう取り組む。文化財の価値を知ることで文化財を守り、まちづくりや教育などに活かすという「知る・守る・活かす」の流れを推進し、地域での存在価値を高めながら次世代への継承を図る。本市の歴史や文化、風土、地域に残る史跡について、市民への周知を図るため、活動団体と連携して普及活動を進める。また、学校教育や生涯学習の場など、文化財とふれあう機会を創出する。「津久見扇子踊り」については、地域の宝として後世に伝えていくために、地域文化継承事業として、イベントの開催を通じた若い世代への普及活動等を推進する。市内各地に残る伝統芸能や各地区に受け継がれている行事に関しては、「市伝統芸能等保存連絡協議会」における意見交換や団体間の連携を通じて、後継者の育成を図り、保存・継承に努める。津久見市文化協会をはじめ、その他市民文化団体等と連携を図り、文化活動の成果発表の場や市民が交流する場を設け、文化の発信とふれあいの輪の拡大を図る。文化活動団体を支援し、市民の主体的な活動を推進する。

### イ 広域連携

大分県内の8市1町で構成する大分都市圏の基本連携項目のうち、「文化・芸術の振興」「文化財等の保護及び活用」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより、本計画に記載する地域文化の振興等をより効果的に進める。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	文化団体補助金 (市を代表する文化団体「桜の実会」「文化協会」「観劇会」等に補助金を交付し、活動が活発化することにより、地域間交流の促進を図る。)	桜の実会 ほか	
		地域文化継承事業 (伝統芸能「津久見扇子踊り」について、イベントの開催、普及活動等により後世への継承を行い、市民生活の質的向上、学習効果、定住促進を図る。)	実行委員会	

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 地域文化の振興等	□(2) 過疎地域持続的発展特別事業	文化団体等補助金 (市を代表する文化団体「桜の実会」「文化協会」「観劇会」等に補助金を交付し、活動が活発化することにより、地域間交流の促進を図る。)	文化団体等	
		□(3) その他	地域文化継承事業	団体

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

社会教育系施設については、他施設との複合化等を検討し、民間やN P O等への委託や指定管理等を含め、適切な管理運営を行うことで費用の低減に努める。

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

社会教育系施設については、他施設との複合化等を検討し、民間やN P O等への委託や指定管理等を含め、適切な管理運営を行うことで費用の低減に努める。

## 12 再生可能エネルギーの利用の促進

### (1) 現況と問題点

地球の環境問題として、世界人口の増大による天然資源・エネルギー、水、食料の需要拡大、人間活動に伴う地球環境の悪化をはじめとして、温暖化に伴う気候変動や自然災害の頻発、生物多様性の損失など、様々な課題が生じている。SDGs（持続可能な開発目標）では、水・エネルギー、気候変動などといった地球環境そのものの課題及び地球環境の持続可能性と密接に関わるゴールが数多く含まれており、世界的にも環境問題に対する取組は重要視されている。本市においても、恵み豊かな自然環境を将来にわたり、確実に継承していくため、「第2次津久見市環境基本計画」を策定し、自然環境、生活環境、地球環境など、様々な分野から環境行政を推進してきた。平成8年度に、ダイオキシン対策等の環境問題に対応する最先端のごみ処理施設として、可燃ごみを固形燃料化する日本で最初の一般廃棄物処理施設を建設した。可燃ごみを焼却処分せずに固形燃料化をし、市内のセメント工場にてセメント焼成の原料・燃料として再利用を図り、地域の基盤産業と連携した独自の方法で、CO<sub>2</sub>排出抑制や循環型社会の形成に取り組んできた。

平成28年12月に、大分県・太平洋セメント株式会社・津久見市の三者が、循環型社会の形成及び災害時の廃棄物等の処理体制について、互いに協力し計画的に取り組むための「循環型社会の形成の推進に関する協定書」を締結している。平成29年9月に襲来した台風第18号によって、甚大な被害を受けた際にも、発生した大量の災害廃棄物をセメント工場にて資源化し、環境に配慮した処理を行った。令和2年4月からは、可燃ごみとして回収していたプラスチッ

## 12 再生可能エネルギーの利用の促進

### (1) 現況と問題点

地球の環境問題として、世界人口の増大による天然資源・エネルギー、水、食料の需要拡大、人間活動に伴う地球環境の悪化をはじめとして、温暖化に伴う気候変動や自然災害の頻発、生物多様性の損失など、様々な課題が生じている。SDGs（持続可能な開発目標）では、水・エネルギー、気候変動などといった地球環境そのものの課題及び地球環境の持続可能性と密接に関わるゴールが数多く含まれており、世界的にも環境問題に対する取組は重要視されている。本市においても、恵み豊かな自然環境を将来にわたり、確実に継承していくため、「第2次津久見市環境基本計画」を策定し、自然環境、生活環境、地球環境など、様々な分野から環境行政を推進してきた。

平成28年12月に、大分県・太平洋セメント株式会社・津久見市の三者が、循環型社会の形成及び災害時の廃棄物等の処理体制について、互いに協力し計画的に取り組むための「循環型社会の形成の推進に関する協定書」を締結している。平成29年9月に襲来した台風第18号によって、甚大な被害を受けた際にも、発生した大量の災害廃棄物をセメント工場にて資源化し、環境に配慮した処理を行った。令和2年4月からは、可燃ごみとして回収していたプラスチッ

ク・ペットボトル類を資源ごみとして新たに分別する取組を始めている。今後は、さらなるごみの分別の徹底や各種取組の啓発などにより、ごみの減量化、リサイクルの推進などを行い、市民、事業者、行政が一体となって、循環型社会の形成を推進していく必要がある。また、温室効果ガスの排出抑制に取り組むとともに、地球温暖化防止対策を推進し、さらには、脱炭素社会の実現を目指し、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入・活用を図っていく必要がある。

## (2) その対策

市民共有の財産である恵み豊かな環境を将来の世代へ継承していくためには、市民一人ひとりが快適な環境がかけがえのないものであることを深く認識し、自ら考え行動することが大切である。また、環境保全の取組を促進し、より一層の発展が可能な地域社会を実現する。本市は、平成31年3月に「第2次津久見市環境基本計画」を策定し、長期的な目標として、環境面からみた将来像を「美しい津久見の環境を次世代につなぐまち」とし、それを実現するために、「生活環境の保全と向上」「循環型社会の推進」などの基本目標を掲げ、各施策の展開を図っていくこととしている。

生活環境の保全と向上では、以前から大気汚染、騒音、振動、水質汚濁等の監視をしており、今後も市民生活の安全確保のため、環境監視を継続し、行政、市民、事業者が一体となって環境を守っていく。循環型社会の推進では、ごみの発生量を抑制し、資源として再利用し再生する3R運動をさらに進め、不要なものを買わない、修理して長く使う、を加えた5R運動を促進していく。大分県・太平洋セメント株式会社・津久見市の三者が締結した協定に基づき、本市のセメント産業事業所の社会貢献の一環として、全国各地で発生する災害廃棄物をセメント工場で受け入れ、焼成の原料・燃料として資源化処理することで、循環型社会の形成及び大規模災害に備えた体制の整備を図る。建設予定の津久見市新庁舎については、屋上や外

ク・ペットボトル類を資源ごみとして新たに分別する取組を始めている。今後は、さらなるごみの分別の徹底や各種取組の啓発などにより、ごみの減量化、リサイクルの推進などを行い、市民、事業者、行政が一体となって、循環型社会の形成を推進していく必要がある。また、温室効果ガスの排出抑制に取り組むとともに、地球温暖化防止対策を推進し、さらには、脱炭素社会の実現を目指し、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入・活用を図っていく必要がある。

## (2) その対策

市民共有の財産である恵み豊かな環境を将来の世代へ継承していくためには、市民一人ひとりが快適な環境がかけがえのないものであることを深く認識し、自ら考え行動することが大切である。また、環境保全の取組を促進し、より一層の発展が可能な地域社会を実現する。本市は、平成31年3月に「第2次津久見市環境基本計画」を策定し、長期的な目標として、環境面からみた将来像を「美しい津久見の環境を次世代につなぐまち」とし、それを実現するために、「生活環境の保全と向上」「循環型社会の推進」などの基本目標を掲げ、各施策の展開を図ってきた。今後は、「第3次津久見市環境基本計画」を策定し、継続した取組を行っていくこととしている。生活環境の保全と向上では、以前から大気汚染、騒音、振動、水質汚濁等の監視をしており、今後も市民生活の安全確保のため、環境監視を継続し、行政、市民、事業者が一体となって環境を守っていく。循環型社会の推進では、ごみの発生量を抑制し、資源として再利用し再生する3R運動をさらに進め、不要なものを買わない、修理して長く使う、を加えた5R運動を促進していく。大分県・太平洋セメント株式会社・津久見市の三者が締結した協定に基づき、本市のセメント産業事業所の社会貢献の一環として、全国各地で発生する災害廃棄物をセメント工場で受け入れ、焼成の原料・燃料として資源化処理することで、循環型社会の形成及び大規模災害に備えた体制の整備を図る。建設中の津久見市新庁舎については、屋上や外

壁部分の断熱を徹底し、熱負荷を抑える等の省エネルギーへの配慮や太陽光発電設備や蓄電池の設置等の再生可能エネルギーの活用を検討していく。その他の公共施設についても、導入を検討する。温室効果ガスの排出抑制に取り組むとともに、地球温暖化防止対策を推進し、脱炭素社会の実現を目指して、省エネルギー、本市における自然の恵みを生かした再生可能エネルギー導入を推進し、産業振興や地域資源へつなげていく。一方で、自然環境や景観・生活環境との調和の重要性を認識しつつ、地域住民との合意形成を図り、地域との関係構築や安全確保を前提とした再生可能エネルギーの導入を進めていく。自然環境、生活環境、地球環境など様々な環境を取り巻く情勢の変化又は環境保全と経済発展の両立を実現できる「持続可能な地域社会」を構築していく。

(3) 計画 事業計画(令和3年度～令和7年度)

該当なし

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当なし

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 地域イベントと地域づくり

港まつりや扇子踊り大会、ふるさと振興祭といった本市を代表するイベントや各地区においても住民主体のイベントが開催されている。市外からの来場者を促す観光的要素の強いものと、地域コミュニティ活動の活性化につながるものに大別されるが、地域イベントと地域づくりを結びつけ、より相乗効果を生む施策に転換していく必要がある。

壁部分の断熱を徹底し、熱負荷を抑える等の省エネルギーへの配慮や太陽光発電設備や蓄電池の設置等の再生可能エネルギーを活用していく。その他の公共施設についても、導入を検討する。温室効果ガスの排出抑制に取り組むとともに、地球温暖化防止対策を推進し、脱炭素社会の実現を目指して、省エネルギー、本市における自然の恵みを生かした再生可能エネルギー導入を推進し、産業振興や地域資源へつなげていく。一方で、自然環境や景観・生活環境との調和の重要性を認識しつつ、地域住民との合意形成を図り、地域との関係構築や安全確保を前提とした再生可能エネルギーの導入を進めていく。自然環境、生活環境、地球環境など様々な環境を取り巻く情勢の変化又は環境保全と経済発展の両立を実現できる「持続可能な地域社会」を構築していく。

(3) 計画 事業計画(令和8年度～令和12年度)

該当なし

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当なし

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 地域イベントと地域づくり

港まつりや扇子踊り大会、ふるさと振興祭といった本市を代表するイベントや各地区においても住民主体のイベントが開催されている。市外からの来場者を促す観光的要素の強いものと、地域コミュニティ活動の活性化につながるものに大別されるが、地域イベントと地域づくりを結びつけ、より相乗効果を生む施策に転換していく必要がある。

## イ 広域連携

平成 28 年 3 月に 7 市 1 町で連携協約を締結した「大分都市広域圏」では、「第 2 期大分都市広域圏ビジョン」に基づき、広域的に実施することでより効果的な施策の実現に向け協議・検討を行っている。

人口減少が今後も見込まれる中、各市町が単独では解決できない課題解決や安心して快適な暮らしを営んでいける様々な施策を今後も継続して行っていく。

### (2) その対策

#### ア 地域イベントと地域づくり

地区住民が、相互協力のもとで地域社会を形成していくことが重要であるが、高齢化率の高い地域は機能低下が懸念され、地域そのものの存続自体が危ぶまれている。地域おこし協力隊等を活用して地域固有の課題に取り組み、「地区社協」などの地域住民が主体となった活動を普及させていく中で、地域における相互協力体制の構築を図るとともに、地域の伝統芸能・文化の継承や地区的祭典等、住民の生きがい対策も推進していく。また、市を代表する、港まつりや扇子踊り大会、ふるさと振興祭等のイベントや各地区で開催する行事等すべてにおいて、住民の積極的な参画を促し、活力ある地域づくりを推進していく。さらに、つくみイルカ島から市中心部への周遊性向上を目的とした「つくみイルカ島フェスティバル」、市中心部の賑わい創出、津久見みかん等の第一次産品の販路拡大等を目的とした「つくみ軽トラ市」、西日本一を目指す「桜観光」、地域人材の育成等を目的とした「まちづくり推進事業」、「津久見くらしの体験博覧会 津っぽく」、「宇宙と網代島」をテーマに児童・生徒等を対象とした学習イベント、石灰石・セメント産業等の基幹産業を活用した「産業観光」、野球等を通じたスポーツ交流、「津久見扇子踊り」、「津久見櫻の実少年少女合唱団」

施策に転換していく必要がある。

## イ 広域連携

平成 28 年 3 月に 7 市 1 町で連携協約を締結した「大分都市広域圏」では、「第 2 期大分都市広域圏ビジョン」に基づき、広域的に実施することでより効果的な施策の実現に向け協議・検討を行ってきた。令和 8 年度からは、8 市 1 町による「第 3 期大分都市広域圏ビジョン」に基づき、人口減少が今後も見込まれる中、各市町が単独では解決できない課題解決や安心して快適な暮らしを営んでいける様々な施策を今後も継続して行っていく。

### (2) その対策

#### ア 地域イベントと地域づくり

地区住民が、相互協力のもとで地域社会を形成していくことが重要であるが、高齢化率の高い地域は機能低下が懸念され、地域そのものの存続自体が危ぶまれている。地域おこし協力隊等を活用して地域固有の課題に取り組み、「地区社協」などの地域住民が主体となった活動を普及させていく中で、地域における相互協力体制の構築を図るとともに、地域の伝統芸能・文化の継承や地区的祭典等、住民の生きがい対策も推進していく。また、市を代表する、港まつりや扇子踊り大会、ふるさと振興祭等のイベントや各地区で開催する行事等すべてにおいて、住民の積極的な参画を促し、活力ある地域づくりを推進していく。さらに、つくみイルカ島から市中心部への周遊性向上を目的とした「つくみイルカ島フェスティバル」、市中心部の賑わい創出、津久見みかん等の第一次産品の販路拡大等を目的とした「つくみ軽トラ市」、\_\_\_\_\_ 「桜観光」、

\_\_\_\_\_ 「宇宙と網代島」をテーマに児童・生徒等を対象とした学習イベント、石灰石・セメント産業等の基幹産業を活用した「産業観光」、野球

等の文化交流等、津久見ならではの地域資源を活用し、市内周遊性、賑わい創出、観光誘客、地域間交流、地域人材の発掘・育成、学習機会の確保等、多様な効果を生む観光地域づくりイベントの強化を図り、地域活性化につなげていく。

#### イ 広域連携

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち、「公共施設の相互利用の促進」「市民活動の推進」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより、本計画に記載するその他地域の持続的発展に関し必要な事項をより効果的に進める。

等を通じたスポーツ交流、「津久見扇子踊り」、「津久見櫻の実少年少女合唱団」等の文化交流等、津久見ならではの地域資源を活用し、市内周遊性、賑わい創出、観光誘客、地域間交流、地域人材の発掘・育成、学習機会の確保等、多様な効果を生む観光地域づくりイベントの強化を図り、地域活性化につなげていく。

#### イ 広域連携

大分県内の8市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち、「公共施設の相互利用の促進」「市民活動の推進」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより、本計画に記載するその他地域の持続的発展に関し必要な事項をより効果的に進める。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 地域イベントと地域づくり	港まつり負担金	実行委員会	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	ふるさと振興祭補助金 (物産品の開発・紹介、地域グループの育成及び伝統芸能の継承等のため補助金を交付し、「ふるさと振興祭」を開催することで、地域経済の活性化を図る。)	実行委員会	
	(3) その他	市民交流拠点整備事業 都市構造再編集中支援事業	市	

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	□(1) 地域イベントと地域づくり	港まつり負担金 地域おこし協力隊招致事業	実行委員会 市	
	□(2) 過疎地域持続的発展特別事業	ふるさと振興祭補助金 (物産品の開発・紹介、地域グループの育成及び伝統芸能の継承等のため補助金を交付し、「ふるさと振興祭」を開催することで、地域経済の活性化を図る。)	実行委員会	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当なし

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当なし

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分					事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分				
持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	観光振興事業 (観光振興のために補助金を交付し、誘客事業や宣伝、食観光の推進等を行い、交流人口の増、地域経済の活性化を図る。)	観光協会	左記内容のとおり、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業	2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	観光振興事業 (観光振興のために補助金を交付し、誘客事業や宣伝、食観光の推進等を行い、交流人口の増、地域経済の活性化を図る。)	観光協会ほか	左記内容のとおり、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業
		津久見観光周遊性創出事業 (「つくみイルカ島」を核として、観光客を効率的に津久見市全域に周遊させ、市中心部の活性化を図る。)	協議会	左記内容のとおり、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業					
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	コミュニティバス等運行事業 (路線バス事業の補助やコミュニティバス等運行事業を行うことで、市民の移動利便性の確保や住民生活の質的向上を図る。)	市・事業者	左記内容のとおり、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業	5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	コミュニティバス等運行事業 (路線バス事業の補助やコミュニティバス等運行事業を行うことで、市民の移動利便性の確保や住民生活の質的向上を図る。)	市・事業者	左記内容のとおり、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業
		離島航路事業費補助金 (離島航路事業者に対して補助金を交付し、事業者の経営安定を図るとともに、島民生活の安定による定住促進を図る。)	事業者	左記内容のとおり、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業					
6 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	地域消防支援事業 (地域消防団に対して、運営費等の支援を行うことで、消防団活動を円滑に行い、地域住民の生命及び財産を灾害や被害から守る。)	消防団	左記内容のとおり、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業	6 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	地域消防支援事業 (地域消防団に対して、運営費等の支援を行うことで、消防団活動を円滑に行い、地域住民の生命及び財産を灾害や被害から守る。)	消防団	左記内容のとおり、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	重度心身障害者医療費助成事業 (重度の心身障がい者「児」に対し医療費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減及び福祉の増進を図る。)	市	左記内容のとおり、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業					
		子ども医療費助成事業 (子どもの医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減と子育て環境の充実を図ることで少子化に歯止めをかける。)	市	左記内容のとおり、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業					
8 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	医療施設駐車場確保事業 (医療の中核を担っている津久見市医師会立津久見中央病院の来訪者用駐車場を確保し、利便性を向上させることにより、市民の医療機会の確保と健康増進、定住促進を図る。)	市	左記内容のとおり、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業	8 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	医療施設駐車場確保事業 (医療の中核を担っている津久見市医師会立津久見中央病院の来訪者用駐車場を確保し、利便性を向上させることにより、市民の医療機会の確保と健康増進、定住促進を図る。)	市	左記内容のとおり、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業
		在宅当番医制運営事業 (市民の休日の救急医療を確保するため、在宅当番医による休日の救急医療を行うことで、市民の医療機会の確保と健康増進、定住促進を図る。)	市	左記内容のとおり、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業					
11 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	ふるさと振興祭補助金 (物産品の開発・紹介、地域グループの育成及び伝統芸能の継承等のため補助金を交付し、「ふるさと振興祭」を開催することで、地域経済の活性化を図る。)	文化団体等	左記内容のとおり、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業					
		13 その他地域の持続的発展に關し必要な事項	実行委員会	左記内容のとおり、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業					

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
11 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	文化団体補助金 (市を代表する文化団体「樫の実会」「文化協会」「観劇会」等に 補助金を交付し、活動が活発化することにより、地域間交流の促進 を図る。)	樫の実会 ほか	左記内容のと おり、効果は 一過性でなく 将来に及ぶ事 業
		地域文化継承事業 (伝統芸能「津久見扇子踊り」について、イベントの開催、普及活 動等により後世への継承を行い、市民生活の質的向上、学習効果、 定住促進を図る。)	実行委員会	左記内容のと おり、効果は 一過性でなく 将来に及ぶ事 業
13 その他地域の持続的 発展に関し必要な事 項	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	ふるさと振興祭補助金 (物産品の開発・紹介、地域グ ループの育成及び伝統芸能の継承 等のため補助金を交付し、「ふる さと振興祭」を開催することで、 地域経済の活性化を図る。)	実行委員会	左記内容のと おり、効果は 一過性でなく 将来に及ぶ事 業

